

第3次大阪狭山市障がい者計画  
第5期大阪狭山市障がい福祉計画  
第1期大阪狭山市障がい児福祉計画

2018年（平成30年）3月

大阪狭山市



## はじめに

本市では、平成20年3月に、「第2次大阪狭山市障害者計画」を策定し、誰もが安心して快適に暮らすことのできる生活環境の整備を進め、障がいのある人が自立した生活ができるよう、すべての人が互いに尊重し支え合う「共生社会」の実現に向け、障がい者福祉の向上を図ってまいりました。



この間、国においては、地域社会での共生の実現に向けた新たな障がい保健福祉施策を講じていくため、「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）へと見直され、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とする「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が成立するなど、障がい者福祉を取り巻く環境は引き続き大きく変化しています。

これらの環境の変化を踏まえ、本市としましては、従来の計画の理念を継承し、障がいの有無に関係なく、すべての人にとって暮らしやすい「共生社会」の実現をめざすとともに、障がい福祉サービス・障がい児通所支援サービス等の充足に向けた施策も含めた障がい福祉分野における包括的な取組みを進めていくため「第3次大阪狭山市障がい者計画、第5期大阪狭山市障がい福祉計画、第1期大阪狭山市障がい児福祉計画」を一体的に策定しました。

今後も、障がいのある人が住み慣れた地域で、自らの意思により自分らしく安心した生活を送ることができるよう、関係機関などとの連携を一層強化しながら、本計画を推進し、「共生社会」の実現をめざした施策の充実を図ってまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、ご尽力をいただきました大阪狭山市障害者施策推進協議会の委員の皆様をはじめ、アンケート調査やヒアリング調査にご協力いただきました皆様に心からお礼申し上げます。

2018年（平成30年）3月

大阪狭山市長 古川 照人



# 目 次

<b>第1章 計画の策定にあたって</b> .....	1
第1節 計画策定の背景と趣旨.....	1
第2節 計画の性格.....	2
1 法的根拠.....	2
2 他計画との関係.....	2
第3節 本計画の対象.....	3
第4節 計画の策定体制.....	4
第5節 計画の期間.....	4
<b>第2章 本市の障がい者を取り巻く現状と課題</b> .....	5
第1節 人口構造.....	5
第2節 障がい者（児）の状況.....	6
1 障がい者手帳所持者の推移.....	6
2 身体障がい者手帳所持者の状況.....	7
3 療育手帳所持者の状況.....	9
4 精神障がい者保健福祉手帳所持者の状況.....	10
5 難病患者の状況.....	10
第3節 就園・就学状況.....	11
1 就学前児童の手帳所持者の状況.....	11
2 市立小中学校の特別支援学級、府立支援学校などの在籍状況.....	12
第4節 就労状況.....	14
1 障がい者の求職・雇用状況.....	14
第5節 アンケート調査結果でみる障がい者の状況や意識.....	16
1 調査の実施概要.....	16
2 調査の結果概要.....	16
3 アンケート調査の結果から見える課題.....	43
<b>第3章 計画の基本的考え方</b> .....	47
第1節 計画の基本理念と基本的視点.....	47
1 基本理念.....	47
2 基本的視点.....	48
第2節 施策の体系.....	49

<b>第4章 分野別施策の展開</b> .....	<b>51</b>
<b>施策分野1</b> 安全・安心に暮らせる生活環境の推進 .....	51
<b>施策分野2</b> 自立した地域生活への支援 .....	55
<b>施策分野3</b> 差別の解消及び権利擁護等の推進 .....	60
<b>施策分野4</b> 心身の健康保持・増進のための保健・医療の推進 .....	64
<b>施策分野5</b> 経済的自立に向けた就労環境の推進 .....	67
<b>施策分野6</b> 障がい者の力を引き出す教育・社会参加の推進 .....	69
<b>第5章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画</b> .....	<b>75</b>
<b>第1節 第4期計画の実績</b> .....	75
1 数値目標の現状 .....	75
2 障がい支援区分 .....	78
3 障がい福祉サービスの利用状況 .....	78
4 障がい児通所支援サービスの利用状況 .....	88
5 地域生活支援事業の利用状況 .....	90
<b>第2節 2020年度における成果目標</b> .....	98
1 障がい福祉計画 .....	98
2 障がい児福祉計画 .....	102
<b>第3節 障がい福祉サービス・障がい児通所支援サービスの見込み</b> .....	104
1 障がい福祉サービス .....	105
2 障がい児通所支援サービス .....	113
3 相談支援 .....	115
<b>第4節 地域生活支援事業の見込み</b> .....	117
1 必須事業 .....	117
2 任意事業 .....	121
<b>第6章 計画の推進体制</b> .....	<b>123</b>
1 計画の推進体制 .....	123
2 計画の進行管理及び評価 .....	123
<b>資料編</b> .....	<b>125</b>
1 大阪狭山市障害者施策推進協議会条例及び検討委員会設置規程 .....	125
2 大阪狭山市障害者施策推進協議会委員名簿 .....	129
3 大阪狭山市障害者施策推進協議会の開催経過 .....	130
4 大阪狭山市障害者計画及び大阪狭山市障害福祉計画検討委員会の開催経過 .....	131
5 用語解説 .....	132
6 大阪狭山市子ども・子育て支援事業計画における各事業の利用量見込み（抜粋） .....	134

(※) が付いた用語の説明は、資料編の用語解説を参照してください。

---

# 第1章

## 計画の策定にあたって

---



# 第1章 計画の策定にあたって

## 第1節 計画策定の背景と趣旨

「障害者の権利に関する条約」（以下「障害者権利条約」という。）は2006年（平成18年）に国際連合で採択され、国においてはその批准に向けた国内法の整備を進めてきました。

まず、2011年（平成23年）に改正した「障害者基本法」では、障がい者の定義を見直すとともに、障害者権利条約では障がい者に対する合理的な配慮の概念が盛り込まれました。2012年（平成24年）6月には障害者自立支援法を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）に改正し、難病患者を障がい福祉サービスの対象に含めるなど制度改正を実施しました。さらに、2013年（平成25年）6月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）が成立し、2016年（平成28年）4月から施行されています。また、2013年（平成25年）9月には、国における障がい者施策の基本的なあり方を示す「障害者基本計画（第3次）」（以下「国の基本計画」という。）を策定しました。

これら一連の法整備などを経て、2014年（平成26年）1月に「障害者権利条約」が批准され、障がい者を取り巻く環境は大きく変化することとなりました。また、近年、社会の高齢化や世帯の小規模化が進むとともに、障がい者数の増加と高齢化、障がいの重度化もみられ、それに伴って、障がい福祉のニーズは、より多様化する傾向にあります。障がい者が自らの意思により地域で安心した生活を送ることができるまちを実現するために、本市が担う役割は、これまでも増して重要なものとなっています。

本市では、これらの障がい者を取り巻く動向に留意しながら、障がい者の実態やニーズの把握に努め、2008年（平成20年）3月に「第2次大阪狭山市障がい者計画」（以下「第2次計画」という。）を策定し、「誰もが安心して暮らせる共生社会の実現をめざして」という基本理念のもと、障がい者施策を総合的に推進するとともに、2015年（平成27年）3月には「第4期大阪狭山市障がい福祉計画」（以下「第4期計画」という。）を策定し、障がい福祉サービスの提供体制の整備を図ってきました。この間、2012年（平成24年）10月には障がい者虐待防止センターを設け、障がい者虐待への迅速な対応体制を構築するとともに、成年後見制度<sup>(※)</sup>の利用を促進することで、障がい者の権利擁護の確保にも努めています。さらに、2013年（平成25年）12月には基幹相談支援センターを開設し、相談支援機能の強化を図るなど、障がい者を総合的に支援する体制も構築し、障がい者福祉サービスの充実・強化に取り組んできました。

第2次計画と第4期計画が2017年度（平成29年度）末をもって終了することから、障害者総合支援法の基本理念や趣旨、これに基づき国が策定する基本指針を踏まえ、本市における共生社会の実現に向けた分野別施策の方向性を定めるとともに、障がい者の地域生活を支える障がい福祉サービス、障がい児通所支援などの量的・質的な充実を一層図るため、「第3次大阪狭山市障がい者計画、第5期大阪狭山市障がい福祉計画及び第1期大阪狭山市障がい児福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

## 第2節 計画の性格

### 1 法的根拠

障がい者計画は、障害者基本法第11条第3項を根拠に策定が義務付けられた「市町村障がい者計画」で、国の基本計画や大阪府の計画に基づき、地域の障がい者の状況を踏まえ、障がい者施策に関する基本的な考え方や方向性を明らかにし、施策の総合的な推進を図るための基本的な計画です。

障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項に規定する「市町村障がい福祉計画」として、障がい福祉サービスなどの提供体制及びその確保方策などを定める計画です。

障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項に規定する「市町村障がい児福祉計画」として、障がい児通所支援などの提供体制及びその確保方策などを定める計画です。

策定にあたっては、国の基本計画や基本指針に即し、本市の実情を反映した計画として策定しています。

さらに、障害者差別解消法の制定及び障害者権利条約の批准などを踏まえ、本市における共生社会の実現に向けた取組みを推進する内容とします。

### 2 他計画との関係

本計画のうち障がい者計画は、大阪狭山市総合計画の分野別計画のひとつであり、障がい者のための施策に関する本市の基本方向や目標を総合的に定めた計画と位置づけられます。障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、障がい者の地域移行を促進するための障がい福祉サービス提供体制の整備・充実と障がい児通所支援などの提供体制の整備・充実を計画的に進めるものであり、障がい者計画の分野別施策を具体的に実施する計画に相当するものです。

さらに、本計画の策定にあたっては、「大阪狭山市地域福祉計画」「大阪狭山市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「大阪狭山市子ども・子育て支援事業計画」「健康大阪さやま21」など、関連する健康福祉計画との整合を図り策定しています。

## 【障がい者計画と障がい福祉計画、障がい児福祉計画の関係】

### 障がい者計画

- ◇ 法的根拠：障害者基本法（第11条第3項）
- ◇ 計画の期間：9年
- ◇ 内容：障がい者のための施策に関する基本的な計画（生活支援、保健・医療、教育、文化芸術活動・スポーツ、雇用・就業、経済的自立の支援、生活環境、情報アクセシビリティ<sup>(※)</sup>、安全・安心、差別の解消及び権利擁護の推進、行政サービス等における配慮等）

### 障がい福祉計画

- ◇ 法的根拠：障害者総合支援法（第88条第1項）
- ◇ 計画の期間：3年
- ◇ 内容：各年度における障がい福祉サービス・相談支援の種類ごとの必要量見込みと確保の方策、地域生活支援事業の実施に関する事項

### 障がい児福祉計画

- ◇ 法的根拠：児童福祉法（第33条の20第1項）
- ◇ 計画の期間：3年
- ◇ 内容：各年度における障がい児通所支援サービス・相談支援の種類ごとの必要量見込みと確保の方策

## 第3節 本計画の対象

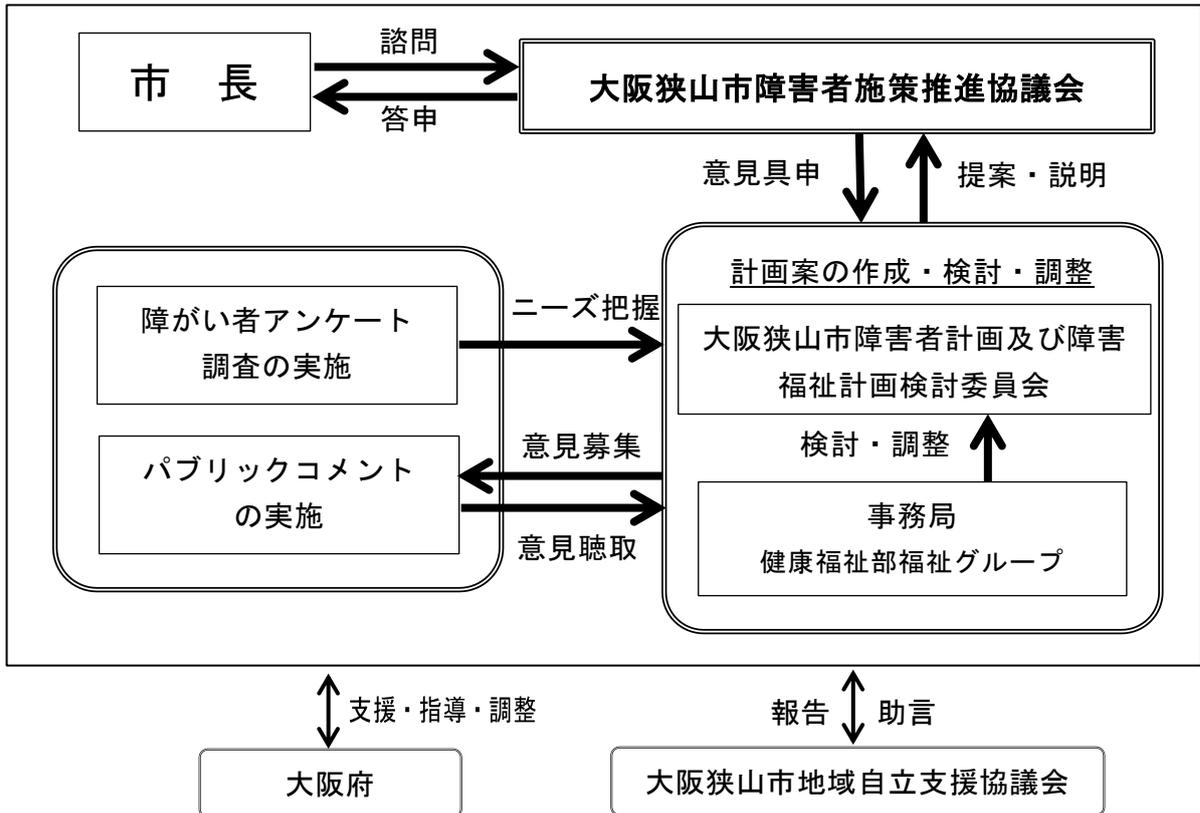
「障がい者」の定義については、障害者基本法第2条において、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁<sup>(※)</sup>により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」とされています。さらに、社会的障壁<sup>(※)</sup>については、「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。」と定義されています。

以上の定義を踏まえ、本計画の対象者は、身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳を所持している人だけでなく、難病患者、療育の必要な児童・生徒、発達障がい者、高次脳機能障がい者や自立支援医療（精神通院）制度の適用を受けている人、ひきこもりなどの状態であるため困難な状況に置かれている、日常生活や社会生活で支援を必要とするすべての人としています。

## 第4節 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、アンケート調査、障がい者やその家族などの意見による実態把握に努めました。

さらに関係団体・機関などの代表者、学識経験者などで構成される「大阪狭山市障害者施策推進協議会」で計画に対する意見などを聴取しながら策定しました。



## 第5節 計画の期間

本計画の期間は、第3次大阪狭山市障がい者計画が2018年度(平成30年度)から2026年度までの9年間、第5期大阪狭山市障がい福祉計画(以下「第5期計画」という。)と第1期大阪狭山市障がい児福祉計画が2018年度(平成30年度)から2020年度までの3年間とします。

ただし、国の法制度の改正をはじめ、社会情勢やニーズの変化、計画の進捗状況などにより、必要に応じ見直しを行うこととします。

### 【計画の期間】

2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
<b>第3次大阪狭山市障がい者計画</b>								
第5期大阪狭山市障がい福祉計画			第6期大阪狭山市障がい福祉計画			第7期大阪狭山市障がい福祉計画		
第1期大阪狭山市障がい児福祉計画		第2期大阪狭山市障がい児福祉計画		第3期大阪狭山市障がい児福祉計画				

---

## 第2章

### 本市の障がい者を取り巻く 現状と課題

---



## 第2章 本市の障がい者を取り巻く現状と課題

### 第1節 人口構造

本市の総人口は、2010年(平成22年)以降減少傾向にあり、2015年(平成27年)10月1日現在57,792人となっています。年齢3区分別で見ると、0～14歳の年少人口と15～64歳の生産年齢人口は減少傾向にあり、65歳以上の高齢者人口は増加傾向にあります。2015年(平成27年)の高齢化率(65歳以上人口が総人口に占める割合)は26.8%と、高齢者が総人口の4分の1以上を占めています。

「大阪狭山市人口ビジョン」(2015年度(平成27年度)策定)における推計によると、2025年には総人口が56,895人まで減少し、高齢者が総人口の29.6%を占めると予測されています。

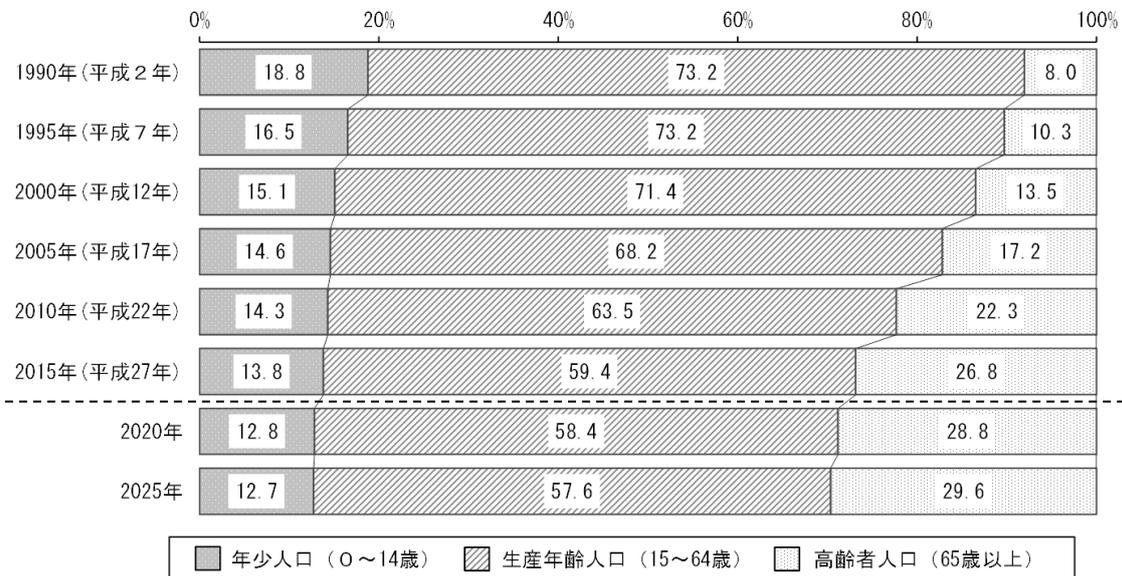
#### □ 年齢3区分別人口の推移

		1990年 (平成2年)	1995年 (平成7年)	2000年 (平成12年)	2005年 (平成17年)	2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)	2020年	2025年
総人口	人	54,319	57,647	56,996	58,208	58,227	57,792	57,692	56,895
年少人口 (0～14歳)	人	10,210	9,539	8,562	8,492	8,323	7,932	7,385	7,226
	構成比	18.8%	16.5%	15.1%	14.6%	14.3%	13.8%	12.8%	12.7%
生産年齢人口 (15～64歳)	人	39,753	42,181	40,544	39,688	36,892	34,114	33,692	32,772
	構成比	73.2%	73.2%	71.4%	68.2%	63.5%	59.4%	58.4%	57.6%
高齢者人口 (65歳以上)	人	4,356	5,927	7,639	9,997	12,915	15,419	16,615	16,841
	構成比	8.0%	10.3%	13.5%	17.2%	22.2%	26.8%	28.8%	29.6%
年齢不詳	人	0	0	251	31	97	327	0	0

資料：2015年(平成27年)までは国勢調査(各年10月1日現在)、  
2020・2025年は「大阪狭山市人口ビジョン」(2015年度(平成27年度))

※2025年は四捨五入の関係により合計が一致しません。

#### □ 年齢3区分別人口割合の推移



## 第2節 障がい者（児）の状況

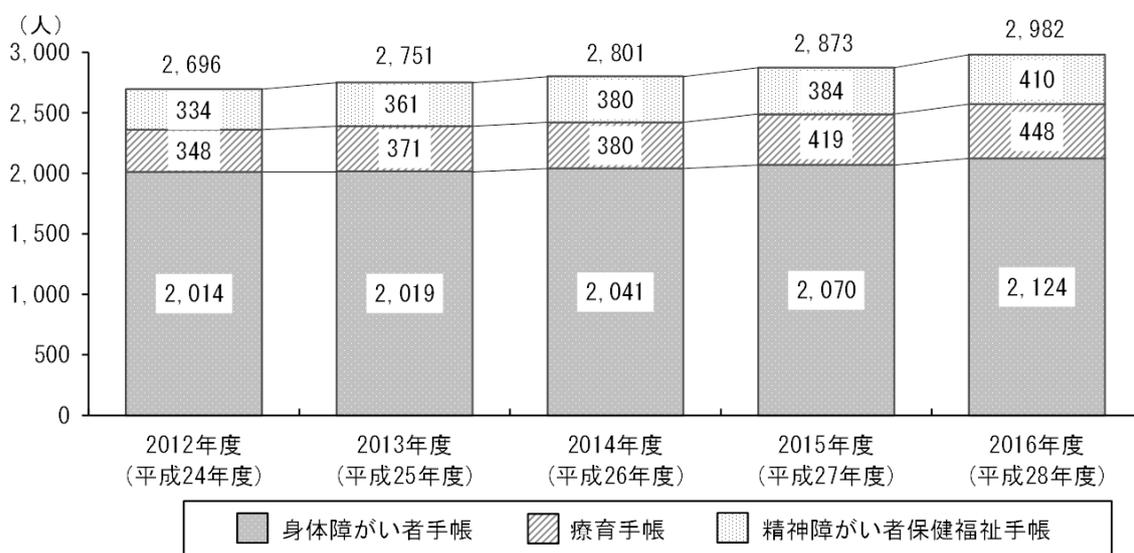
### 1 障がい者手帳所持者の推移

#### (1) 障がい者手帳所持者の推移

障がい者手帳所持者数は年々増加しており、2016年度(平成28年度)では2,982人となっています。

手帳の種類別で見ると、身体障がい者手帳が2,124人で最も多く、療育手帳では2012年度(平成24年度)の348人より100人増加し、1.29倍と伸びが大きくなっています。精神障がい者保健福祉手帳では2012年度(平成24年度)の334人より76人増加し、1.23倍となっています。

#### □ 障がい者手帳所持者の推移



資料：福祉グループ（各年度末現在）

#### (2) 障がい者手帳所持者の年齢別内訳

各手帳の年齢別所持者の割合をみると、身体障がい者手帳は18歳以上が97.4%、療育手帳は18歳以上が70.5%、精神障がい者保健福祉手帳は18歳以上が95.9%となっています。

また、療育手帳は18歳未満の手帳所持者数の割合が、他の手帳と比べ大きくなっています。

#### □ 障がい者手帳所持者の年齢別内訳

	18歳未満		18歳以上	
	人	構成比	人	構成比
身体障がい者手帳	56	2.6%	2,068	97.4%
療育手帳	132	29.5%	316	70.5%
精神障がい者保健福祉手帳	17	4.1%	393	95.9%

資料：福祉グループ（2016年度(平成28年度)末現在）

## 2 身体障がい者手帳所持者の状況

身体障がい者手帳の所持者は、微増しており、年齢にかかわらず増加傾向がみられます。

障がいの等級別では、1級と4級が多く、5、6級の軽度の障がい者の割合が低くなっています。

障がいの種類別の推移をみると、18歳以上ではいずれの障がいも増加し、肢体不自由が身体障がい者手帳所持者の58.0%を占めています。

### □ 身体障がい者手帳所持者の年齢別内訳

	2012年度 (平成24年度)		2013年度 (平成25年度)		2014年度 (平成26年度)		2015年度 (平成27年度)		2016年度 (平成28年度)	
	人	構成比								
18歳未満	43	2.1%	44	2.2%	45	2.2%	47	2.3%	56	2.6%
18歳以上	1,971	97.9%	1,975	97.8%	1,996	97.8%	2,023	97.7%	2,068	97.4%
合計	2,014	100.0%	2,019	100.0%	2,041	100.0%	2,070	100.0%	2,124	100.0%

資料：福祉グループ（各年度末現在）

### □ 身体障がい者手帳所持者の等級別内訳

	2012年度 (平成24年度)		2013年度 (平成25年度)		2014年度 (平成26年度)		2015年度 (平成27年度)		2016年度 (平成28年度)	
	人	構成比								
1級	512	25.4%	518	25.7%	529	25.9%	549	26.5%	572	26.9%
2級	289	14.3%	278	13.8%	268	13.1%	275	13.3%	277	13.0%
3級	361	17.9%	365	18.1%	363	17.8%	354	17.1%	358	16.9%
4級	618	30.7%	624	30.9%	636	31.2%	638	30.8%	641	30.2%
5級	127	6.3%	132	6.5%	135	6.6%	145	7.0%	159	7.5%
6級	107	5.3%	102	5.1%	110	5.4%	109	5.3%	117	5.5%
合計	2,014	100.0%	2,019	100.0%	2,041	100.0%	2,070	100.0%	2,124	100.0%

資料：福祉グループ（各年度末現在）

### □ 身体障がい者手帳所持者の障がい種類の等級別内訳

	視覚障がい		聴覚平衡 機能障がい		音声言語 そしゃく機 能障がい		肢体不自由		内部障がい		計	
	人	構成比	人	構成比	人	構成比	人	構成比	人	構成比	人	構成比
1級	42	32.6%	8	6.1%	1	3.0%	159	12.5%	362	64.9%	572	26.9%
2級	37	28.7%	24	18.2%	2	6.1%	204	16.0%	10	1.8%	277	13.0%
3級	5	3.9%	17	12.9%	16	48.5%	260	20.4%	60	10.8%	358	16.9%
4級	13	10.1%	35	26.5%	14	42.4%	453	35.6%	126	22.6%	641	30.2%
5級	18	14.0%	0	0.0%	0	0.0%	141	11.1%	0	0.0%	159	7.5%
6級	14	10.9%	48	36.4%	0	0.0%	55	4.3%	0	0.0%	117	5.5%
合計	129	100.0%	132	100.0%	33	100.0%	1,272	100.0%	558	100.0%	2,124	100.0%

資料：福祉グループ（2016年度（平成28年度）末現在）

□ 身体障がい者手帳所持者の障がい種類の年齢別内訳

		2014年度 (平成26年度)		2015年度 (平成27年度)		2016年度 (平成28年度)	
		人	構成比	人	構成比	人	構成比
視覚障がい	18歳未満	2	0.1%	1	0.0%	1	0.0%
	18歳以上	124	6.1%	127	6.1%	128	6.0%
聴覚平衡機能障がい	18歳未満	5	0.2%	4	0.2%	5	0.2%
	18歳以上	118	5.8%	120	5.8%	127	6.0%
音声言語そしゃく機能障がい	18歳未満	1	0.0%	1	0.0%	1	0.0%
	18歳以上	30	1.5%	27	1.3%	32	1.5%
肢体不自由	18歳未満	30	1.5%	33	1.6%	40	1.9%
	18歳以上	1,220	59.8%	1,221	59.0%	1,232	58.0%
内部障がい	18歳未満	7	0.3%	8	0.4%	9	0.4%
	18歳以上	504	24.7%	528	25.5%	549	25.8%
合計		2,041	100.0%	2,070	100.0%	2,124	100.0%

資料：福祉グループ（各年度末現在）

### 3 療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者数は増加傾向にあります。また、年齢構成では、18歳以上が7割を占めており、障がいの程度では、B2判定（軽度）が38.8%（174人）を占め、A判定（重度）が37.9%（170人）となっています。

また、いずれの判定も18歳未満より18歳以上のほうが多くなっています。

#### □ 療育手帳所持者の年齢別内訳

	2012年度 (平成24年度)		2013年度 (平成25年度)		2014年度 (平成26年度)		2015年度 (平成27年度)		2016年度 (平成28年度)	
	人	構成比								
18歳未満	109	31.3%	107	28.8%	110	28.9%	123	29.4%	132	29.5%
18歳以上	239	68.7%	264	71.2%	270	71.1%	296	70.6%	316	70.5%
合計	348	100.0%	371	100.0%	380	100.0%	419	100.0%	448	100.0%

資料：福祉グループ（各年度末現在）

#### □ 療育手帳所持者の障がいの程度別内訳

	2012年度 (平成24年度)		2013年度 (平成25年度)		2014年度 (平成26年度)		2015年度 (平成27年度)		2016年度 (平成28年度)	
	人	構成比								
A判定	148	42.5%	155	41.8%	158	41.6%	164	39.1%	170	37.9%
B1判定	82	23.6%	88	23.7%	86	22.6%	97	23.2%	104	23.2%
B2判定	118	33.9%	128	34.5%	136	35.8%	158	37.7%	174	38.8%
合計	348	100.0%	371	100.0%	380	100.0%	419	100.0%	448	100.0%

資料：福祉グループ（各年度末現在）

#### □ 療育手帳所持者の年齢の障がいの程度別内訳

	総数		18歳未満		18歳以上	
	人	構成比	人	構成比	人	構成比
A判定	170	100.0%	47	27.6%	123	72.4%
B1判定	104	100.0%	25	24.0%	79	76.0%
B2判定	174	100.0%	60	34.5%	114	65.5%
合計	448	100.0%	132	29.5%	316	70.5%

資料：福祉グループ（2016年度（平成28年度）末現在）

## 4 精神障がい者保健福祉手帳所持者の状況

精神障がい者保健福祉手帳所持者の障がいの程度は、2級が67.3%（276人）を占め、次いで3級が22.2%（91人）となっており、いずれも増加傾向にあります。なお、1級は減少傾向にあります。

□ 精神障がい者保健福祉手帳所持者の障がいの程度別内訳

	2012年度 (平成24年度)		2013年度 (平成25年度)		2014年度 (平成26年度)		2015年度 (平成27年度)		2016年度 (平成28年度)	
	人	構成比								
1級	69	20.7%	53	14.7%	51	13.4%	44	11.5%	43	10.5%
2級	226	67.7%	253	70.1%	261	68.7%	263	68.5%	276	67.3%
3級	39	11.7%	55	15.2%	68	17.9%	77	20.1%	91	22.2%
合計	334	100.0%	361	100.0%	380	100.0%	384	100.0%	410	100.0%

資料：福祉グループ（各年度末現在）

## 5 難病患者の状況

医療費助成制度の承認人数は年々増加し、2016年度（平成28年度）は523人で2014年度（平成26年度）の469人から54人増（12%増）となっています。また、承認疾病は「潰瘍性大腸炎」「パーキンソン病」が多くなっています。

□ 難病法に基づく医療費助成制度の承認人数の推移

	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)
承認人数(人)	469	504	523

※難病法の改正により2015年（平成27年）1月1日から対象疾病が見直されています。

資料：大阪府（各年度末現在）

□ 難病法に基づく医療費助成制度の承認疾病（上位10疾病）

順位	疾患名	承認人数(人)
1	潰瘍性大腸炎	88
2	パーキンソン病	79
3	全身性エリテマトーデス	33
4	後縦靭帯骨化症	24
5	網膜色素変性症	20
6	クローン病	16
7	重症筋無力症 特発性血小板減少性紫斑病	15
9	特発性拡張型心筋症 皮膚筋炎／多発性筋炎	14

資料：大阪府（2016年度（平成28年度）末現在）

### 第3節 就園・就学状況

#### 1 就学前児童の手帳所持者の状況

就学前児童の手帳所持者数全体で、2012年度(平成24年度)から2016年度(平成28年度)までの5年間で29人の増加で約1.7倍となっています。いずれの手帳も増加傾向にあり、身体障がい者手帳では23人増加しています。

□ 就学前児童の手帳所持者数

	2012年度 (平成24年度)		2013年度 (平成25年度)		2014年度 (平成26年度)		2015年度 (平成27年度)		2016年度 (平成28年度)	
	人	構成比								
身体障がい者手帳	13	30.2%	18	43.9%	22	48.9%	26	44.8%	36	50.0%
療育手帳	29	67.4%	22	53.7%	22	48.9%	31	53.4%	34	47.2%
精神障がい者保健 福祉手帳	1	2.3%	1	2.4%	1	2.2%	1	1.7%	2	2.8%
合 計	43	100.0%	41	100.0%	45	100.0%	58	100.0%	72	100.0%

資料：福祉グループ（各年度末現在）

## 2 市立小中学校の特別支援学級、府立支援学校などの在籍状況

### (1) 大阪狭山市における市立小中学校の在籍者数

□ 大阪狭山市における市立学校の在籍者数の推移

		2012年度 (平成24年度)	2013年度 (平成25年度)	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)
市立小学校	人	3,345	3,302	3,277	3,237	3,309
市立中学校	人	1,648	1,691	1,649	1,656	1,594
合 計	人	4,993	4,993	4,926	4,893	4,903

(資料：大阪狭山市教育委員会 各年5月1日現在)

### (2) 大阪狭山市における支援学級在籍者数

大阪狭山市における支援学級在籍者数は、2016年度(平成28年度)で小学校は23学級77人、中学校は9学級33人となっています。小学校・中学校とも在籍者数は増加傾向にあり、自閉性・情緒障がいの児童・生徒が最も多くなっています。

□ 学校別在籍者数の推移

区 分		2012年度 (平成24年度)		2013年度 (平成25年度)		2014年度 (平成26年度)		2015年度 (平成27年度)		2016年度 (平成28年度)	
		学級数	在籍者数 (人)								
小 学 校	弱視	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1
	知的障がい	2	11	5	17	8	33	8	32	7	29
	肢体不自由	4	10	4	7	4	7	4	7	4	8
	病弱・身体虚弱	1	2	2	4	2	4	3	4	2	4
	自閉症・情緒障がい	7	25	6	24	6	24	7	30	9	35
合 計		14	48	17	52	21	69	23	74	23	77

区 分		2012年度 (平成24年度)		2013年度 (平成25年度)		2014年度 (平成26年度)		2015年度 (平成27年度)		2016年度 (平成28年度)	
		学級数	在籍者数 (人)								
中 学 校	弱視	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	知的障がい	3	9	3	9	3	8	2	6	3	11
	肢体不自由	0	0	0	0	0	0	2	2	2	3
	病弱・身体虚弱	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0
	自閉症・情緒障がい	3	11	3	8	4	16	4	17	4	19
合 計		14	22	6	17	7	24	8	25	9	33

資料：大阪狭山市教育委員会 (各年5月1日現在)

### (3) 大阪府立支援学校における本市児童の在籍者数

□ 大阪府立支援学校における本市児童の在籍者数の推移

		2012年度 (平成24年度)	2013年度 (平成25年度)	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)
府立支援学校(小学部)	人	10	7	6	6	9
(中学部)	人	10	14	11	15	12
合計	人	20	21	17	21	21

資料：大阪狭山市教育委員会、大阪府教育委員会（各年5月1日現在）

### (4) 学校別在籍者数

□ 学校別在籍者数の推移

		2012年度 (平成24年度)	2013年度 (平成25年度)	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)
府立富田林支援学校(小学部)	人	6	4	3	4	7
(中学部)	人	10	13	10	11	9
小計	人	16	17	13	15	16
府立藤井寺支援学校(小学部)	人	2	2	2	1	0
(中学部)	人	0	0	0	2	2
小計	人	2	2	2	3	2
府立羽曳野支援学校(小学部)	人	1	1	1	1	2
(中学部)	人	0	0	0	1	1
小計	人	1	1	1	2	3
府立中津支援学校(小学部)	人	1	0	0	0	0
(中学部)	人	0	1	1	1	0
小計	人	1	1	1	1	0
合計	人	20	21	17	21	21

資料：大阪狭山市教育委員会、大阪府教育委員会（各年5月1日現在）

## 第4節 就労状況

### 1 障がい者の求職・雇用状況

#### (1) 障がい者の求職申込件数と就職件数

障がい者の求職及び就職状況をみると、ハローワーク河内長野では2016年度(平成28年度)の求職申込件数は442件で前年度よりやや減少していますが、就職件数は239件で増加傾向にあります。一方、大阪府、全国では求職申込件数、就職件数とも年々増加しています。

#### □ 障がい者の求職申込件数と就職件数

区 分		2012年度 (平成24年度)		2013年度 (平成25年度)		2014年度 (平成26年度)	
		件数(件)	前年比	件数(件)	前年比	件数(件)	前年比
ハロー ワーク 河内長野	求職申込件数	399	△10.1%	388	△2.8%	374	△3.6%
	就職件数	144	△11.6%	153	6.3%	171	11.8%
大 阪	求職申込件数	13,302	2.1%	13,171	△1.0%	14,231	8.0%
	就職件数	4,126	9.3%	4,789	16.1%	5,362	12.0%
全 国	求職申込件数	161,941	9.2%	169,522	4.7%	179,222	5.7%
	就職件数	68,321	15.1%	77,883	14.0%	84,602	8.6%

区 分		2015年度 (平成27年度)		2016年度 (平成28年度)	
		件数(件)	前年比	件数(件)	前年比
ハロー ワーク 河内長野	求職申込件数	468	25.1%	442	△5.6%
	就職件数	234	36.8%	239	2.1%
大 阪	求職申込件数	14,842	4.3%	15,297	3.1%
	就職件数	6,426	19.8%	7,017	9.2%
全 国	求職申込件数	187,198	4.5%	191,853	2.5%
	就職件数	90,191	6.6%	93,229	3.4%

資料：ハローワーク河内長野（管轄：大阪狭山市、富田林市、河内長野市、南河内郡）

## (2) 障がい種別にみる就職件数

障がい種別に就職件数をみると、ハローワーク河内長野では身体障がい者と精神障がい者が増加傾向にあります。大阪府では障がい種別を問わず、いずれも増加傾向となっています。全国の場合、知的障がい者と精神障がい者が増加傾向となっています。

### □ 障がい種別にみる就職件数

区 分		2012年度 (平成24年度)		2013年度 (平成25年度)		2014年度 (平成26年度)	
		件数(件)	構成比	件数(件)	構成比	件数(件)	構成比
身体 障がい者	ハローワーク 河内長野	52	36.1%	60	39.2%	63	36.8%
	大 阪	1,801	43.7%	1,999	41.7%	1,986	37.0%
	全 国	26,573	38.9%	28,307	36.3%	28,175	33.3%
知的 障がい者	ハローワーク 河内長野	43	29.9%	33	21.6%	45	26.3%
	大 阪	1,128	27.3%	1,246	26.0%	1,340	25.0%
	全 国	16,030	23.5%	17,649	22.7%	18,723	22.1%
精神 障がい者 その他の 障がい者	ハローワーク 河内長野	49	34.0%	60	39.2%	63	36.8%
	大 阪	1,197	29.0%	1,544	32.2%	2,036	38.0%
	全 国	25,718	37.6%	31,927	41.0%	37,704	44.6%

区 分		2015年度 (平成27年度)		2016年度 (平成28年度)	
		件数(件)	構成比	件数(件)	構成比
身体 障がい者	ハローワーク 河内長野	70	29.9%	76	31.8%
	大 阪	2,155	33.5%	2,176	31.0%
	全 国	28,003	31.0%	26,940	28.9%
知的 障がい者	ハローワーク 河内長野	56	23.9%	54	22.6%
	大 阪	1,486	23.1%	1,639	23.4%
	全 国	19,958	22.1%	20,342	21.8%
精神 障がい者 その他の 障がい者	ハローワーク 河内長野	108	46.2%	109	45.6%
	大 阪	2,785	43.3%	3,202	45.6%
	全 国	42,230	46.8%	45,947	49.3%

資料：ハローワーク河内長野（管轄：大阪狭山市、富田林市、河内長野市、南河内郡）

## 第5節 アンケート調査結果でみる障がい者の状況や意識

### 1 調査の実施概要

本計画の策定にあたり、障がい者を対象に生活状況やニーズなどを把握するアンケート調査を実施しました。調査の実施概要は次のとおりです。

- (1) 調査対象 本市在住の障がい者手帳所持者
- (2) 標本数 1,400人
- (3) 調査方法 郵送配布・郵送回収
- (4) 調査期間 2017年(平成29年)5月31日(水)～6月20日(火)
- (5) 回収結果

配布数	有効回答数	有効回答率
1,400人	722人	51.6%

### 2 調査の結果概要

#### 【調査結果の見方】

- ①図中のn (Number of case) は、設問に対する回答者数のことです。
- ②回答比率(%)は回答者数(n)を100%として算出し、小数点以下第2位を四捨五入して表示しています。一人の対象者に複数の回答を求める設問では、回答比率(%)の計は100.0%を超えます。
- ③図表中に「MA%(Multiple Answer)」「3LA%(3 Limited Answerの略)の表示がある場合は、複数選択方式の質問です。
- ④障がい種別未回答者については全体数には集計していますが、障がい種別ごとの集計には含んでいないため、人数は一致しません。

#### (1) 回答者の特性

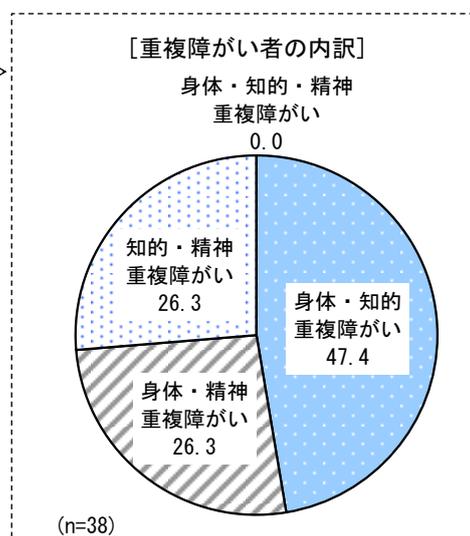
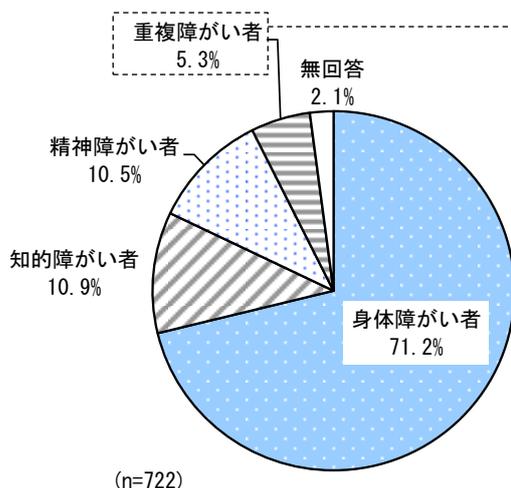
##### ①障がいの状況

「身体障がい者(重複除く)」(71.2%)が最も多く、次いで「知的障がい者(重複除く)」(10.9%)、「精神障がい者(重複除く)」(10.5%)となっています。

重複障がい者は5.3%で、回答者の20人に1人となっています。

※「重複障がい者」とは、複数の障がい者手帳を所持している人をいいます。

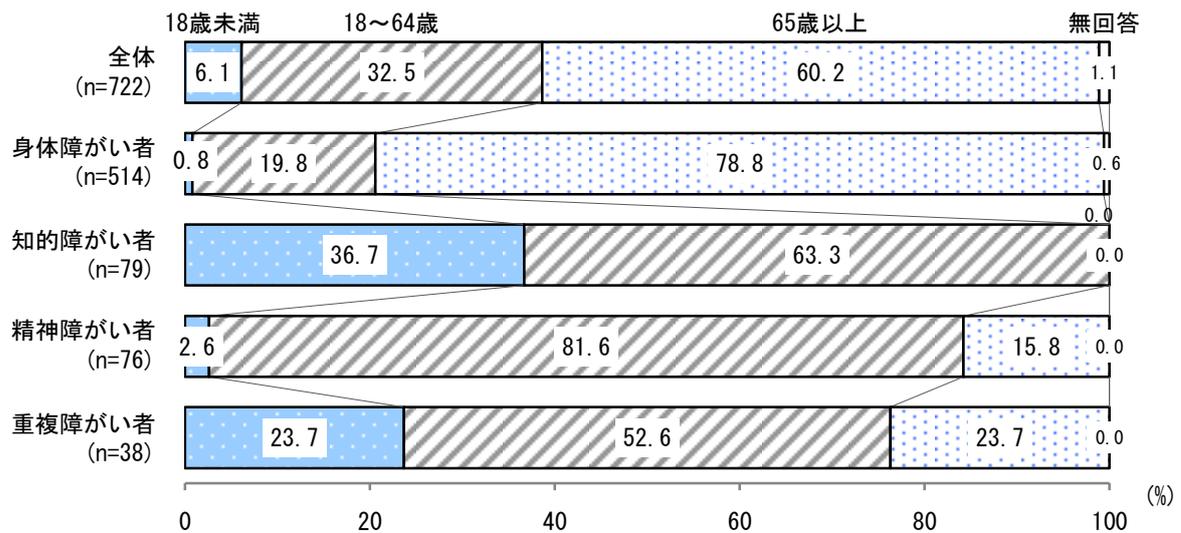
##### □ 障がいの状況



## ②年齢

身体障がい者は「65歳以上」（78.8%）が、知的障がい者・精神障がい者・重複障がい者は「18～64歳」（知的 63.3%、精神 81.6%、重複 52.6%）が最も多くなっています。また、知的障がい者では「18歳未満」の割合が36.7%と他の障がい区分に比べ高くなっています。

### □ 回答者の年齢



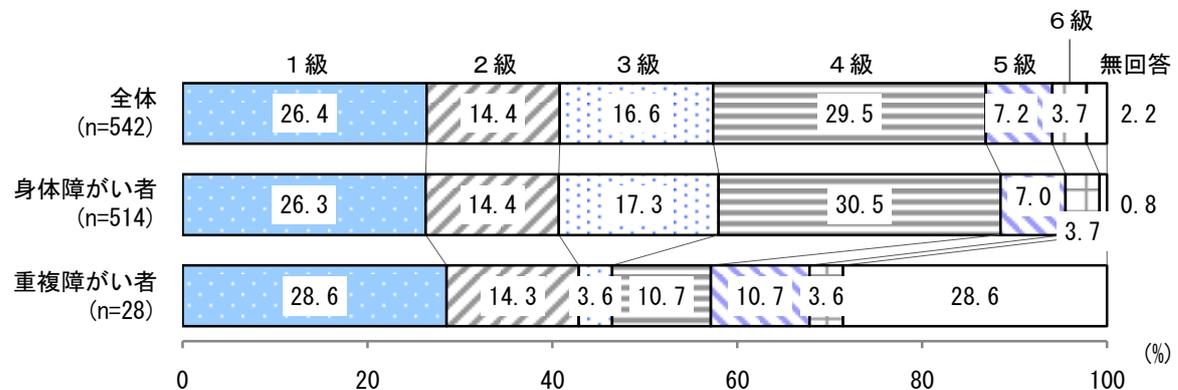
## ③障がいの程度

### ■ 身体障がい者

身体障がいのみある人では、「4級」が30.5%で最も多く、重度（1・2級）が40.7%、中度（3・4級）が47.8%、軽度（5・6級）が10.7%となっています。

身体障がいと他の障がいを重複している人では、「1級」(28.6%)が最も多く、重度（1・2級）が42.9%を占めています。

### □ 身体障がい者の障がいの程度

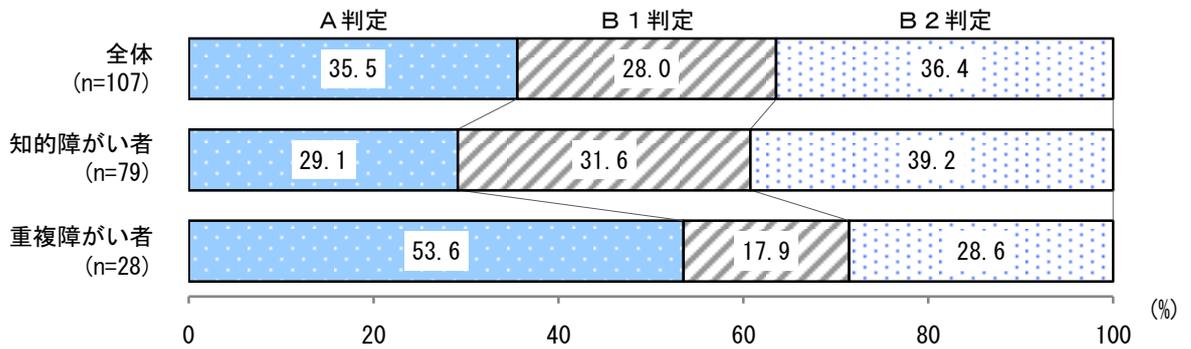


■知的障がい者

知的障がいのみある人では、「B 2 判定」(39.2%) が最も多く、次いで「B 1 判定」(31.6%)、「A 判定」(29.1%) となっています。

知的障がいと他の障がいを重複している人では「A 判定」(53.6%) が最も多くなっています。

□ 知的障がい者の障がいの程度

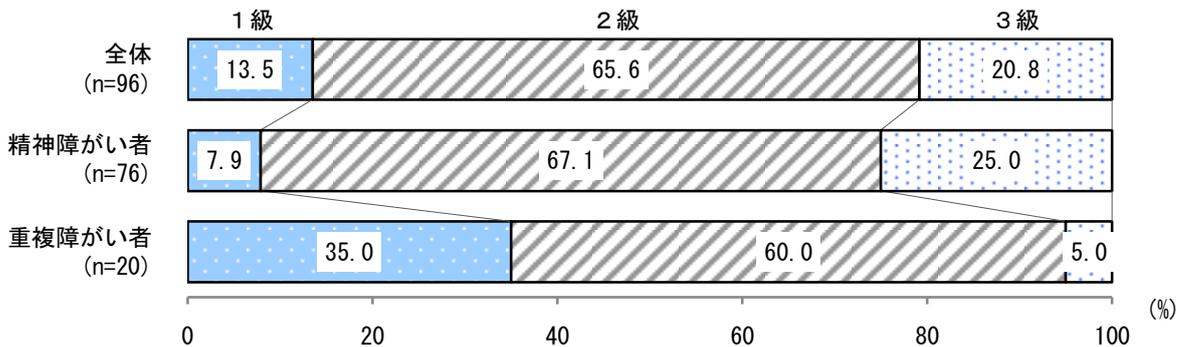


■精神障がい者

精神障がいのみある人は、「2 級」(67.1%) が最も多く、次いで「3 級」(25.0%)、「1 級」(7.9%) となっています。

精神障がいと他の障がいを重複している人でも「2 級」(60.0%) 割合が特に高くなっています。

□ 精神障がい者の障がいの程度



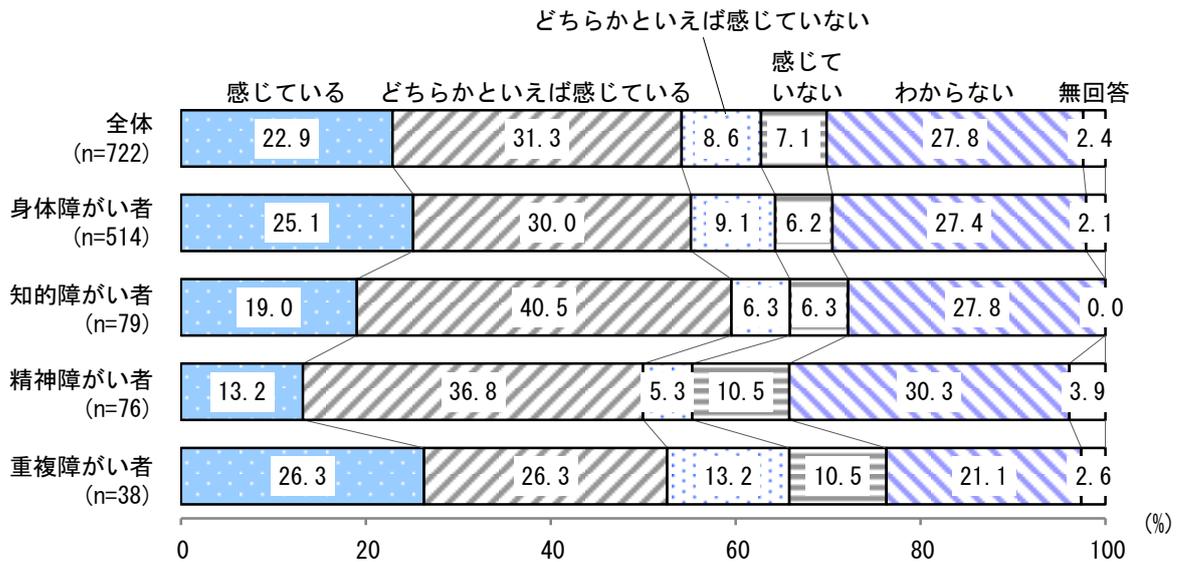
## (2) 本市の生活環境について

### ①大阪狭山市の暮らしやすさ評価

本市が暮らしやすいと『感じている』（「感じている」と「どちらかといえば感じている」の合計）は54.2%と過半数は暮らしやすいと評価しています。

障がい区分に関係なく、『感じている』割合は半数以上を占め、特に知的障がい者が59.5%で最も高くなっています。一方、『感じていない』割合（「感じていない」と「どちらかといえば感じていない」の合計）は、重複障がい者が23.7%で最も高くなっています。

#### □ 大阪狭山市の暮らしやすさ評価



### ②外出するときに困ること

身体障がい者と重複障がい者では「道路や駅に階段や段差が多い」（身体 38.8%、重複 40.5%）、知的障がい者は「困ったときにどうすればいいのかわからない」（43.2%）、精神障がい者は「外出にお金がかかる」（51.6%）がそれぞれ最も多くなっています。

#### □ 外出するときに困ること

	n	公共交通機関が少ない	が列車やバスの乗り降り	が道路や駅に階段や段差	の切符の買い方や乗り換え	エレベーターなど	外出先の建物の設備が	介助者が確保できない	外出にお金がかかる	周囲の目が気になる	発作など突然の身体の変化が心配	困ったときにどうすればいいのかわからない	その他	無回答・不明
全体	627	13.6	19.8	32.4	9.4	17.2	7.3	20.1	7.7	17.4	21.1	14.0	13.6	
身体障がい者	438	14.8	22.6	38.8	6.6	20.3	5.7	11.9	2.5	15.1	14.8	13.5	14.8	
知的障がい者	74	10.8	6.8	8.1	25.7	10.8	13.5	35.1	25.7	13.5	43.2	13.5	6.8	
精神障がい者	64	12.5	4.7	14.1	7.8	4.7	3.1	51.6	20.3	29.7	29.7	18.8	7.8	
重複障がい者	37	8.1	40.5	40.5	16.2	18.9	18.9	32.4	13.5	35.1	37.8	13.5	10.8	

※網掛け：各障がい種別における上位3項目

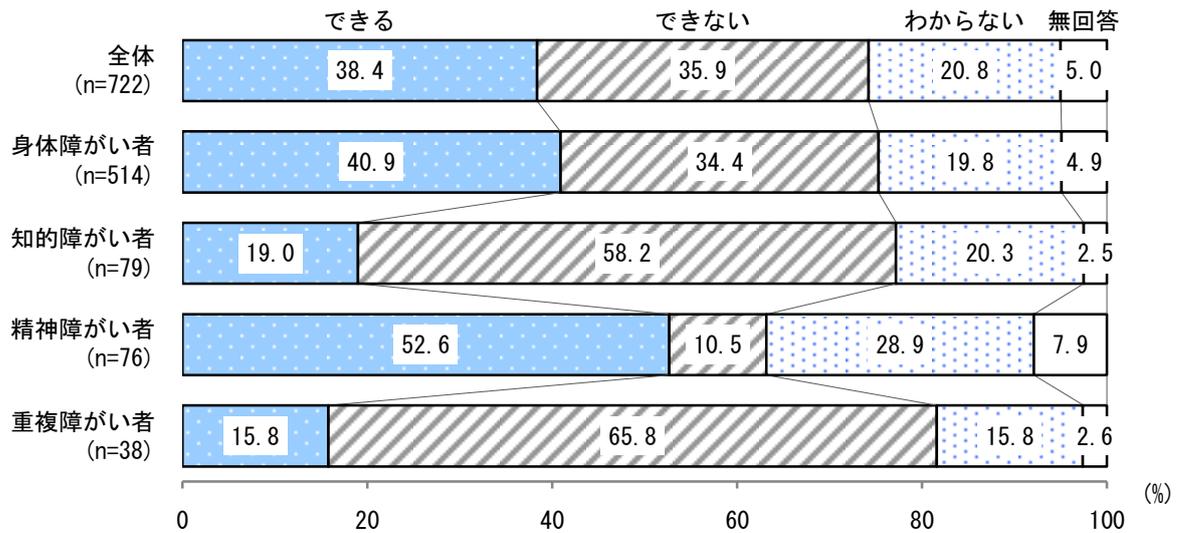
### ③災害発生時の対応や不安

#### ■災害時の単独避難

災害時に一人で避難できると回答した割合は、精神障がい者が52.6%で最も高いのに対し、知的障がい者は19.0%で最も低くなっています。

重複障がい者では、知的障がい者同様、半数以上が「(一人で) 避難できない」と回答しています。

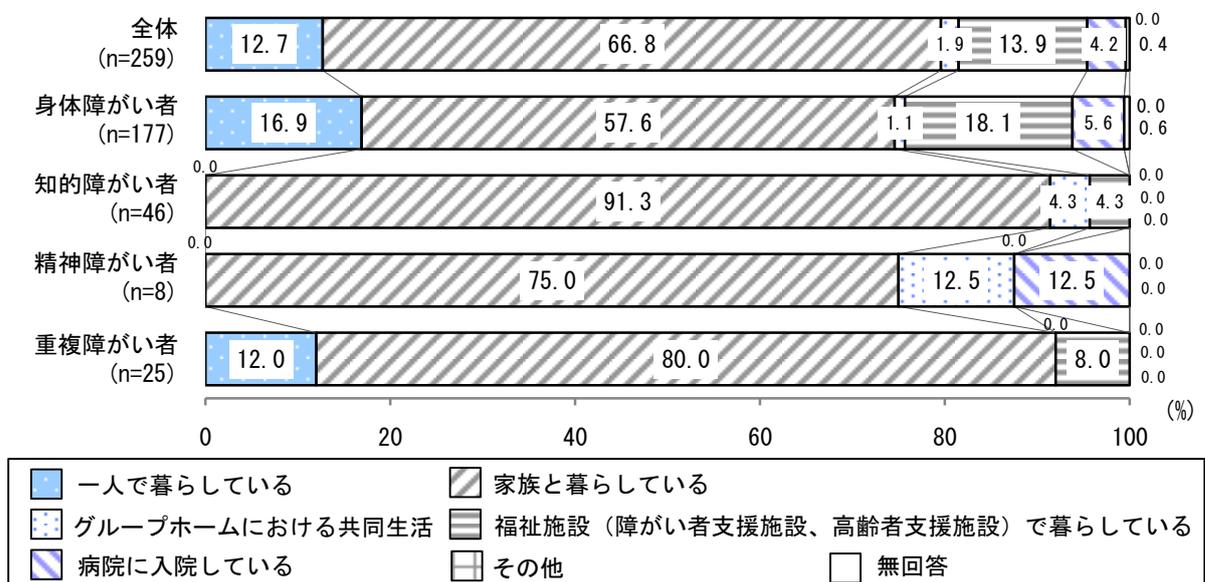
#### □ 災害時の単独避難



#### ■災害時に一人で避難ができない人の現在の暮らし方

災害時に一人で避難できないと回答した人の現在の暮らし方は、「家族と暮らしている」が66.8%で最も多く、「一人で暮らしている」が12.7%となっています。「一人で暮らしている」は身体障がい者・重複障がい者で1割以上となっています。

#### □ 災害時に一人で避難ができない人の現在の暮らし方

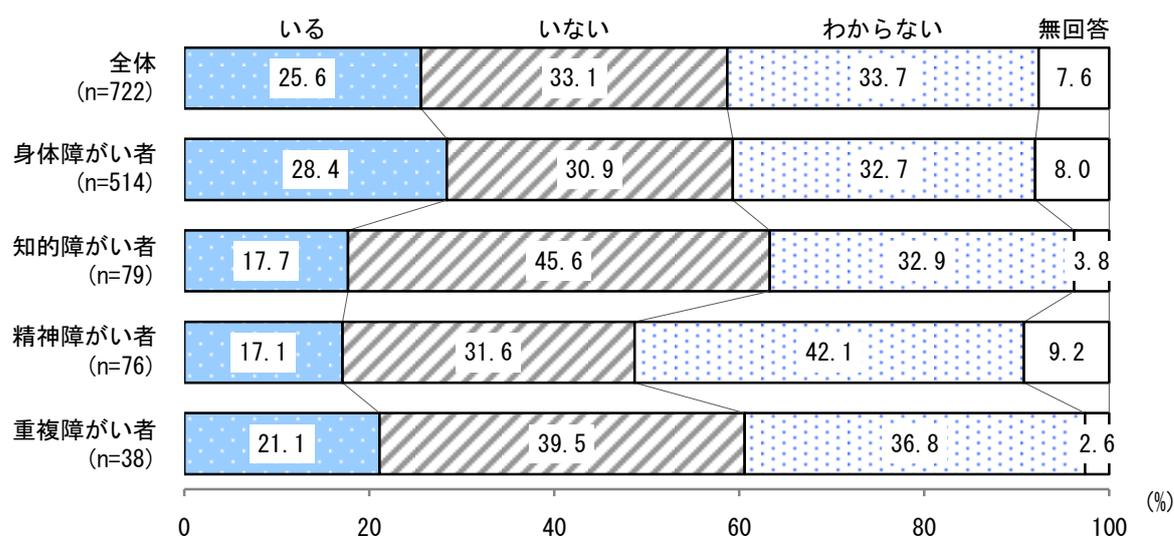


■ 近所で助けてくれる人の有無

障がいの区分に関係なく、災害時に近所で助けてくれる人が「いない」の割合が多く、知的障がい者の割合が45.6%で最も高くなっています。一方、「いる」と回答した割合は、身体障がい者が28.4%と、他の障がい区分に比べ高くなっています。

重複障がい者でも、知的障がい者同様、「いない」の割合が約4割と高くなっています。

□ 近所で助けてくれる人の有無



■ 災害時の対策で不安に感じること

障がい区分に関係なく、「水や食料の不安」が最も多くなっています。これに次いで、身体障がい者では「家屋の損壊」(42.8%)や「救急医療体制の確保」(41.2%)が、知的障がい者では「避難場所や避難経路」「安否確認のための連絡方法」(ともに46.8%)がそれぞれ多くなっています。

また、重複障がい者では、「避難場所や避難経路」(44.7%)や「救急医療体制の確保」(39.5%)、「安否確認のための連絡方法」(36.8%)などが多くなっています。

□ 災害時の対策で不安に感じること

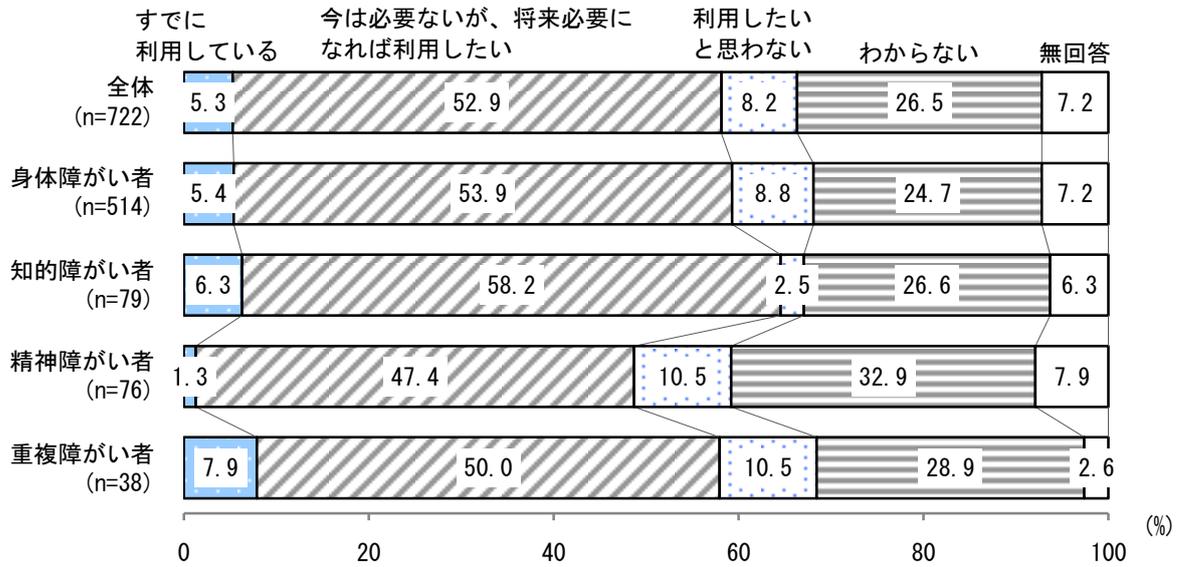
	n	(3LA%)								
		水や食料の不安	家屋の損壊	救急医療体制の確保	避難場所や避難経路	安否確認のための連絡方法	帰宅場、学校などからの手段	その他	特にない	無回答
全体	722	60.8	41.6	38.0	33.2	28.9	7.6	4.2	5.8	6.9
身体障がい者	514	60.5	42.8	41.2	31.5	24.5	3.7	3.9	6.6	7.2
知的障がい者	79	62.0	38.0	29.1	46.8	46.8	24.1	2.5	1.3	5.1
精神障がい者	76	61.8	44.7	23.7	28.9	32.9	13.2	5.3	6.6	6.6
重複障がい者	38	55.3	26.3	39.5	44.7	36.8	15.8	10.5	5.3	5.3

※網掛け：各障がい種別における上位3項目

■避難行動要支援者登録制度の利用状況・利用意向

障がい区分に関係なく、「すでに利用している」の割合は1割を下回り、「今は必要ないが、将来必要になれば利用したい」が5割前後を占めています。一方、「わからない」がいずれの障がいも3～4人に1人程度となっています。

□ 避難行動要支援者登録制度の利用状況・利用意向

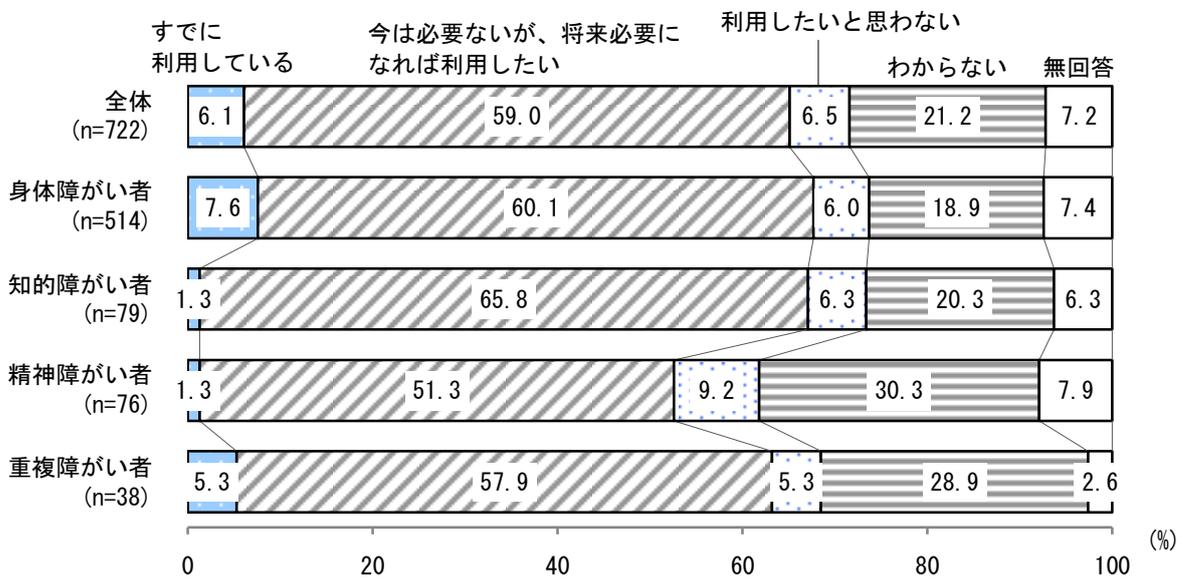


■救急医療情報キットの利用状況・利用意向

「すでに利用している」の割合は、高齢化率の高い身体障がい者が7.6%、重複障がい者が5.3%で、知的障がい者及び精神障がい者では1.3%と少なくなっています。

いずれの障がいも「今は必要ないが、将来必要になれば利用したい」が半数を超えています。

□ 救急医療情報キットの利用状況・利用意向



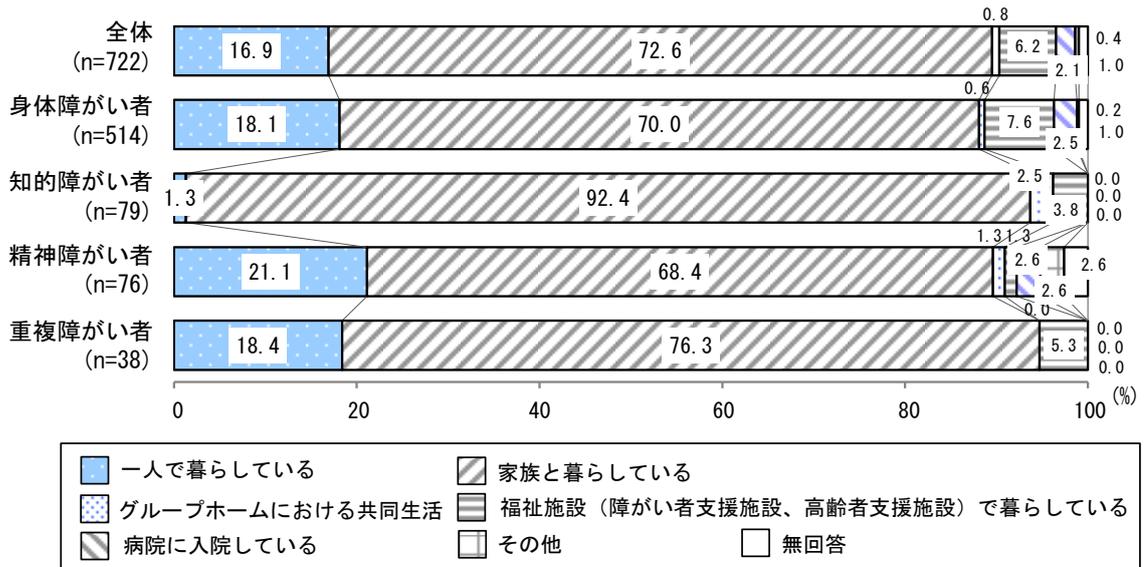
### (3) 地域での生活のあり方について

#### ①現在と今後の暮らし方

##### ■現在の暮らし方

障がい区分に関係なく、「家族と暮らしている」が最も多く、特に知的障がい者が92.4%で最も高くなっています。「一人で暮らしている」の割合は身体障がい者（18.1%）、精神障がい者（21.1%）、重複障がい者（18.4%）でそれぞれ2割前後となっています。

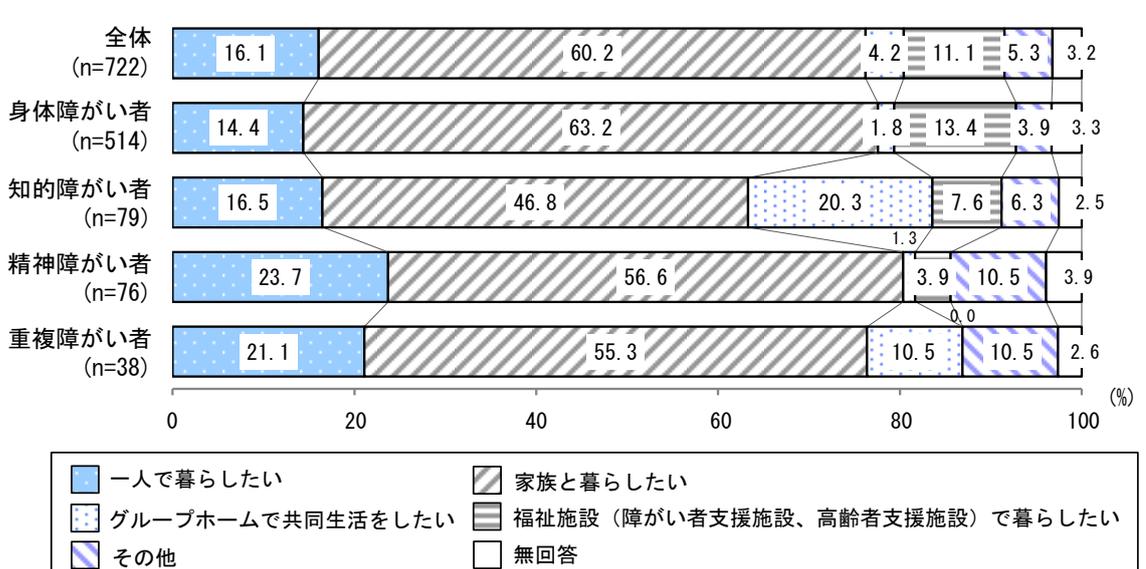
##### □ 現在の暮らし方



##### ■今後の暮らし方

障がい区分に関係なく、「家族と暮らしたい」が最も多くなっていますが、知的障がい者の割合は他の障がいに比べ46.8%で最も低く、「グループホームで暮らしたい」が20.3%と高くなっています。「福祉施設（障がい者支援施設、高齢者支援施設）」の割合は身体障がい者（13.4%）で、「一人で暮らしたい」は精神障がい者（23.7%）、重複障がい者（21.1%）でそれぞれ高くなっています。

##### □ 今後の暮らし方



## ②地域で生活するためにあればよいと思う支援

身体障がい者は、「在宅で医療ケアなどが適切に得られること」(53.5%)や「必要な在宅サービスが適切に利用できること」(53.1%)が多くなっています。その他の障がい者では「生活費の確保」が5割を超え、これに次いで知的障がい者と精神障がい者では「働くことができる機会の確保」が、重複障がい者では「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が多くなっています。

### □ 地域で生活するためにあればよいと思う支援

(MA%)												
	n	在宅で医療ケアなどが適切に得られること	障がい者に適した住居の確保	必要な在宅サービスが利用できること	生活訓練などの充実	生活費の確保	働くことができる機会の確保	相談対応などの充実	地域住民の理解	コミュニケーションについて	その他	無回答・不明
全体	722	46.1	30.1	48.9	16.8	37.1	21.2	30.7	21.6	18.3	3.3	6.4
身体障がい者	514	53.5	27.6	53.1	12.3	30.2	10.5	25.3	14.4	12.3	3.5	7.6
知的障がい者	79	22.8	45.6	40.5	44.3	59.5	57.0	53.2	55.7	49.4	2.5	1.3
精神障がい者	76	26.3	28.9	30.3	15.8	53.9	46.1	43.4	27.6	19.7	1.3	3.9
重複障がい者	38	31.6	42.1	55.3	26.3	60.5	44.7	42.1	36.8	31.6	7.9	2.6

※網掛け：各障がい種別における上位3項目

## (4) 障がい福祉サービス等の利用ニーズ

### ①障がい福祉サービス（障がい児支援サービス）の利用状況と利用意向

65歳未満の回答者について、サービスを利用している人は「相談支援」が最も高く、知的障がい者と重複障がい者で7割前後を占めています。重複障がい者では「居宅介護（ホームヘルプ）」、「自立訓練（機能訓練、生活訓練）」、「短期入所（ショートステイ）」を利用している人が2割を超えています。

18歳未満の回答者の障がい児支援サービスの利用状況は、「放課後等デイサービス」が4割を超えて高く、「児童発達支援」、「保育所等訪問支援」も2割以上となっています。

#### □ 障がい福祉サービスの利用状況（65歳未満）

	全体（65歳未満）			身体障がい者			知的障がい者		
	n	利用している	利用していない	n	利用している	利用していない	n	利用している	利用していない
①相談支援	279	41.6	51.6	106	14.2	77.4	79	69.6	26.6
②居宅介護（ホームヘルプ）	279	10.8	77.8	106	9.4	80.2	79	2.5	88.6
③重度訪問介護	279	3.6	80.6	106	3.8	84.0	79	1.3	86.1
④同行援護	279	1.8	79.6	106	0.9	82.1	79	2.5	82.3
⑤行動援護	279	5.0	77.4	106	0.9	81.1	79	10.1	78.5
⑥重度障がい者等包括支援	279	1.4	81.4	106	0.9	84.0	79	1.3	84.8
⑦生活介護	279	5.4	82.4	106	3.8	86.8	79	6.3	84.8
⑧自立訓練（機能訓練、生活訓練）	279	8.6	78.9	106	5.7	84.0	79	10.1	79.7
⑨就労移行支援	279	2.9	83.9	106	-	89.6	79	3.8	84.8
⑩就労継続支援（A型、B型）	279	12.9	75.3	106	-	89.6	79	22.8	68.4
⑪療養介護	279	2.2	83.2	106	0.9	85.8	79	1.3	88.6
⑫短期入所（ショートステイ）	279	4.3	83.2	106	-	85.8	79	7.6	84.8
⑬共同生活援助（グループホーム）	279	1.8	85.7	106	0.9	86.8	79	3.8	88.6
⑭施設入所支援	279	1.4	85.3	106	-	85.8	79	1.3	92.4

	精神障がい者			重複障がい者		
	n	利用している	利用していない	n	利用している	利用していない
①相談支援	64	37.5	54.7	29	72.4	20.7
②居宅介護（ホームヘルプ）	64	12.5	73.4	29	31.0	51.7
③重度訪問介護	64	-	79.7	29	17.2	55.2
④同行援護	64	1.6	78.1	29	3.4	65.5
⑤行動援護	64	3.1	76.6	29	10.3	62.1
⑥重度障がい者等包括支援	64	-	79.7	29	6.9	65.5
⑦生活介護	64	1.6	82.8	29	17.2	62.1
⑧自立訓練（機能訓練、生活訓練）	64	4.7	81.3	29	20.7	55.2
⑨就労移行支援	64	4.7	81.3	29	6.9	69.0
⑩就労継続支援（A型、B型）	64	20.3	65.6	29	17.2	65.5
⑪療養介護	64	-	82.8	29	13.8	62.1
⑫短期入所（ショートステイ）	64	-	85.9	29	20.7	62.1
⑬共同生活援助（グループホーム）	64	-	85.9	29	3.4	72.4
⑭施設入所支援	64	1.6	82.8	29	6.9	69.0

※無回答非表示

□ 障がい児支援サービスの利用状況（18歳未満）

(%)

	全体（18歳未満） (n=44)	
	利用している	利用していない
⑮児童発達支援	22.7	72.7
⑯放課後等デイサービス	43.2	52.3
⑰保育所等訪問支援	29.5	70.5
⑱医療型児童発達支援	2.3	95.5
⑲福祉型児童入所支援	4.5	93.2
⑳医療型児童入所支援	-	95.5

※無回答非表示

65歳未満のサービス利用者の障がい福祉サービスの利用意向をみると、サービス利用者では「就労継続支援（A型、B型）」、「短期入所（ショートステイ）」、「共同生活援助（グループホーム）」で利用意向率が高くなっています。

65歳未満のサービス未利用者では、「相談支援」の利用意向率が最も高く、いずれの障がいにおいても最も高くなっています。

「就労移行支援」、「就労継続支援（A型、B型）」、「共同生活援助（グループホーム）」の利用意向率は知的障がい者が4割台で高く、「自立訓練（機能訓練、生活訓練）」と「就労継続支援（A型、B型）」では重複障がい者が4割以上と高くなっています。

18歳未満の回答者の障がい児支援サービスでは、サービス未利用者は「児童発達支援」と「放課後等デイサービス」の利用意向率が5割を超えて高くなっています。

□ 障がい福祉サービスの利用意向（65歳未満）

(%)

	全体（65歳未満）			身体障がい者			知的障がい者			精神障がい者			重複障がい者			
	n	利用したい	利用しない	n	利用したい	利用しない	n	利用したい	利用しない	n	利用したい	利用しない	n	利用したい	利用しない	
サービス利用者	①相談支援	116	75.0	1.7	15	80.0	-	55	69.1	1.8	24	79.2	-	21	81.0	4.8
	②居宅介護（ホームヘルプ）	30	76.7	3.3	10	80.0	-	2	50.0	50.0	8	75.0	-	9	88.9	-
	③重度訪問介護	10	70.0	20.0	4	50.0	25.0	1	-	100.0	-	-	-	5	100.0	-
	④同行援護	5	60.0	20.0	1	-	-	2	50.0	50.0	1	100.0	-	1	100.0	-
	⑤行動援護	14	71.4	7.1	1	-	-	8	62.5	12.5	2	100.0	-	3	100.0	-
	⑥重度障がい者等包括支援	4	25.0	25.0	1	-	-	1	-	100.0	-	-	-	2	50.0	-
	⑦生活介護	15	53.3	13.3	4	25.0	-	5	80.0	20.0	1	-	-	5	60.0	20.0
	⑧自立訓練（機能訓練、生活訓練）	24	70.8	4.2	6	83.3	-	8	62.5	12.5	3	66.7	-	6	83.3	-
	⑨就労移行支援	8	62.5	-	-	-	-	3	33.3	-	3	100.0	-	2	50.0	-
	⑩就労継続支援（A型、B型）	36	80.6	2.8	-	-	-	18	83.3	-	13	84.6	7.7	5	60.0	-
	⑪療養介護	6	66.7	-	1	-	-	1	100.0	-	-	-	-	4	75.0	-
	⑫短期入所（ショートステイ）	12	100.0	-	-	-	-	6	100.0	-	-	-	-	6	100.0	-
	⑬共同生活援助（グループホーム）	5	80.0	-	1	-	-	3	100.0	-	-	-	-	1	100.0	-
	⑭施設入所支援	4	50.0	25.0	-	-	-	1	-	100.0	1	-	-	2	100.0	-
サービス未利用者	①相談支援	144	47.9	45.8	82	46.3	48.8	21	52.4	42.9	35	45.7	45.7	6	66.7	16.7
	②居宅介護（ホームヘルプ）	217	19.8	71.9	85	24.7	68.2	70	12.9	74.3	47	19.1	78.7	15	26.7	60.0
	③重度訪問介護	225	12.9	78.7	89	21.3	71.9	68	5.9	82.4	51	7.8	88.2	16	12.5	75.0
	④同行援護	222	8.1	82.9	87	14.9	77.0	65	1.5	87.7	50	6.0	90.0	19	5.3	78.9
	⑤行動援護	216	19.0	72.2	86	14.0	77.9	62	25.8	62.9	49	12.2	83.7	18	38.9	50.0
	⑥重度障がい者等包括支援	227	13.2	78.0	89	19.1	73.0	67	6.0	82.1	51	9.8	86.3	19	21.1	68.4
	⑦生活介護	230	13.0	77.0	92	19.6	71.7	67	4.5	82.1	53	9.4	84.9	18	22.2	61.1
	⑧自立訓練（機能訓練、生活訓練）	220	25.0	63.2	89	16.9	73.0	63	33.3	54.0	52	21.2	65.4	16	50.0	37.5
	⑨就労移行支援	234	29.5	59.0	95	21.1	70.5	67	41.8	44.8	52	26.9	61.5	20	35.0	45.0
	⑩就労継続支援（A型、B型）	210	30.5	59.5	95	18.9	71.6	54	44.4	44.4	42	33.3	57.1	19	42.1	47.4
	⑪療養介護	232	12.9	76.3	91	22.0	69.2	70	7.1	78.6	53	7.5	86.8	18	5.6	72.2
	⑫短期入所（ショートステイ）	232	24.6	67.2	91	20.9	70.3	67	37.3	56.7	55	12.7	78.2	18	33.3	55.6
	⑬共同生活援助（グループホーム）	239	23.0	68.2	92	13.0	78.3	70	44.3	50.0	55	10.9	80.0	21	28.6	52.4
	⑭施設入所支援	238	18.9	71.4	91	14.3	75.8	73	31.5	61.6	53	7.5	81.1	20	25.0	60.0

※無回答非表示

□ 障がい児支援サービスの利用意向（18歳未満）

(%)

	18歳未満のサービス利用者			18歳未満のサービス未利用者		
	n	利用したい	利用しない	n	利用したい	利用しない
⑮児童発達支援	10	100.0	-	32	53.1	34.4
⑯放課後等デイサービス	19	68.4	-	23	69.6	26.1
⑰保育所等訪問支援	13	69.2	-	31	25.8	61.3
⑱医療型児童発達支援	1	100.0	-	42	38.1	50.0
⑲福祉型児童入所支援	2	100.0	-	41	31.7	56.1
⑳医療型児童入所支援	-	-	-	42	19.0	69.0

※無回答非表示

## ②地域生活支援事業の利用状況と利用意向

65歳未満の回答者の地域生活支援事業の利用状況は、利用しているサービスは「移動支援事業」が最も高く、身体障がい者では「日常生活用具給付等事業」と「重度障がい者福祉タクシー利用助成事業」が最も高くなっています。知的障がい者と重複障がい者では「移動支援事業」が、精神障がい者では「地域活動支援センター事業」が2割を超えて高くなっています。

### □ 地域生活支援事業の利用状況（65歳未満）

(%)

	全体（65歳未満）			身体障がい者			知的障がい者		
	n	利用している	利用していない	n	利用している	利用していない	n	利用している	利用していない
①意思疎通支援事業	279	0.7	79.2	106	1.9	78.3	79	-	86.1
②日常生活用具給付等事業	279	6.1	73.8	106	11.3	68.9	79	-	86.1
③移動支援事業	279	10.8	71.0	106	2.8	77.4	79	21.5	65.8
④地域活動支援センター事業	279	8.6	72.0	106	-	80.2	79	8.9	77.2
⑤日中一時支援事業	279	3.6	78.5	106	-	80.2	79	6.3	79.7
⑥重度障がい者福祉タクシー利用助成事業	279	7.5	75.3	106	11.3	70.8	79	1.3	84.8

(%)

	精神障がい者			重複障がい者		
	n	利用している	利用していない	n	利用している	利用していない
①意思疎通支援事業	64	-	73.4	29	-	75.9
②日常生活用具給付等事業	64	-	73.4	29	17.2	58.6
③移動支援事業	64	6.3	71.9	29	20.7	58.6
④地域活動支援センター事業	64	20.3	57.8	29	13.8	58.6
⑤日中一時支援事業	64	3.1	75.0	29	10.3	75.9
⑥重度障がい者福祉タクシー利用助成事業	64	4.7	71.9	29	17.2	72.4

※無回答非表示

65歳未満のサービス利用者の利用意向は、いずれのサービスも利用意向率が7割を超えています。

65歳未満のサービス未利用者では、「地域活動支援センター事業」で最も高く、「日常生活用具給付等事業」の利用意向率は、身体障がい者で高くなっています。「地域活動支援センター事業」の利用意向率は知的障がい者が4割台と高く、「日中一時支援事業」は重複障がい者が5割台で高くなっています。

□ 地域生活支援事業の利用意向（65歳未満）

(%)

		全体（65歳未満）			身体障がい者			知的障がい者		
		n	利用したい	利用しない	n	利用したい	利用しない	n	利用したい	利用しない
サービス利用者	①意思疎通支援事業	2	100.0	-	2	100.0	-	-	-	-
	②日常生活用具給付等事業	17	88.2	5.9	12	91.7	-	-	-	-
	③移動支援事業	30	76.7	-	3	66.7	-	17	76.5	-
	④地域活動支援センター事業	24	95.8	-	-	-	-	7	100.0	-
	⑤日中一時支援事業	10	70.0	10.0	-	-	-	5	100.0	-
	⑥重度障がい者福祉タクシー利用助成事業	21	81.0	4.8	12	91.7	-	1	100.0	-
サービス未利用者	①意思疎通支援事業	221	5.4	86.0	83	10.8	79.5	68	2.9	85.3
	②日常生活用具給付等事業	206	17.5	73.3	73	34.2	56.2	68	4.4	83.8
	③移動支援事業	198	21.7	70.2	82	19.5	70.7	52	30.8	61.5
	④地域活動支援センター事業	201	29.9	61.7	85	21.2	69.4	61	45.9	44.3
	⑤日中一時支援事業	219	24.2	67.6	85	18.8	70.6	63	27.0	65.1
	⑥重度障がい者福祉タクシー利用助成事業	210	22.9	68.6	75	36.0	54.7	67	13.4	76.1

(%)

		精神障がい者			重複障がい者			
		n	利用したい	利用しない	n	利用したい	利用しない	
サービス利用者	①意思疎通支援事業	-	-	-	-	-	-	
	②日常生活用具給付等事業	-	-	-	5	80.0	20.0	
	③移動支援事業	4	75.0	-	6	83.3	-	
	④地域活動支援センター事業	13	92.3	-	4	100.0	-	
	⑤日中一時支援事業	2	-	50.0	3	66.7	-	
	⑥重度障がい者福祉タクシー利用助成事業	3	33.3	33.3	5	80.0	-	
サービス未利用者	①意思疎通支援事業	47	2.1	95.7	22	-	90.9	
	②日常生活用具給付等事業	47	12.8	85.1	17	11.8	70.6	
	③移動支援事業	46	10.9	84.8	17	35.3	52.9	
	④地域活動支援センター事業	37	18.9	78.4	17	41.2	47.1	
	⑤日中一時支援事業	48	16.7	81.3	22	54.5	31.8	
	⑥重度障がい者福祉タクシー利用助成事業	46	13.0	84.8	21	28.6	57.1	※無回答非表示

## (5) 相談・情報提供

### ①悩みや困りごとの相談の状況

#### ■相談先

普段の相談先は、障がい区分に関係なく、「家族・親族」が第1位となっています。これに次いで、身体障がい者・精神障がい者・重複障がい者では「医療機関（医師・看護師など）」が、知的障がい者は「基幹相談支援センターなどの相談支援事業所」が多くなっています。

また、知的障がい者では「学校の先生」、重複障がい者では「ケアマネジャー」なども多くなっています。

#### □ 相談先（上位10項目）

(MA%)

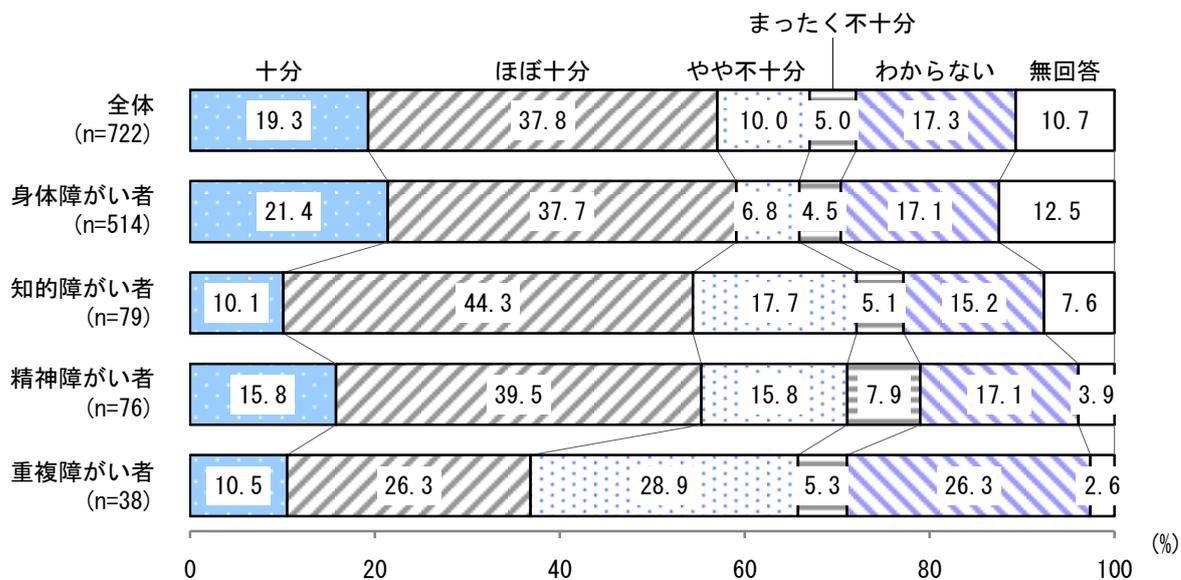
	全体 (n=722)		身体障がい者 (n=514)		知的障がい者 (n=79)	
第1位	家族・親族	73.4	家族・親族	72.6	家族・親族	88.6
第2位	医療機関（医師・看護師など）	26.3	医療機関（医師・看護師など）	25.7	基幹相談支援センターなどの相談支援事業所	29.1
第3位	ご近所の人、友人・知人	24.0	ご近所の人、友人・知人	24.9	学校の先生	21.5
第4位	ケアマネジャー	18.1	ケアマネジャー	21.6	市の相談窓口など（保健センター含む）	20.3
第5位	市の相談窓口など（保健センター含む）	14.4	市の相談窓口など（保健センター含む）	13.8	医療機関（医師・看護師など）／ご近所の人、友人・知人	19.0
第6位	福祉サービス・介護保険サービスの事業所	8.9	福祉サービス・介護保険サービスの事業所	8.9		
第7位	地域包括支援センター	8.4	地域包括支援センター	8.8	福祉サービス・介護保険サービスの事業所	10.1
第8位	基幹相談支援センターなどの相談支援事業所	5.4	社会福祉協議会／民生委員・児童委員	3.3	職場の上司や同僚	8.9
第9位	職場の上司や同僚	4.0			地域包括支援センター	6.3
第10位	社会福祉協議会／学校の先生	3.5	職場の上司や同僚	2.7	ボランティアやNPO	3.8

	精神障がい者 (n=76)		重複障がい者 (n=38)	
第1位	家族・親族	75.0	家族・親族	65.8
第2位	医療機関（医師・看護師など）	39.5	医療機関（医師・看護師など）	34.2
第3位	ご近所の人、友人・知人	26.3	ケアマネジャー	26.3
第4位	市の相談窓口など（保健センター含む）	13.2	ご近所の人、友人・知人	18.4
第5位	地域包括支援センター／基幹相談支援センターなどの相談支援事業所	11.8	学校の先生	15.8
第6位			市の相談窓口など（保健センター含む）	13.2
第7位	福祉サービス・介護保険サービスの事業所／職場の上司や同僚	9.2	福祉サービス・介護保険サービスの事業所／基幹相談支援センターなどの相談支援事業所／社会福祉協議会	7.9
第8位				
第9位	ケアマネジャー	6.6		
第10位	社会福祉協議会／ボランティアやNPO	3.9	地域包括支援センター	5.3

■ 困った時の相談体制の充足度

重複障がい者を除く障がい区分では、『十分』（「十分」と「ほぼ十分」の合計）の割合が5割を超えているのに対し、重複障がい者の割合は36.8%と低く、『不十分』（「まったく不十分」と「やや不十分」の合計）の割合が34.2%で高くなっています。

□ 困った時の相談体制の充足度



■福祉や生活に関する相談体制として希望すること

「どんな時にどこに相談したらいいかわかるようにしてほしい」がいずれの障がい区分も第1位となっています。

これに次いで、身体障がい者・知的障がい者では「1か所でいろいろな問題について相談できるようにしてほしい」が、精神障がい者と重複障がい者では「休日・夜間などでも必要な時にすぐ相談できるようにしてほしい」や「情報提供だけでなく、問題の解決に至るような対応をしてほしい」が第2位となっています。

また、知的障がい者では「相談員対応・態度、面接技術、障がい制度の知識を向上してほしい」、精神障がい者、重複障がい者では「住んでいるところの近くで気楽に相談できる場がほしい」なども多くなっています。

□ 福祉や生活に関する相談体制として希望すること（上位5項目）

(3LA%)

	全体 (n=722)		身体障がい者 (n=514)		知的障がい者 (n=79)	
第1位	どんな時にどこに相談したらいいかわかるようにしてほしい	42.1	どんな時にどこに相談したらいいかわかるようにしてほしい	43.4	どんな時にどこに相談したらいいかわかるようにしてほしい	43.0
第2位	1か所でいろいろな問題について相談できるようにしてほしい	25.2	1か所でいろいろな問題について相談できるようにしてほしい	24.5	1か所でいろいろな問題について相談できるようにしてほしい	36.7
第3位	情報提供だけでなく、問題の解決に至るような対応をしてほしい	21.6	情報提供だけでなく、問題の解決に至るような対応をしてほしい	19.5	相談員対応・態度、面接技術、障がい制度の知識を向上してほしい	34.2
第4位	住んでいるところの近くで気楽に相談できる場がほしい	20.8	住んでいるところの近くで気楽に相談できる場がほしい	18.5	情報提供だけでなく、問題の解決に至るような対応をしてほしい	31.6
第5位	休日・夜間などでも必要な時にすぐ相談できるようにしてほしい	19.7	休日・夜間などでも必要な時にすぐ相談できるようにしてほしい	17.5	住んでいるところの近くで気楽に相談できる場がほしい	29.1

(3LA%)

	精神障がい者 (n=76)		重複障がい者 (n=38)	
第1位	どんな時にどこに相談したらいいかわかるようにしてほしい	35.5	どんな時にどこに相談したらいいかわかるようにしてほしい	44.7
第2位	休日・夜間などでも必要な時にすぐ相談できるようにしてほしい/住んでいるところの近くで気楽に相談できる場がほしい/情報提供だけでなく、問題の解決に至るような対応をしてほしい	23.7	休日・夜間などでも必要な時にすぐ相談できるようにしてほしい/情報提供だけでなく、問題の解決に至るような対応をしてほしい	31.6
第3位			住んでいるところの近くで気楽に相談できる場がほしい	
第4位			1か所でいろいろな問題について相談できるようにしてほしい	
第5位	相談者の同意なしに個人情報伝わらないよう配慮してほしい	21.1	1か所でいろいろな問題について相談できるようにしてほしい	18.4

②障がいのことや福祉サービスに関する情報の入手状況

■情報の入手先

障がいのことや福祉サービスに関する情報の入手先は、身体障がい者は「市の広報誌・ホームページやパンフレット」(37.4%)が第1位で、これに「家族・親族」(31.1%)が続いています。知的・精神・重複の各障がいでは「家族・親族」がそれぞれ第1位となっています。これに次いで、知的障がい者では「基幹相談支援センターなどの相談支援事業所」(38.0%)が、精神障がい者では「市の広報誌・ホームページやパンフレット」と「医療機関(医師・看護師など)」(ともに27.6%)が、それぞれ多くなっています。

また、重複障がい者では「市の広報誌・ホームページやパンフレット」や「ご近所の人、友人・知人」、「ケアマネジャー」などが多くなっています。

□ 情報の入手先(上位10項目)

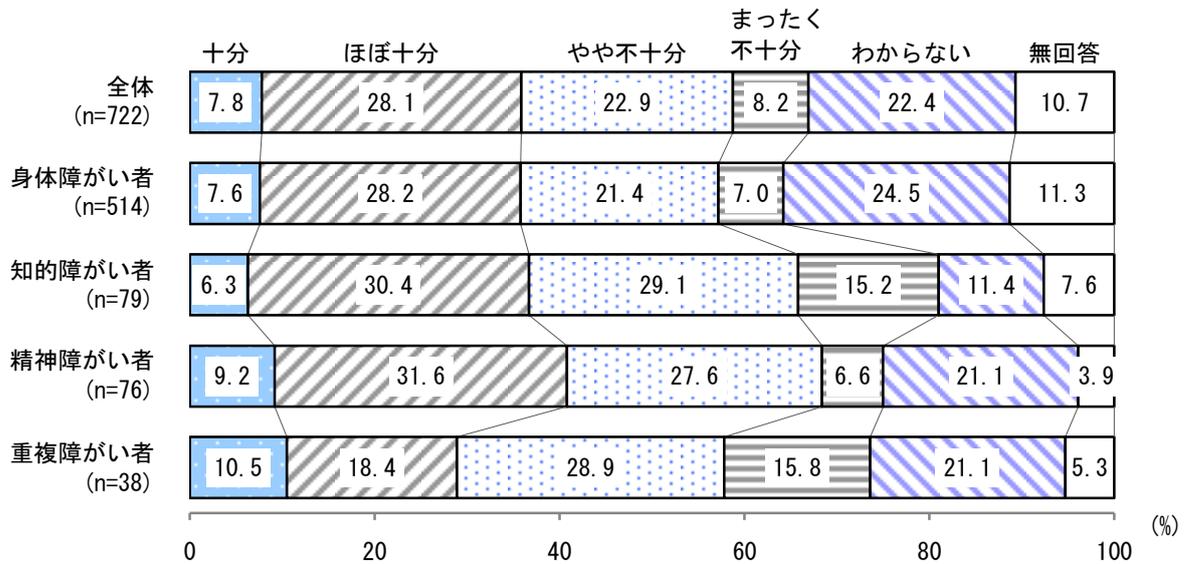
				(MA%)		
		全体(n=722)	身体障がい者(n=514)	知的障がい者(n=79)		
第1位	市の広報誌・ホームページやパンフレット	34.3	市の広報誌・ホームページやパンフレット	37.4	家族・親族	57.0
第2位	家族・親族	34.2	家族・親族	31.1	基幹相談支援センターなどの相談支援事業所	38.0
第3位	医療機関(医師・看護師など)	21.6	医療機関(医師・看護師など)	22.2	ご近所の人、友人・知人	31.6
第4位	ご近所の人、友人・知人	19.3	ケアマネジャー	20.6	市の広報誌・ホームページやパンフレット	27.8
第5位	ケアマネジャー	17.7	新聞・雑誌・テレビ・ラジオ・自治会の回覧板など	20.2	市の相談窓口など(保健センター含む)	26.6
第6位	新聞・雑誌・テレビ・ラジオ・自治会の回覧板など	17.2	ご近所の人、友人・知人	18.5	福祉サービス・介護保険サービスの事業所	13.9
第7位	市の相談窓口など(保健センター含む)	17.0	市の相談窓口など(保健センター含む)	15.2	医療機関(医師・看護師など)	12.7
第8位	福祉サービス・介護保険サービスの事業所	8.6	福祉サービス・介護保険サービスの事業所	7.8	新聞・雑誌・テレビ・ラジオ・自治会の回覧板など/市のホームページ以外のインターネットの情報サイト/学校の先生(学校)	8.9
第9位	地域包括支援センター	6.8	地域包括支援センター	6.4		
第10位	基幹相談支援センターなどの相談支援事業所	6.5	市のホームページ以外のインターネットの情報サイト	5.6		

				(MA%)	
		精神障がい者(n=76)	重複障がい者(n=38)		
第1位	家族・親族	30.3	家族・親族	42.1	
第2位	市の広報誌・ホームページやパンフレット	27.6	市の広報誌・ホームページやパンフレット	28.9	
第3位	医療機関(医師・看護師など)	27.6	ご近所の人、友人・知人	28.9	
第4位	市の相談窓口など(保健センター含む)	25.0	ケアマネジャー	28.9	
第5位	基幹相談支援センターなどの相談支援事業所	13.2	医療機関(医師・看護師など)	26.3	
第6位	新聞・雑誌・テレビ・ラジオ・自治会の回覧板など	11.8	市の相談窓口など(保健センター含む)	13.2	
第7位	ケアマネジャー	9.2	基幹相談支援センターなどの相談支援事業所	10.5	
第8位	福祉サービス・介護保険サービスの事業所	9.2	社会福祉協議会	10.5	
第9位	地域包括支援センター	9.2	学校の先生(学校)	10.5	
第10位	ご近所の人、友人・知人/職場の上司や同僚(職場)	7.9	福祉サービス・介護保険サービスの事業所/地域包括支援センター/市のホームページ以外のインターネットの情報サイト	7.9	

■情報の入手方法の充足度

身体障がい者と精神障がい者では、『十分』（「十分」と「ほぼ十分」の合計）の割合が、『不十分』（「まったく不十分」と「やや不十分」の合計）を上回り、『十分』との評価のほうが多くなっています。これに対し、知的障がい者と重複障がい者では、『十分』に比べ『不十分』の割合のほうが高くなっています。

□ 情報の入手方法の充足度

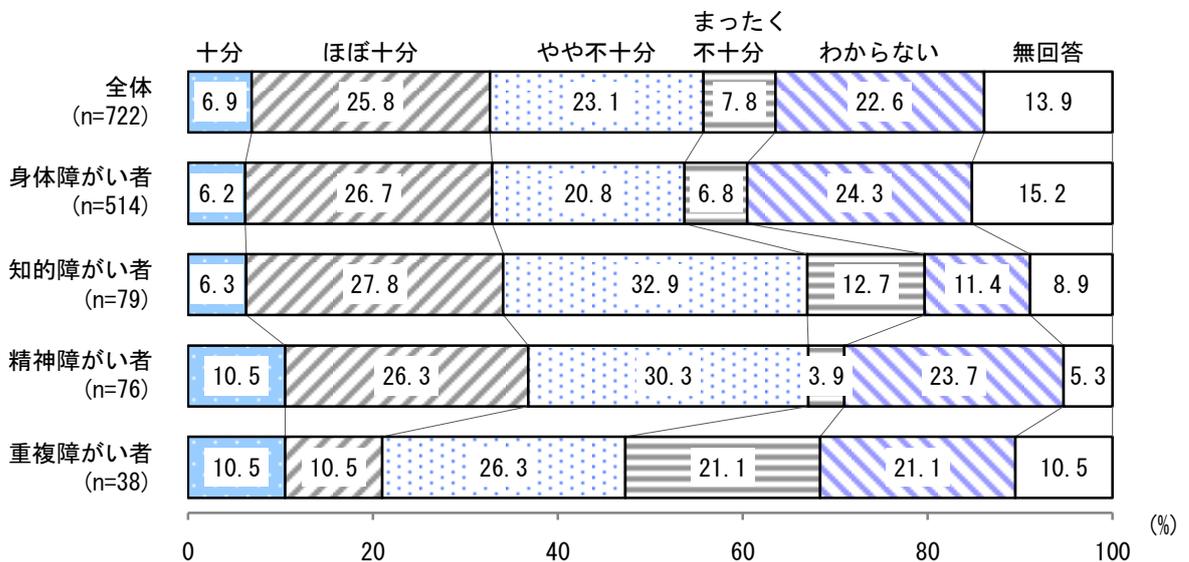


■情報内容の充足度

身体障がい者は、『十分』（「十分」と「ほぼ十分」の合計）の割合が32.9%に対し、『不十分』（「まったく不十分」と「やや不十分」の合計）は27.6%で『十分』との評価のほうが多くなっています。精神障がい者も『十分』（36.8%）が『不十分』（34.2%）を上回っていますが、その差は小さくなっています。

一方、知的障がい者と重複障がい者では、『十分』に比べ『不十分』のほうが高くなっています。

□ 情報内容の充足度



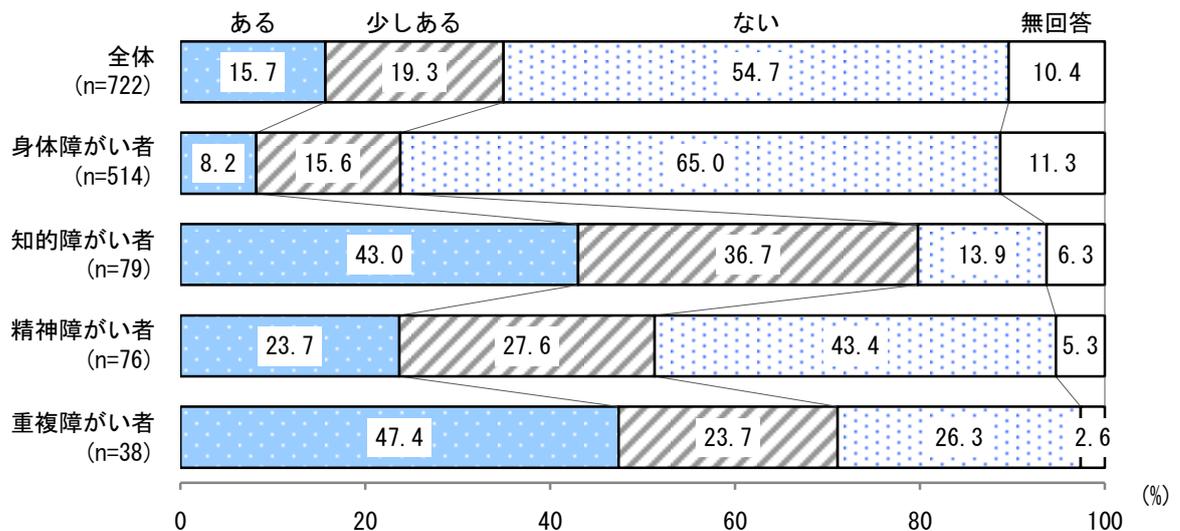
## (6) 障がい者に対する差別や権利擁護について

### ①障がいがあることで差別や嫌な思いをした経験

差別や嫌な思いをしたことが「ある」割合は、知的障がい者が43.0%で最も多く、「少しある」の36.7%を合わせると79.7%に上ります。また、「ある」と「少しある」を合わせた割合は、精神障がい者では51.3%で、重複障がい者でも71.1%に達しています。

これに対し、身体障がい者の「ある」「少しある」の割合は計23.8%で最も低くなっています。

#### □ 障がいがあることで差別や嫌な思いをした経験の有無

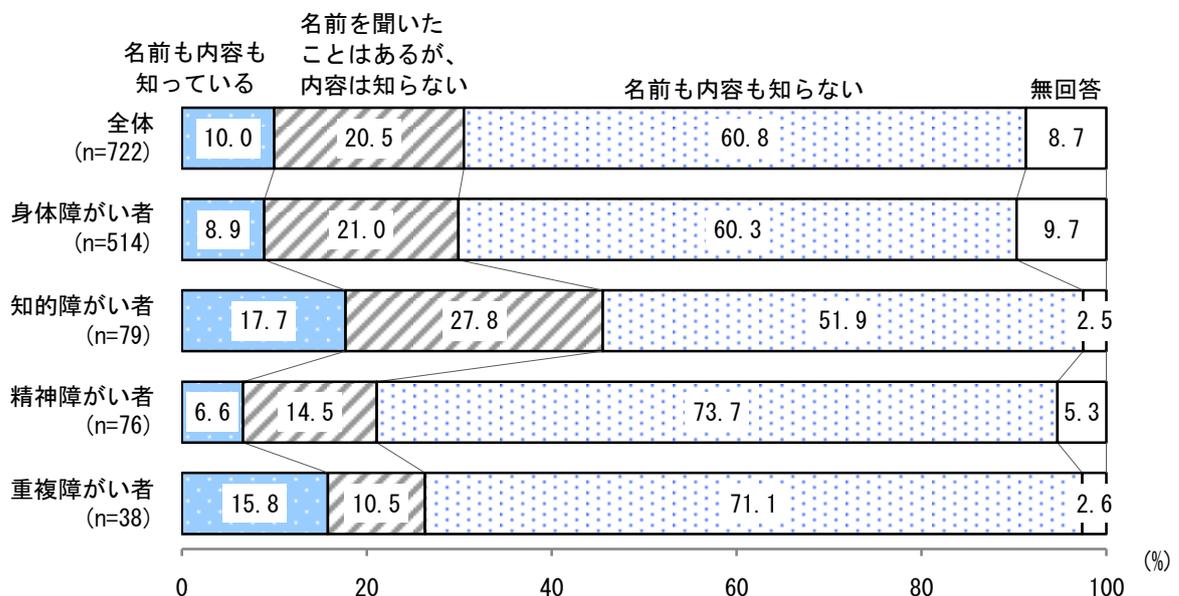


### ②障害者差別解消法の認知状況

障がい区分に関係なく、「名前も内容も知らない」が半数を超え、特に精神障がい者と重複障がい者では7割を占め高くなっています。

「名前も内容も知っている」割合は、知的障がい者が17.7%で最も高くなっています。

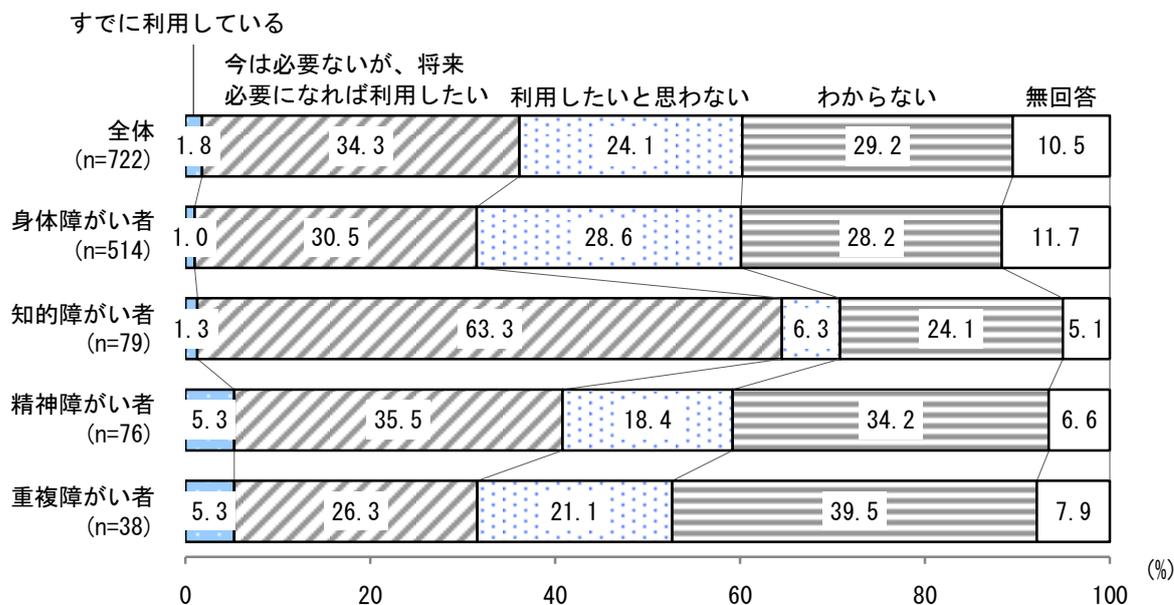
#### □ 障害者差別解消法の認知状況



### ③成年後見制度<sup>(※)</sup>の利用意向

「すでに利用している」割合は、精神障がい者、重複障がい者が5%程度となっています。  
障がい区分に関係なく、「今は必要ないが、将来必要になれば利用したい」が多く、知的障がい者では63.3%を占めています。

#### □ 成年後見制度<sup>(※)</sup>の利用意向

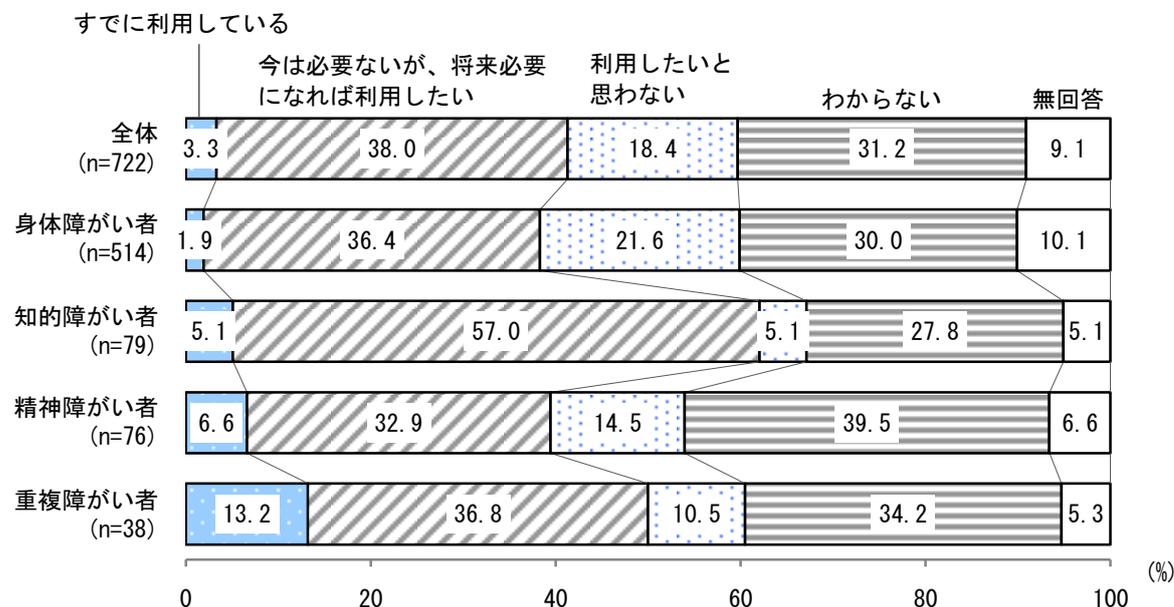


### ④日常生活自立支援事業の利用意向

「すでに利用している」割合は、重複障がい者が13.2%で最も高く、次いで精神障がい者の6.6%となっています。

障がい区分に関係なく、「今は必要ないが、将来必要になれば利用したい」が多く、知的障がい者では57.0%を占めています。精神障がい者は「わからない」の割合も高くなっています。

#### □ 日常生活自立支援事業の利用意向



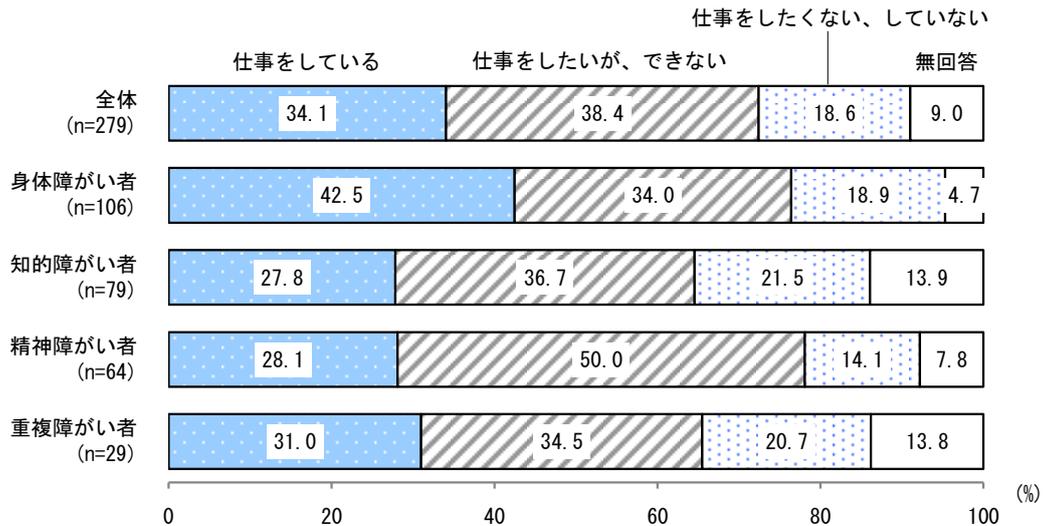
## (7) 障がい者の就労について

### ①障がい者（65歳未満）の就労状況

#### ■就労の有無

「仕事をしている」割合は、身体障がい者が42.5%で最も高く、次いで重複障がい者が31.0%となっています。また、知的障がい者、精神障がい者も3割近くが「仕事をしている」と回答しています。

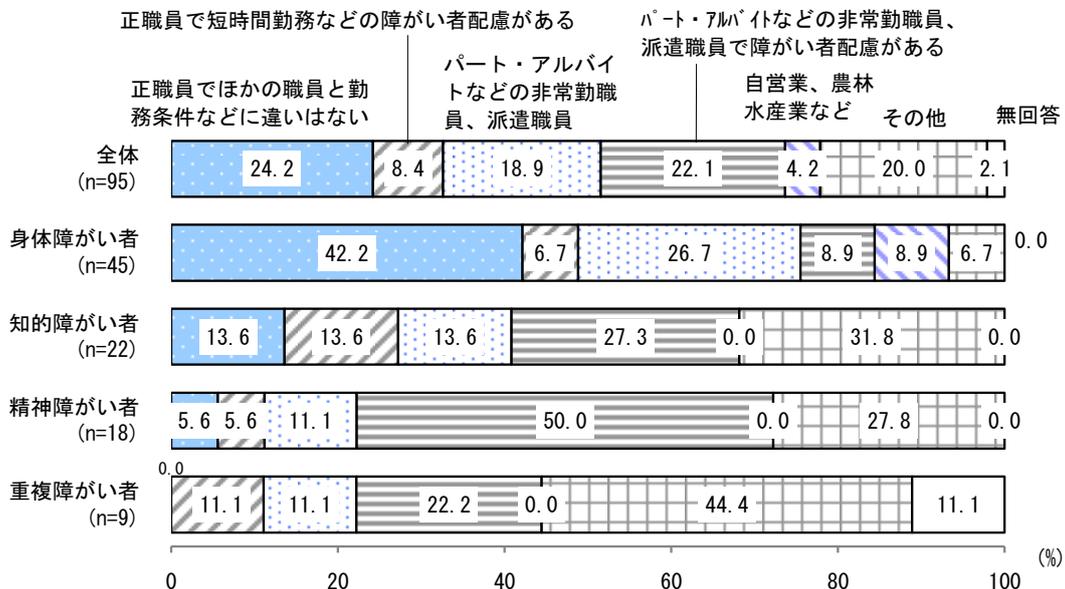
#### □ 障がい者の就労の有無（65歳未満）



#### ■就労者の就労形態

身体障がい者では「正職員でほかの職員と勤務条件などに違いはない」が42.2%で最も多く、次いで「パート・アルバイトなどの非常勤職員、派遣職員」(26.7%)となっています。知的障がい者や精神障がい者、重複障がい者は「パート・アルバイトなどの非常勤職員、派遣職員(障がい者配慮があるを含む)」や「その他」(作業所や就労支援事業所への通所など)が多くなっています。

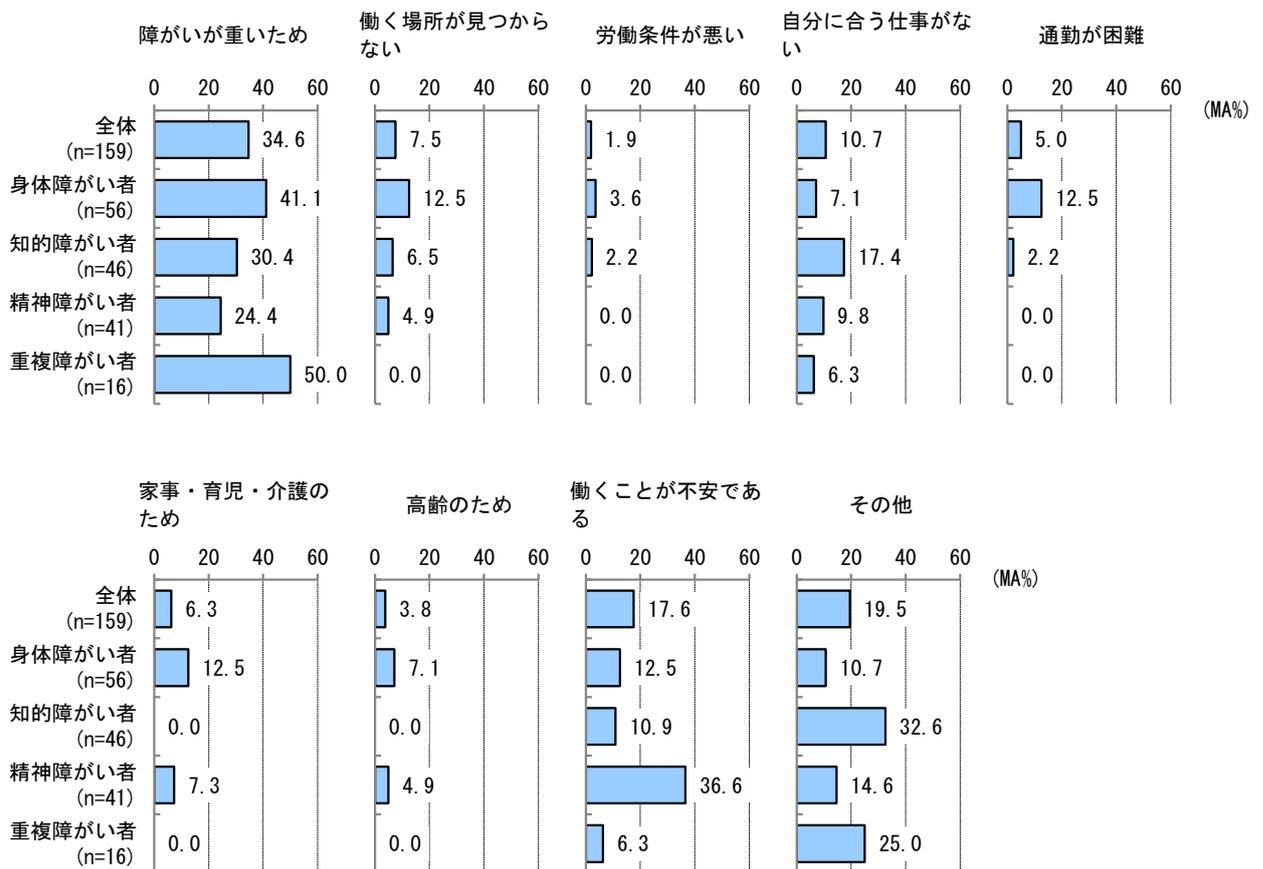
#### □ 就労者の就労形態（65歳未満）



## ②未就労者の仕事をしたくない、できない理由

障がい区分に関係なく、「障がいが重いため」が最も多く、特に重複障がい者が50.0%で最も高くなっています。知的障がい者では「自分に合う仕事がない」(17.4%)、精神障がい者では「働くことが不安である」(36.6%)の割合が高くなっています。

### □ 仕事をしたくない、できない理由 (65歳未満)



### ③障がい者の就労支援として必要なこと

障がい区分に関係なく、「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が最も多く、特に知的障がい者が75.9%で最も高くなっています。また、知的障がい者では「就労後のフォローなど職場と支援機関の連携（ジョブコーチ<sup>(※)</sup>など）」(58.2%)や「法定雇用率の強化や達成促進により、雇用先が増えること」(54.4%)が過半数を占めています。

身体障がい者と精神障がい者では「短時間勤務や勤務日数等の配慮」(身体29.2%、精神43.4%)、重複障がい者では「通勤手段の確保」(42.1%)が多くなっています。

#### □ 障がい者の就労支援として必要なこと

	n	通勤手段の確保	勤務場所における配慮	短時間勤務や勤務日数等の配慮	在宅勤務の拡充	職場の上司や同僚に障がいがあること	職場で介助や援助などを受けられること	職場と支援機関の連携（ジョブコーチなど）	就労後のフォローなど	企業（能力向上のため）の取組	仕事についての職場外での相談対応、支援	家族の理解、協力	法定雇用率の強化や達成促進により、雇用先が増えること	その他	無回答・不明
全体	722	29.5	23.1	32.3	22.4	47.6	23.4	18.4	15.2	21.2	25.6	24.0	6.1	22.7	
身体障がい者	514	27.6	25.7	29.2	22.8	40.7	18.9	9.9	10.1	14.4	24.5	18.3	5.8	26.7	
知的障がい者	79	44.3	20.3	43.0	19.0	75.9	48.1	58.2	44.3	53.2	30.4	54.4	3.8	5.1	
精神障がい者	76	23.7	9.2	43.4	27.6	67.1	25.0	30.3	23.7	32.9	32.9	30.3	7.9	9.2	
重複障がい者	38	42.1	26.3	34.2	18.4	57.9	36.8	34.2	13.2	28.9	23.7	34.2	10.5	18.4	

※網掛け：各障がい種別における上位3項目

## (8) 障がい児の教育・保育について

### ①通園・通学上の問題点

全体としては、「授業についていけない」が多くなっています。また、身体障がい児では、「通うのが大変」や「トイレなどの設備が不十分」などの意見がありました。

#### □ 通園・通学上の問題点

	n	(MA%)															
		通うのが大変	授業についていけない	トイレなどの設備が不十分	介助体制が十分ではない	友達ができない	職員の理解や配慮が足りない	学校の数が少ない	周りの生徒たちの理解が得られない	受け入れてくれる学校がない	通常の学級に入れない	家族の同伴を求められる	医療的なケア（吸入・導尿など）が受けられない	その他	わからない	特にない	無回答・不明
全体	43	14.0	34.9	4.7	11.6	14.0	14.0	11.6	9.3	-	11.6	9.3	2.3	9.3	4.7	25.6	7.0
身体障がい者	3	33.3	-	33.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	33.3	33.3
知的障がい者	30	10.0	26.7	3.3	6.7	10.0	16.7	10.0	13.3	-	10.0	3.3	-	13.3	6.7	30.0	6.7
精神障がい者	2	-	100.0	-	-	50.0	50.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
重複障がい者	8	25.0	62.5	-	37.5	25.0	-	25.0	-	-	25.0	37.5	12.5	-	-	12.5	-

※網掛け：各障がい種別における上位3項目

### ②学校教育に望むこと

全体としては、「能力や障がいの状況に合った指導をしてほしい」や「就学や学習・生活・進路相談など、相談体制を充実させてほしい」が多くなっています。

#### □ 学校教育に望むこと

	n	(MA%)										
		就学や学習・生活・進路相談など、相談体制を充実させたい	能力や障がいの状況に合った指導をしてほしい	施設、設備を充実してほしい	教材、教具を充実してほしい	個別指導を充実してほしい	地域の小中学校で受け入れたい	地域の小中学校との交流の機会を増やしてほしい	その他	わからない	特にない	無回答・不明
全体	43	67.4	69.8	25.6	23.3	41.9	27.9	20.9	14.0	-	7.0	7.0
身体障がい者	3	66.7	100.0	33.3	33.3	-	33.3	33.3	-	-	-	-
知的障がい者	30	70.0	63.3	20.0	20.0	40.0	23.3	20.0	16.7	-	6.7	10.0
精神障がい者	2	50.0	100.0	-	50.0	100.0	-	50.0	-	-	-	-
重複障がい者	8	62.5	75.0	50.0	25.0	50.0	50.0	12.5	12.5	-	12.5	-

※網掛け：各障がい種別における上位3項目

## (9) 市が充実すべき福祉施策について

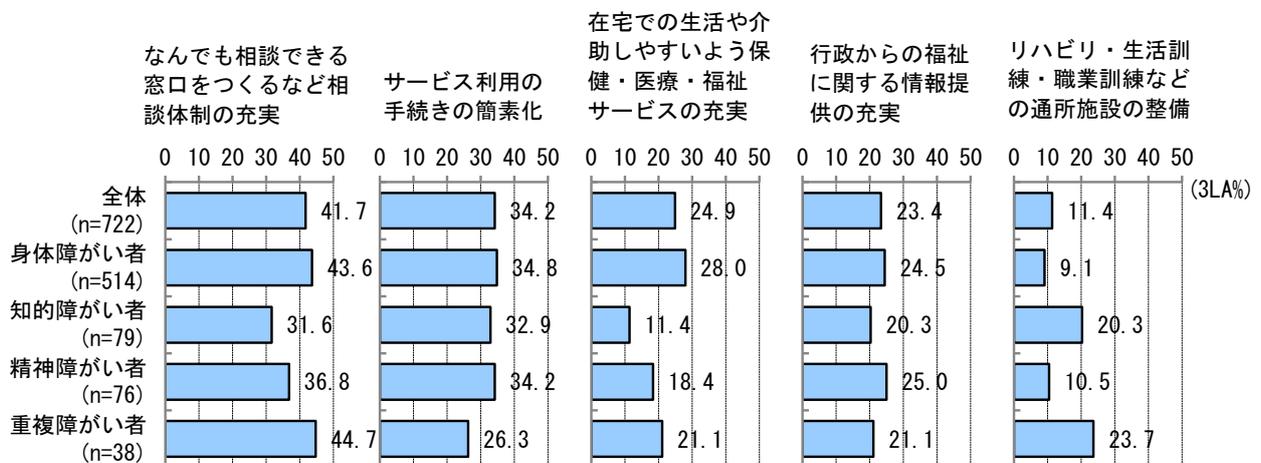
全体では、「なんでも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」(41.7%)が最も多く、次いで「サービス利用の手続きの簡素化」(34.2%)となっています。以下、「在宅での生活や介助しやすいよう保健・医療・福祉サービスの充実」(24.9%)、「行政からの福祉に関する情報提供の充実」(23.4%)などが多くなっています。

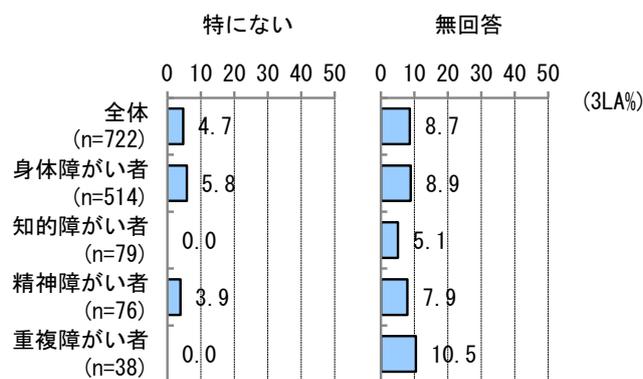
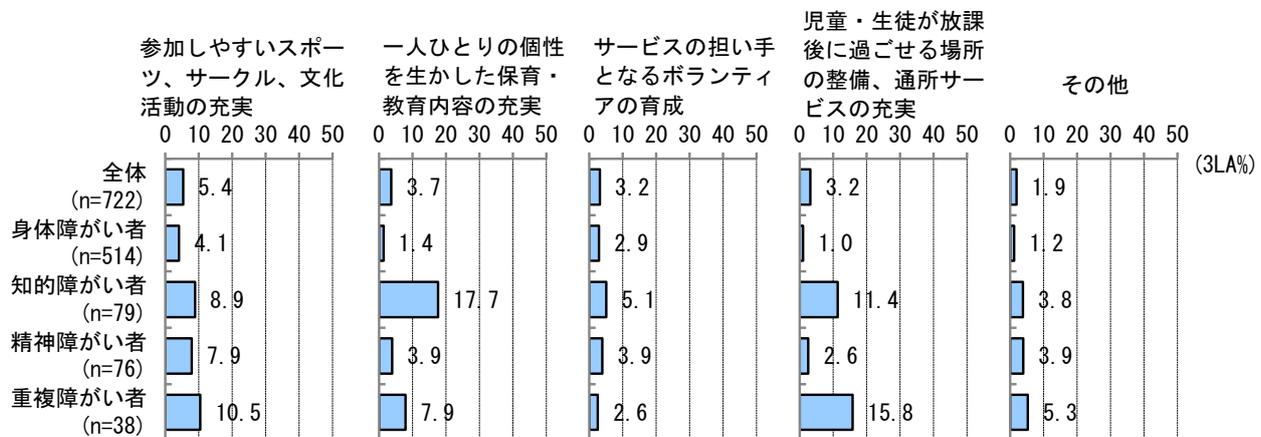
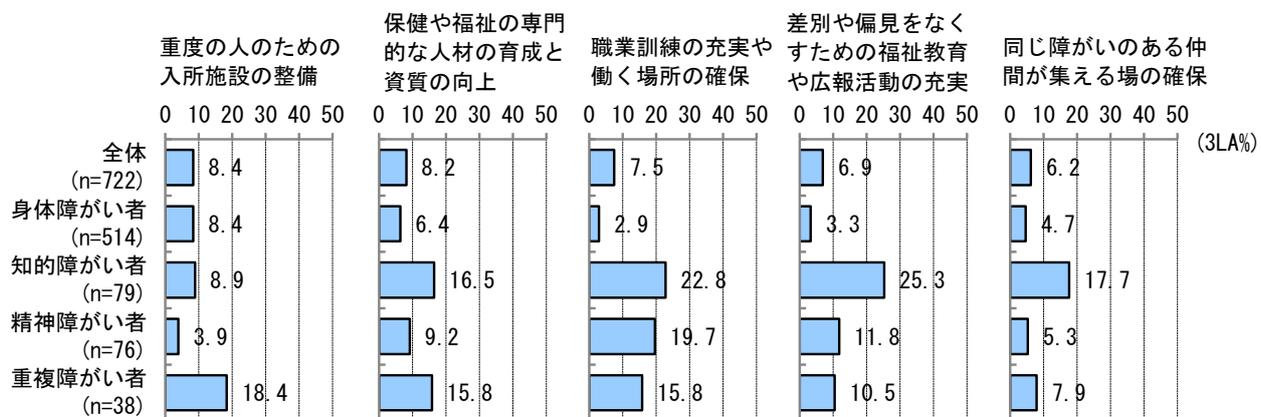
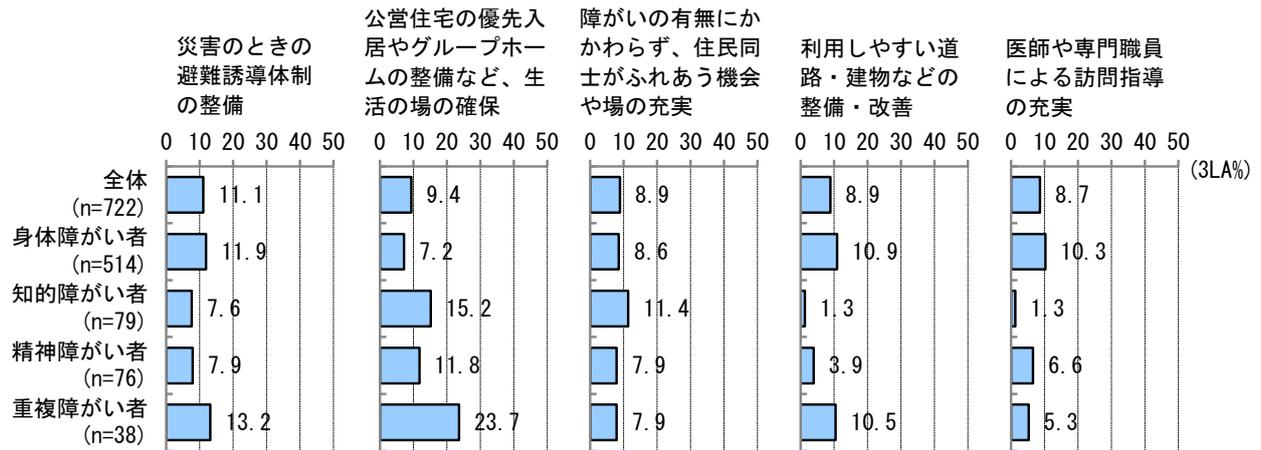
障がい区分別では、身体障がい者と重複障がい者は、「なんでも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」(身体43.6%、重複44.7%)が最も多く、「サービス利用の手続きの簡素化」(身体34.8%、重複26.3%)、「在宅での生活や介助しやすいよう保健・医療・福祉サービスの充実」(身体28.0%、重複21.1%)、「行政からの福祉に関する情報提供の充実」(身体24.5%、重複21.1%)が上位となっています。また、重複障がい者では「リハビリ・生活訓練・職業訓練などの通所施設の整備」(23.7%)も多くなっています。

知的障がい者でも、「なんでも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」(31.6%)、「サービス利用の手続きの簡素化」(32.9%)が上位となっていますが、「職業訓練の充実や働く場所の確保」(22.8%)や「差別や偏見をなくすための福祉教育や広報活動の充実」(25.3%)、「同じ障がいのある仲間が集える場の確保」(17.7%)、「一人ひとりの個性を生かした保育・教育内容の充実」(17.7%)などが他の障がい区分に比べ高くなっています。

精神障がい者でも「なんでも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」(36.8%)、「サービス利用の手続きの簡素化」(34.2%)が上位となっており、「職業訓練の充実や働く場所の確保」(19.7%)も知的障がい者に次いで高い割合となっています。

### □ アンケート調査結果





### 3 アンケート調査の結果から見える課題

アンケート調査の結果から見えてきた課題を次のとおり整理しました。

#### (1) 障がい者にとって安全・安心な生活環境の整備

- ・ 調査結果では、本市が障がい者にとって暮らしやすいとの評価が5割以上を占めていますが、一方で、2割程度の障がい者にとっては暮らしにくいと評価されています。障害者基本法に明記されている障がい者にとって障壁となるような事物・制度・慣行・観念など、あらゆる障壁を取り除き、誰にとってもやさしいまちづくりにより、すべての市民が暮らしやすい生活環境の整備が引き続き必要です。
- ・ 障がい者の外出移動について、段差や外出時の困りごとへの不安などを感じている障がい者は少なくありません。障がい者に外出の機会を継続的に提供し、活発な社会生活を送るための支援の充実を図っていくことが重要です。引き続き障がい者の目線に立って移動しやすい空間の整備に取り組む必要があります。
- ・ 知的障がい者や重複障がい者などは、災害時に単独で避難することが困難であったり、近隣に助けを求めにくかったりすることは少なくありません。このような人たちが災害弱者とならないよう適切に支援するため、要支援者への情報伝達体制や避難支援のためのネットワークの構築、地域コミュニティにおける支えあいの地域づくりを進めていく必要があります。

#### (2) 障がい者が自立した地域生活を送るための多様な支援の充実

- ・ 調査結果では、今後、家族と継続した暮らしを望む障がい者が多い一方、高齢化が進む身体障がい者では高齢者支援施設などの福祉施設での生活、知的障がい者はグループホームでの共同生活、精神障がい者はひとり暮らしなど、障がいの種別により暮らし方へのニーズは様々あることがうかがえました。また、在宅での医療ケアや生活費の確保など、地域生活を送るために必要な支援ニーズも多岐にわたっています。障がい者が施設や病院などから移行し、また、家族などと住み慣れた地域で生活を継続するためには、これらのニーズに対応した障がい福祉サービスや地域生活支援事業による支援をはじめ、生活基盤の安定に向けた経済的支援など、多岐にわたる支援の充実が必要です。
- ・ 障がい者が福祉サービスなどの支援を円滑に利用するためには、障がい者やその家族、介助者などが抱える様々な不安や悩みを気軽に相談し、適切なサービスにつなぐことができる相談支援体制の充実が重要です。調査結果では、困りごとの相談相手は、全般的に家族・親族が多くなっていますが、身体障がい者や精神障がい者、重複障がい者では医療機関、知的障がい者では障がい者相談支援事業所など、中には専門的な相談窓口のニーズが高い面もうかがえました。また、「どんな時にどこに相談したらいいかわかるようにしてほしい」やワンストップでの相談窓口の設置などの要望もみられます。
- ・ 相談支援事業所などの相談窓口の周知をはじめ、総合的な相談支援に対応できる体制づくり、情報内容の充実、相談窓口や必要な情報などへのアクセスのしやすさの向上など、利用しやすい相談・情報提供体制の充実を図ることが必要です。

### (3) 障がい理由とする差別がない社会環境の整備

- ・ 調査結果では、障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことがある経験は知的障がい者で8割を占め、精神障がい者や重複障がい者でも5割以上が経験するなど、障がいがあることに対する差別・偏見は存在している様子がうかがえます。2016年（平成28年）4月から障害者差別解消法が施行され、障がいの有無によって分け隔てられない共生社会の実現に向け、意識面を含め、日常生活や社会生活において障がい者の社会への参加を制約している社会的障壁<sup>(※)</sup>を取り除くことが求められています。
- ・ 人権に関する教育・啓発の充実・強化をはじめ、学校園などにおける福祉教育の実践を通して障がい者や人権に対する理解を一層深める機会の充実や障がい者の権利を守る取組みの強化が必要です。

### (4) 保健・医療サービスの提供体制の充実

- ・ すべての市民が住み慣れた地域で健康に暮らしていけるよう、日頃から健康管理に努め、中途障がいの原因となる生活習慣病などの予防に主体的に取り組むことが必要です。特に、障がい者が地域で安心して自立生活を送っていくにあたって、健康に対する適切な支援体制が整備されていることが重要です。
- ・ 調査結果では、身体障がい者で在宅医療ケアへのニーズがみられるなど、高齢化の進行を背景に、障がいがある長期療養者や障がいの重度化・重複化が増加するものと考えられます。障がい者が長期の入所、入院生活から自立した地域生活へと移行することを促進するため、保健・医療・福祉が連携した相談支援をはじめ、リハビリテーション体制や、病状が急変することが少なくない精神障がい者の地域での安心な生活を支えるための身近な医療サービスなど、障がい者のニーズに応じた医療提供体制の充実が求められます。

### (5) 障がい者の就労・雇用環境の充実

- ・ 調査結果では、身体障がい者の4割、知的障がい者や精神障がい者では3割近くが仕事をしているとの回答がありますが、知的障がい者や精神障がい者は、パート・アルバイトなどの非常勤での就労や作業所、就労支援事業所への通所などが多く、経済的な自立が困難な状況がうかがえます。就職を困難にしている背景として、職場での障がいに対する理解不足や障がい者を受け入れることに理解を示す企業・事業所がまだまだ少ないことが考えられます。
- ・ 今後、ハローワークと連携し、身体障がい者だけでなく知的障がい者や精神障がい者の雇用も進め、法定雇用率以上の雇用に積極的に取り組んでいくことが必要です。また、企業に対しては、事業主の障がい者の雇用への理解・協力のための取組みに努める一方、障がい者に適した仕事の開発、職業訓練の機会の充実とともに、障がいの特性に配慮した就労条件や環境整備などを働きかけ、就労機会の拡大を図っていくことが必要です。

## (6) 障がい者の能力を高める教育や社会参加の推進

- ・ 調査結果では、通学支援などのニーズのほか、本人の能力や障がいの状況に合った指導、職員や児童・生徒の障がいへの理解など、主にソフト面での就学・就園上の問題点や要望が挙げられていました。
- ・ 学校・幼稚園・保育所（園）・こども園などにおいては、「ともに学び、ともに育つ」ことを基本に障がいのある児童・生徒一人ひとりの課題に配慮した適切な教育・保育が行われるよう体制の充実を図るとともに、発達障がい<sup>(※)</sup>などに対する理解を深めるため、障がいのない児童・生徒や地域の人々との交流に努めていくことが必要です。また、就学前から卒業後までのライフステージ<sup>(※)</sup>を横断した切れ目のない支援を進めることが重要であり、教育・保育・医療・福祉・就労などの関係機関と連携したネットワークを構築することが必要です。
- ・ 近年、生活に楽しさを求めたり自ら積極的に社会参加をしたりする生きがいつくりへのニーズが高まっています。今後は、生涯学習やスポーツ活動などを通じ、それぞれのライフスタイルにあった生活の豊かさが求められるよう支援を強化していく必要があります。



---

# 第3章

## 計画の基本的考え方

---



## 第3章 計画の基本的考え方

### 第1節 計画の基本理念と基本的視点

#### 1 基本理念

本計画の基本理念は、計画の連続性、整合性を図る観点から、前計画の理念を継承することとします。

また、この理念とともに、障害者基本法第3条に定められている地域社会における共生や社会参加の機会の確保などに関する考え方をはじめ、障害者基本法第4条の差別禁止に関する条項などを根本的な原則として、市民一人ひとりが障がいのことを理解し、それぞれの立場でできる配慮や工夫をすることにより、差別や障壁をなくすよう努め、障がいの有無に関係なく、すべての人にとって暮らしやすい、ともに生きる共生社会の実現をめざし、本計画を推進するものとしてします。

【計画の基本理念】

誰もが安心して暮らせる共生社会の実現をめざして

## 2 基本的視点

国の基本計画では、障がい者施策の各分野に共通する横断的視点として、「障害者権利条約の理念及び整合性の確保」「社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティ<sup>(※)</sup>の向上」「当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援」「障がい特性等に配慮したきめ細かい支援」「障がいのある女性、子ども及び高齢者の複合的困難に配慮したきめ細かい支援」「PDCAサイクル<sup>(※)</sup>等を通じた実効性のある取組の推進」の6つを掲げ、障がい者の自立及び社会参加の支援などのための施策について総合的かつ実効性の高い取組みの推進を図ることとしています。

これらの横断的な視点を踏まえ、本計画で定める施策を推進する上で、次の基本的視点を位置づけ、庁内関係各グループ及び関係機関・団体などとの連携と協働のもと取り組んでいくこととします。

### 【計画推進にあたっての基本的視点】

#### (1) 権利擁護の推進と障がいに対する理解や配慮の促進

障がいの有無に関係なく、互いの個性を尊重し合いながら共に生きる社会（共生社会）の実現のために、障がいのある人もない人もそれぞれが当事者として参画し、互いの権利を尊重し守る意識を培い、障がいに対し理解を深め配慮する態度を育む取組みを推進します。

#### (2) 社会のバリアフリー化の促進

障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している、事物や制度、慣行、観念などの社会的障壁<sup>(※)</sup>の除去を進め、ソフト・ハードの両面にわたる社会のバリアフリー化を推進し、アクセシビリティ<sup>(※)</sup>の向上を図ります。

#### (3) 障がい者の能力を引き出し自らが自立した生活を送るための支援

障がい者が、地域の一員として活動し、社会に参加する力の向上を図ることができるよう、障がいの特性への配慮をはじめ、多様化するニーズへの対応など、生活状況やライフステージ<sup>(※)</sup>に応じた切れ目のない適切な支援が受けられる体制を充実します。また、関係機関・団体が連携・協働し、学ぶ場・働く場・活動する場などの環境の整備を図るとともに、障がい者の自立生活と積極的な社会参加を促進するための総合的・包括的な支援体制の構築に努めます。

#### (4) 障がい者の意思決定への支援

障がい者自身が自らの意思により、必要なサービスを受けながら安心した生活を送ることができるよう、適切な相談支援体制の充実をはじめ、意思疎通のための手段を選択できる機会の提供の促進などに努め、その人らしい生活を送ることができる環境づくりを推進します。

## 第2節 施策の体系

施策分野	基本的方向
1 安全・安心に暮らせる生活環境の推進	(1) 住まいや建物・歩行空間等の環境の向上
	(2) 移動しやすい環境の整備
	(3) 防災、防犯対策の推進
	(4) 消費者被害の防止
2 自立した地域生活への支援	(1) 相談機能・情報へのアクセスのしやすさの向上
	(2) 多様なニーズに対応する障がい福祉サービス等の充実
	(3) 障がいのある子どもやその家族に対する支援の推進
3 差別の解消及び権利擁護等の推進	(1) 障がいを理由とする差別の解消の推進
	(2) 虐待の防止対策・権利擁護の推進
4 心身の健康保持・増進のための保健・医療の推進	(1) 健康の保持・増進
	(2) 保健・医療サービスの充実
5 経済的自立に向けた就労環境の推進	(1) 障がい者の雇用に対する企業等の理解の促進
	(2) 障がい者の就労機会や場の拡大
	(3) 就労訓練の場の充実による雇用・就労の促進
6 障がい者の力を引き出す教育・社会参加の推進	(1) 教育・保育環境の充実
	(2) 発達障がい児に対する支援の充実
	(3) スポーツ、レクリエーション及び文化・芸術活動の推進
	(4) 生涯学習の推進



---

# 第4章

## 分野別施策の展開

---



## 第4章 分野別施策の展開

### 施策分野1 安全・安心に暮らせる生活環境の推進

#### 【これまでの取組みの概要】

本市では、障がい者に対するあらゆる障壁(バリア)を取り除いていくため、バリアフリー<sup>(※)</sup>の考え方にに基づき、誰にとってもやさしいまちづくりを推進しています。

建築物や公園、道路・歩道などの市内の公共性の高い施設や設備については、条例や法令などに基づき、障がい者や高齢者などが利用しやすく、生活しやすいまちづくりに向けてユニバーサルデザイン<sup>(※)</sup>の導入を含めた整備・充実を図っています。また、公共交通機関については、運輸事業者などの関係機関と連携し、乗り物や駅舎などのバリアフリー化を進めるなど、障がい者などの移動に配慮した環境整備に努めています。

防災や防犯などの安全面については、障がい者を適切に救助・支援するため、災害時の要配慮者情報の把握のほか、避難、救助体制を整備するとともに、緊急時の情報連絡体制の充実を図っています。また、警察署、防犯委員会、自治会など、各種団体と連携し、防犯に関する啓発、情報提供に努めるとともに、障がい者の消費生活に関するトラブルの予防や早期解決を図るため、消費生活相談を実施するなど、障がい者が安全・安心に暮らせる生活環境をめざした取組みを進めています。

#### 【施策の方向性】

障がいの有無に関係なく、すべての市民が地域で安全・安心に暮らしていけるよう、防犯や交通安全、防災などの面での配慮のほか、バリアフリー<sup>(※)</sup>による生活空間づくりが重要です。

そのため、建物、移動、情報、制度、慣行、心理などハード・ソフト両面にわたる社会のバリアフリー化に努めます。

また、地域ぐるみで障がい者の安全・安心を支え見守るネットワークの強化を図ります。

## (1) 住まいや建物・歩行空間等の環境の向上

### 【施策展開の方針】

バリアフリー<sup>(※)</sup>の考え方を踏まえ、生活の基盤となる住まいをはじめ、公共公益施設などについて計画的な整備・改善を引き続き推進します。

また、障がい者や高齢者などの利便性や安全性を考慮したユニバーサルデザイン<sup>(※)</sup>による道路機能の維持管理に努めるとともに、市民にとってやさしい道づくりに重点を置いた歩行空間などの充実に努めます。

### 【施策内容】

#### ①住宅、施設等のバリアフリー化の推進

施策	内容
住宅のバリアフリー化の推進	障がい者などが地域で安心して住み続けることができるよう、住宅改造助成事業を推進します。
公共公益施設等のバリアフリー化の推進	公共公益施設などについては、障がいの特性などに配慮し、すべての人が利用しやすいユニバーサルデザイン <sup>(※)</sup> の導入を含めた整備を推進します。
公園等のバリアフリー化の推進	障がい者などすべての人が快適に利用でき、親しめる環境を整備するため、公園、水辺空間などにおけるバリアフリー化を推進します。
バリアフリー意識の浸透	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー法)や大阪府福祉のまちづくり条例などの福祉のまちづくりに関係する制度について、積極的な啓発を行い、バリアフリー意識の浸透に努めます。

#### ②安全な交通の確保

施策	内容
歩行環境の整備	歩道と車道の段差解消や点字ブロックの設置について計画的な整備を図るとともに、国道や府道についてもより一層の整備を働きかけます。また、視覚障がい者や車いす使用者などの移動が妨げられないように、関係機関と連携し、歩道に放置された自転車などの撤去及び管理の強化に努めます。
交通安全施設の整備	路面標示などを整備することにより、生活道路における通過車両の進入や速度の抑制、幹線道路における交通の流れの円滑化などを図り、障がい者と自動車の事故を防止し、安全かつ円滑な交通を確保します。

## (2) 移動しやすい環境の整備

### 【施策展開の方針】

障がい者が外出や移動の際、不便を感じないように関係機関の協力・連携のもと、公共交通機関の整備・充実を引き続き図ります。

### 【施策内容】

施策	内容
公共交通機関のバリアフリー化の促進	鉄道駅舎、バスターミナルなど、公共交通機関におけるバリアフリー化を促進します。
交通バリアフリーに関する情報提供及び意識の浸透	障がい者などすべての人が公共交通機関を円滑に利用できるよう、バリアフリー情報の提供や障がい特性に配慮した情報提供を行うとともに、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）や大阪府福祉のまちづくり条例などの福祉のまちづくりに関係する制度について、積極的な啓発を行い、バリアフリー意識の浸透に努めます。

## (3) 防災、防犯対策の推進

### 【施策展開の方針】

「避難行動要支援者支援プラン」に基づき、障がい者や高齢者などが災害時に安全な避難などを行えるよう、計画的に防災対策を推進します。

また、地域住民の協力による防災・防犯のための支援体制を強化します。

### 【施策内容】

施策	内容
建築物の耐震対策の促進	地震による建築物の倒壊などの被害を未然に防止するため、市内建築物の耐震診断及び耐震改修を促進します。
緊急時の情報伝達体制の整備	緊急通報システム、ファックス、電子メールなどによる消防、警察への緊急通信体制の一層の充実を図り、聴覚障がい者など、音声による意思疎通が困難な人への電子メールなどによる緊急連絡の仕組みを運用するなど、障がい者に対する緊急時の情報伝達体制を構築します。

【施策内容】

施策	内容
災害時の避難行動支援体制の充実	避難行動要支援者支援プランに基づき、災害時における障がい者への情報伝達支援・避難行動支援体制を充実します。
防犯対策の充実	警察署、防犯委員会、自治会、地域防犯ステーションをはじめとする関係団体などと連携し防犯ネットワークの構築に努め、障がい者を含む市民に対して防犯意識の高揚を図るとともに、事案発生時における障がい者への情報提供などの支援に努めます。

#### (4) 消費者被害の防止

【施策展開の方針】

障がい者を対象とした特殊詐欺などの消費者被害を防止するため、合理的配慮に基づいたわかりやすい情報提供や関係団体と連携した消費生活相談を実施します。

また、障がい福祉サービス事業者や地域の福祉活動団体、近隣住民などによる障がい者への見守りを強化することで、消費者被害を地域全体で防ぐ環境づくりに取り組みます。

【施策内容】

施策	内容
消費者被害予防のための啓発	市消費生活センター及び、関係機関・団体の連携により、障がい者を対象とした訪問販売や悪質商法に関する注意喚起、被害予防などの啓発を推進します。
消費生活相談の推進	障がい者の消費生活に関するトラブルの予防や早期解決を図るため、市消費生活センターによる消費生活相談を推進します。 また、市消費生活センターなどの消費生活相談窓口を周知し、被害の早期解決、被害の拡大防止に取り組みます。

## 施策分野2 自立した地域生活への支援

### 【これまでの取組みの概要】

本市では、障がい者の地域での自立生活を支えるため、これまで第1期から第4期にわたる障がい福祉計画に基づき、国の法制度の見直しに対応しながら、障がい福祉サービスなどの提供体制の充実に取り組むとともに、制度やサービス内容について、市民に周知を図ってきました。

また、障がい者をはじめ、ひきこもりなどの状態であるため、困難な状況に置かれている支援を必要とする人や、その家族、介助者などが抱える様々な不安や悩みを受け、必要なサービスを円滑に利用したり、適切なサービスにつないだりすることができるよう、市、基幹相談支援センター、地域包括支援センター、生活サポートセンター、家庭児童相談員、児童相談所、身体障がい者更生相談所、知的障がい者更生相談所、保健所などの相談機関が連携した相談支援の充実に努めています。

さらに、市広報誌やホームページ、「福祉のしおり」などによる情報提供のほか、CSW<sup>(※)</sup>や相談支援専門員、民生委員・児童委員などと連携した相談・情報提供体制の充実を図っています。

近年増加している発達障がい<sup>(※)</sup>に対しては、児童・生徒とその保護者などを対象とした相談支援や療育の充実を図っています。

### 【施策の方向性】

障がい者が可能な限り住み慣れた地域で生活できるよう、障がい者の日々の生活を支援するとともに、介護者の負担軽減を図る取組みが重要です。

また、今日の情報化社会では、インターネットやソーシャルネットワーキングサービス（SNS）<sup>(※)</sup>などを使った情報収集や情報発信はますます重要になっており、情報・コミュニケーション面でのバリアフリー化、情報利用におけるアクセシビリティ<sup>(※)</sup>の向上が求められています。

そのため、障害者総合支援法による自立支援給付、地域生活支援事業の充実に加え、引き続き相談機能の強化を図り、相談支援体制の整備を進めるとともに、情報へのアクセスのしやすさなど、地域生活を支える社会環境の充実に努めます。

また、地域の様々な社会資源を活用しながら、質・量ともに十分なサービス提供体制の充実に努め、障がい者一人ひとりの生活の質の向上を図ります。

## (1) 相談機能・情報へのアクセスのしやすさの向上

### 【施策展開の方針】

障がい者が地域で自立した生活を送ることができるよう、日常生活に関わる困りごとなどを気軽に相談したり、専門的な相談にも対応できる相談支援体制の充実を図ります。

また、障がい者が情報収集やコミュニケーションの面で制約を感じることがないように、障がい特性に配慮し、情報へのアクセシビリティ<sup>(※)</sup>の向上に努めます。

### 【施策内容】

#### ①相談支援体制の充実

施策	内容
相談支援体制の充実	相談支援を適切に実施していくため、地域自立支援協議会における相談支援部会を活用しながら、基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制の充実を図ります。
各種相談機関の連携	市、基幹相談支援センター、地域包括支援センター、生活サポートセンター、家庭児童相談員、児童相談所、身体障がい者更生相談所、知的障がい者更生相談所、保健所などの相談機関が連携しながら、障がい者や支援を必要とする人が身近な地域で専門的な相談を受けることができる体制の充実に努めます。
相談支援専門員等の育成	相談支援の充実を図るため、基幹相談支援センターなどの関係機関と連携して、相談支援専門員などの人材の育成に努めます。

#### ②情報提供の充実

施策	内容
行政情報の提供体制の充実	市役所や関係機関の窓口の表示や案内板などについてわかりやすい表示を推進するとともに、行政窓口では手話や筆談などによりスムーズに意思疎通のできるよう合理的配慮に基づいた情報提供を図ります。 また、障がい者に配慮したホームページの作成や録音物による情報提供など、情報へのアクセシビリティ <sup>(※)</sup> の向上を図ります。
情報通信技術（ICT）機器の利用促進	情報伝達の有力な手段である、パソコン・読み取り機器・ファックスなどについては、利用にかかる支援を行うとともに、スマートフォン・タブレット端末などの活用を検討していきます。

施策	内容
福祉に関する情報提供の充実	<p>広報や関係機関の協力により、福祉情報・相談窓口などを広く市民に周知するとともに、関係機関との連携により窓口でのスムーズな情報提供に努めます。</p> <p>また、CSW<sup>(※)</sup>や相談支援専門員、民生委員・児童委員などとの連携を密にし、個々の要望に対応できるきめ細かなサービスの提供を推進します。</p>
「福祉のしおり」等の充実	<p>障がい者などに対する各種福祉情報を掲載する「福祉のしおり」の内容の充実など、情報提供の充実に努めます。</p>

### ③コミュニケーション支援体制の充実

施策	内容
人材の育成や手話通訳者等の派遣の推進	<p>コミュニケーションを必要とする障がい者のために、手話通訳者・要約筆記者などの派遣事業を推進します。</p> <p>また、これらコミュニケーションを支援する人材の養成・確保に努めます。</p>
視聴覚障がい者に対する理解の促進	<p>情報の確保やコミュニケーションが困難な視覚障がい者や聴覚障がい者に対する支援を推進するため、手話・要約筆記<sup>(※)</sup>・朗読ボランティアなどの講習会を充実させるとともに、コミュニケーションの取り方について啓発を行います。</p> <p>また、手話言語条例の制定について検討を進めます。</p>

## (2) 多様なニーズに対応する障がい福祉サービス等の充実

### 【施策展開の方針】

障がいの状況に応じたサービスが提供され、日常生活を送る上で必要なサービスが障がい者のニーズに応じて利用できる体制の整備を計画的に図ります。

### 【施策内容】

#### ①障がい福祉サービス等

施策	内容
訪問系サービス及び短期入所の充実	<p>訪問系サービス[居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障がい者等包括支援]においては、利用者本位のサービス提供体制を確保するため、関係機関と連携し、事業者の参入及びサービス利用の確保に引き続き努めます。</p> <p>短期入所については、利用ニーズに十分対応できるよう、関係機関と連携しながら市内の事業所の確保に努めます。</p>
日中活動系サービスの充実	<p>日中活動系サービス[生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A型・B型)、就労定着支援、療養介護]については、市内の障がい者が希望するサービスを利用することができるよう、事業所の確保に努めます。</p> <p>また、日中活動事業所連絡会を通じて、各事業所が抱える課題の解決を図り、サービスの提供体制の充実に努めます。</p>
居住系サービス及び自立生活援助の充実	<p>居住系サービス[共同生活援助(グループホーム)、施設入所支援]、自立生活援助サービスについては、資源の確保に努め、施設からの地域移行、保護者からの自立などのニーズに対応できる環境の整備を図ります。</p>
障がい児通所支援サービスの充実	<p>障がい児通所支援サービス[児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援]については、利用ニーズに十分対応できるよう、関係機関と連携しながら事業所の確保に努めます。</p>
相談支援の充実	<p>相談支援(サービス利用計画作成)については、利用者の意向や心身の状況などを踏まえ、一人ひとりに応じたサービス支給決定を行うため、特定相談支援事業所及び相談支援専門員の確保することにより、サービス提供体制の推進に努めます。</p>

## ②地域生活支援事業

施策	内容
地域生活支援事業の充実	<p>地域生活支援事業（相談支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、地域活動支援センター機能強化事業など）については、利用者のニーズなどを踏まえながら、事業者の充実などサービス提供体制の確保に努めます。</p> <p>また、地域生活や社会参加の観点からサービス利用の促進を図るため、サービスの種類や内容に関する情報提供及び利用者本位のサービスの提供に努めます。</p>

## ③経済的自立への支援

施策	内容
年金制度や各種手当等の周知	<p>経済的に安定した生活を送ることができるよう、年金制度や各種手当、割引制度などの周知に努めます。</p>

## (3) 障がいのある子どもやその家族に対する支援の推進

### 【施策展開の方針】

障がいのある子どもが社会の一員として、生涯にわたって主体性を発揮し、生きがいのある生活を送ることができるよう、ライフステージ<sup>(※)</sup>を横断して、障がいの状況に応じた適切な支援を実施します。

### 【施策内容】

施策	内容
障がいのある児童・生徒の継続的な支援体制の充実	<p>乳幼児期から個々に応じた指導・支援を図るため、情報伝達ツールを活用し、関係機関の連携を充実するとともに、障がいのある児童・生徒やその家族に対する継続的な支援体制の充実を図ります。</p>
療育相談等の充実	<p>発達のサポートが必要な子どもが、社会的に自立して生活できるよう、また、保護者の心身の負担軽減を図れるよう、個々に応じた療育や相談事業の充実を図ります。</p>

### 施策分野3

## 差別の解消及び権利擁護等の推進

#### 【これまでの取組みの概要】

本市では、これまで障がい（障がい者）に対する市民の理解を深めるため、広報誌やホームページでの情報提供、障がい者週間や人権週間などの各種イベント・行事の機会を活用し、啓発や広報を展開してきました。

また、障がい者と地域住民や児童・生徒が、直接ふれ合い交流したり、体験学習などを取り入れた福祉教育の実践を通して、障がい者に対する理解を深めるための取組みを進めています。

さらに、手話通訳奉仕員や要約筆記奉仕員、朗読ボランティアなど、障がい者の社会参加や日常生活を手助けする人材の養成にも努めています。

障がい者の権利擁護や虐待防止については、成年後見制度利用支援事業の実施のほか、社会福祉協議会に権利擁護センターを設置し、障がい者や高齢者の権利擁護を図るとともに、虐待防止センターを福祉グループ内に設置し、関係機関と連携の上、虐待の防止、通報への対応などを図っています。

#### 【施策の方向性】

障がいに対する理解が一層進み、障がい者が地域で安全・安心に暮らしていけるよう、障がいの有無に関係なく、地域でともに生きる「共生」の理念を一層浸透させていく取組みが重要です。

そのため、家庭や地域、学校、職場などあらゆる場において、すべての世代の市民がそれぞれの個性を互いに尊重し合い、障がいに対する正しい理解を深めることができるよう、市民、行政、障がい者団体や関係機関など、様々な主体の連携・協働のもと、多様な機会を通じて、広報・啓発活動を推進していきます。

また、障がい者の基本的人権を守るため、権利擁護に努めるとともに、障がい者への虐待防止を推進します。

## (1) 障がい者を理由とする差別の解消の推進

### 【施策展開の方針】

障がい者に対する差別を解消し、ともに学び、ともに働き、ともに暮らす共生社会の実現に向けた啓発を強化するとともに、合理的配慮の視点に立った全市的な取組みを推進します。

### 【施策内容】

#### ①啓発・広報活動の推進

施策	内容
広報誌・ホームページ等による啓発活動の推進	広報誌やホームページなどを通じて、市民への障がいに対する理解の促進に努めます。 また、障がい者に対しても、障がい者同士での助け合いなどを通じた自立意識の向上を支援します。
障がい者週間等での啓発活動の推進	障がい者週間などの各種行事を中心に、市民、関係団体、障がい者団体など、幅広い層の参加による啓発活動を推進します。
交流活動の推進	障がいや福祉に対する理解を深めるため、より多くの市民や関係団体の参加を得られる交流活動を推進します。
市内人権団体との連携による、人権教育・啓発事業の推進	人権啓発研修会の実施、人権学習講座の開催、幼稚園PTA・保育所（園）保護者会の人権啓発学習会への助成、人権週間事業の実施などを行い、人権意識の向上に努めます。
住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録及び大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅の登録の促進	高齢者等住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑入居及び居住の安定確保のため、市開発指導要綱に基づく協議などにおいて、共同住宅など民間賃貸住宅を建築する開発者に、新たな住宅セーフティネット制度及び大阪府あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度の内容について周知するとともに、当該制度に基づく賃貸住宅の登録を促進します。

#### ②福祉教育等の推進

施策	内容
幼稚園・保育所・こども園、小・中学校における交流教育等の推進	ボランティア活動などの様々な体験学習や学校教育の場を通じて、障がいに対する理解を深める交流教育などを推進します。
福祉講座や講演会の開催	福祉講座や講演会の開催に努めるとともに、図書館において啓発用図書や視聴覚ライブラリーの整備を図り、市民への啓発・広報を推進します。

### ③障がい者差別の解消に向けた体制の整備

施策	内容
相談・支援体制の整備	誰もが安心して暮らせる共生社会をめざし、不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供などに対する相談・支援体制を整備します。

### ④ボランティア活動の推進

施策	内容
ボランティアの養成	児童・生徒や市民などのボランティア活動に対する意識の啓発や養成講座の開催などにより、ボランティアの養成に努めます。
ボランティアの活動支援	ボランティアの活動内容などの情報提供を行い、市民が自発的に活動しやすい条件整備を図ります。 また、ボランティアの組織化・ネットワーク化を図り、ボランティア活動への支援を推進します。

### ⑤障がい者理解の促進

施策	内容
公共サービス従事者等に対する障がい者理解の促進	障がい者が地域において安全で安心して生活できるよう、各種公共サービス従事者に対して障がいに関する理解の促進を図ります。
市職員等への人権研修の実施	障がい者施策や事業を担当する職員及び教育を担当する教職員のみならず、すべての職員に対し、合理的配慮をはじめ、人権尊重を基本とした研修の充実を図ります。

## (2) 虐待の防止対策・権利擁護の推進

### 【施策展開の方針】

障がい者がその権利を侵害されることなく、地域で安心して生活できるよう、障がい者に対する虐待防止対策など、障がい者の権利や人権を守るための取組みとともに、地域で見守り支える仕組みづくりを推進します。

### 【施策内容】

#### ①障がい者虐待防止対策の推進

施策	内容
障がい者虐待への対応体制の確保	虐待防止センターを設置し、虐待を発見した場合の適切な対応ができる体制を確保するとともに、基幹相談支援センター及び地域の関係機関・団体などと連携し、必要な支援を行います。
虐待防止及び啓発の推進	基幹相談支援センターと地域の関係機関・団体などが連携し、障がい者の虐待防止のための研修会のほか、地域住民への啓発、地域での見守り体制の充実・強化を推進し、虐待の防止・早期発見・早期対応に努めます。

#### ②権利擁護の推進

施策	内容
権利擁護事業の推進	利用者の権利擁護のために、金銭管理サービスなどを行う社会福祉協議会の機能の充実を図るなど、権利擁護事業を推進します。
成年後見制度 <sup>(※)</sup> の利用促進	施設入所や在宅サービスの利用などにおいて、契約締結などの法律行為が困難になっても、障がい者が安心して継続した生活を送ることができるよう、成年後見制度利用支援事業の利用を促進します。

## 施策分野4

## 心身の健康保持・増進のための保健・医療の推進

### 【これまでの取組みの概要】

本市では、妊産婦の健康教育や保健指導、健康診査、各種健診・相談・教室・訪問指導などを実施し、すべての市民が住み慣れた地域で、日頃から健康管理に努め、健康で暮らしていけるよう、乳幼児期から疾病の予防や障がいの予防、早期発見・早期治療、高齢期の介護予防など様々な取組みを進めています。

また、障がいが発見された場合は、必要な医療に関する情報提供や指導訓練・生活支援など切れ目のない対応を図り、関係機関との連携のもと、障がい者に必要な支援を行っています。

さらに、障がい児（者）の発達についての相談・支援のほか、近年増加している精神疾患にも適切に対応できるよう相談機能の強化を図っています。

### 【施策の方向性】

障がいなどの予防と早期発見・治療、医学的リハビリテーション、療育は、健やかな暮らしを支えるために重要な取組みです。

障がいの原因のひとつとなる疾病などの予防やその早期発見・治療、療育を図るとともに、障がい児（者）の心身の健康の保持・増進のため、関係機関との密接な連携のもと、心身の状況やライフステージ<sup>(※)</sup>に応じた保健・医療・医学的リハビリテーションの充実に努めます。

## （1）健康の保持・増進

### 【施策展開の方針】

障がいの原因となる疾病の予防と早期発見を図るため、各種健診（検診）の受診を促進するなど、心身機能の低下防止と健康の保持・増進に向けた取組みを一層充実します。

### 【施策内容】

#### ①障がいの原因となる疾病等の予防・早期発見・早期対応

施策	内容
母子保健施策の充実	妊産婦の健康教育、保健指導及び健康診査、相談体制などの充実とともに、妊娠期、乳幼児期の疾病や障がいの予防、早期発見・早期治療を図るため、各種健診・相談・教室・訪問指導を推進します。
成人保健施策の充実	障がいの原因にもなる生活習慣病の予防と疾病の早期発見・治療のため、健康診査などの受診を奨励し、要指導者に対する保健指導の充実に努めます。要医療者には医療機関への受診を推奨し、適切な医療・保健指導を推進します。
介護予防等の充実	体力や筋力の低下により要介護状態になることを予防するために、介護予防事業を推進します。

施策	内容
障がいの原因となる疾病等への対応	障がいが発見された場合は、専門の医療機関や保健所、主治医などによる相互連携のもとで、障がい者に必要な医療提供・指導訓練・生活支援など、障がいの発見段階から切れ目のない対応を図ります。

## ②障がいの原因となる疾病等についての普及・啓発の推進

施策	内容
障がいについての正しい知識の普及	障がいの原因となる疾病、外傷などの予防や治療について、市民、保健・医療従事者などに対し正しい知識の普及を図ります。
事故防止に向けた啓発	障がいを招く疾病や事故などを未然に防ぐため、各種健康相談・健康教育や研修会、禁煙や薬物乱用防止に関する講演会の開催など、乳幼児や高齢者の事故防止の啓発に努めます。

## (2) 保健・医療サービスの充実

### 【施策展開の方針】

障がいにつながる疾病や事故などを予防する一方で、障がい者の健康保持・増進に努めるほか、医療的ケアを必要とする障がい者が健やかに安心して生活を継続できるよう、関係機関と連携し、保健・医療サービスの充実に努めます。

### 【施策内容】

#### ①障がい児（者）に対する保健・医療サービスの充実

施策	内容
障がいの早期発見	妊産婦、新生児及び乳幼児の健康診査の適切な実施と勧奨及びこれらの機会の活用を図り、障がいの早期発見に努めます。
障がい児（者）に対する適切な保健サービスの充実	障がい児（者）の健康の保持・増進について、福祉部門との連携を強化するとともに、保健センターや保健所・児童相談所などにおいて、障がい児（者）の発達について相談・支援を行います。
地域の医療体制の充実	障がい児（者）が、地域で安心して医療を受けることができるよう、地域の医療情報の収集、医療体制の充実に努めます。

施策	内容
保健・医療サービス等に関する適切な情報提供の充実	<p>保健・医療サービスなどの提供機関やその内容、各種行政サービスなどに関する情報を、障がい者が簡単に入手できるように情報提供体制の充実を図ります。</p> <p>また、障がい者やその家族などが適切な情報を選択して利用できる体制をめざします。</p>

## ②障がいに対する医療・医学的リハビリテーション

施策	内容
医療機関の充実	<p>障がい者がいつでも必要かつ適切な医療を安心して受けられるよう、医療従事者の障がいに対する理解促進、受診環境の充実に努めます。</p>
医療費助成制度の普及・啓発	<p>障がい者医療制度及び各自立支援医療などの各種医療制度について、広報誌やホームページなどを通して制度の周知を図り、適正な利用を促進します。</p>

## ③精神保健・医療施策の推進

施策	内容
啓発活動の推進	<p>精神疾患及び精神障がいに対する正しい知識の普及を図るため、保健所や医療機関と連携し啓発活動を推進します。</p>
差別偏見の解消	<p>精神障がい者に対する差別偏見を解消し、社会参加を促進するため、家族会などの活動を支援します。</p>
こころの健康づくり	<p>ひきこもりや虐待・うつ病による自殺など心の問題に対して、精神保健福祉士などの専門職を配置し、相談・支援を行います。</p>
精神疾患の早期発見・治療	<p>精神疾患の早期発見と早期の適切な治療により、負担の軽減を図るとともに、症状や生活上の障がいと上手に付き合いながら、地域で生活できるよう支援体制の整備に努めます。</p>

## 施策分野5

## 経済的自立に向けた就労環境の推進

### 【これまでの取組みの概要】

本市では、障がい者の雇用を促進するため、企業や事業主に対し、能力や適性に応じ、働きやすく、定着しやすい職場づくりを促すための啓発活動を推進しています。

また、ハローワーク、南河内南障害者就業・生活支援センター<sup>(※)</sup>などと連携し、障がい者への就労相談のほか、雇用に関する情報を企業等に提供し、職の確保や障がい者が働きやすい環境づくりに向けた取組みに努めており、さらに、就労が困難な障がい者に対しては、ニーズに応じた就労系のサービス提供を実施する事業所の確保を進めています。

さらに、障がい者施設からの物品の購入や役務の調達を進め、行政の福祉化を推進しています。

### 【施策の方向性】

障がい者が地域でいきいきと働き、多様な場に社会参加し活躍できる環境が身近にあることは、障がい者が主体的に生きがいのある生活を送ることにとって大変重要です。

ハローワークや障害者就業・生活支援センター<sup>(※)</sup>と連携しながら公的機関や民間事業所での雇用を促進するなど、障がい者の就業の拡大に努めます。

### (1) 障がい者の雇用に対する企業等の理解の促進

#### 【施策展開の方針】

ハローワーク、障害者就業・生活支援センター<sup>(※)</sup>などとの連携のもと、事業主に対し障がい者の雇用促進を図る啓発や、障がい者への情報提供を推進します。

#### 【施策内容】

施策	内容
事業主に対する啓発活動の推進	障がい者の雇用を促進するため、企業や事業主に対して働きやすい環境づくりに向けた啓発活動を推進します。
障がい者への情報提供の推進	ハローワークや南河内南障害者就業・生活支援センター <sup>(※)</sup> などと連携しながら、障がい者の雇用に関する情報を提供し、職の確保や障がい者が働きやすい環境づくりに努めます。
職場定着に向けた支援	就労後の職場定着を進めるため、事業者に対して障がい者の力や適性に応じた環境づくりへの改善を呼びかけるとともに、適切な障がい者雇用の啓発に努めます。

## (2) 障がい者の就労機会や場の拡大

### 【施策展開の方針】

障がい者が職業を通して社会参加することができるよう、保健・福祉・教育・労働などの関係機関が連携し、障がい者の就労の機会や場の拡大などの支援に努めます。

### 【施策内容】

施策	内容
障がい者雇用の促進	障がい者の雇用を促進するため、事業主の理解による職場開拓や就労しやすい環境づくりに努めます。
障がい者雇用促進のための体制の充実	福祉施策と雇用施策の効果的な連携を図り、市地域就労支援センターのコーディネーターと福祉部門の相談担当者などが情報を共有しながら障がい者雇用を促進する体制の充実に努めます。
就労に対する相談体制の充実	就労意欲をもつ障がい者が、その能力や適性に応じた就労を実現するため、ハローワークや南河内南障害者就業・生活支援センター <sup>(※)</sup> などと連携しながら、就労に関する相談体制の充実に努めます。
行政の福祉化の推進	障がい者就労施設などで就労する障がい者の収入を確保し、自立及び社会参加を促進するため、当該施設などからの物品購入などを推進し、受注機会の確保を図ります。

## (3) 就労訓練の場の充実による雇用・就労の促進

### 【施策展開の方針】

就労移行支援事業などを活用して、就労や職場定着に必要な訓練や指導などを受けられるよう支援します。

### 【施策内容】

施策	内容
福祉的就労場所の充実	一般就労が困難な障がい者に対し、就労移行支援や就労継続支援などの福祉的就労 <sup>(※)</sup> の場の確保に努めます。 また、障がい福祉サービス提供事業者に対しても、障がい者の福祉的就労 <sup>(※)</sup> の場の確保を働きかけます。
福祉的就労 <sup>(※)</sup> への支援の充実	障がい者に、その能力と適正に応じた福祉的就労 <sup>(※)</sup> の機会を提供するなど、福祉的就労 <sup>(※)</sup> への支援を充実します。

## 施策分野6

## 障がい者の力を引き出す教育・社会参加の推進

### 【これまでの取組みの概要】

本市では、児童・生徒の保護者からの相談体制の充実を図るとともに、学校では、就学予定校の学校長と相談できる体制を整備しています。

また、相談だけでなく、学校見学や体験入学も随時受け入れ、適切な教育の場を選択できるよう支援にも努めています。

学校教育では、教育的な配慮が必要な子どもたちに対し個に応じた指導を行うとともに、合理的配慮のもと、児童・生徒一人ひとりの力をのばせるよう校種間、関係機関との連携を推進しています。

また、幼稚園・保育所・こども園などでは、障がいの有無に関係なく、児童の受け入れを行うことができるよう療育機能の充実に努めています。

さらに、園庭開放や地域交流事業を通じて、地域住民との交流を図り、市内小学校全校では、障がいのある児童・生徒が放課後に安全・安心に過ごせる居場所づくりなどを行っています。

また、障がい者がスポーツ、レクリエーションや文化・芸術活動に親しむ機会の提供にも努めています。

### 【施策の方向性】

障がいの有無に関係なく、本市の子どもたちが地域とともに学び育つことができる環境は、その子の将来の生活を豊かにするだけでなく、障がいを理解し、共生の理念を育むためにも重要です。そのため、幼稚園や保育所、こども園、小中学校、特別支援学校などが互いに連携しながら、ともに学ぶ場を充実し、障がいの状況などに応じて、一人ひとりの個性や可能性とともに伸ばす教育の推進を図ります。

また、外出やコミュニケーションへの支援などを通じて、スポーツ、レクリエーション及び文化・芸術活動などの幅広い活動に参加できるよう条件整備を行い、障がい者一人ひとりの個性や能力を最大限に発揮できる環境づくりに努めます。

## (1) 教育・保育環境の充実

### 【施策展開の方針】

「ともに学び、ともに育つ」という教育理念を踏まえ、児童・生徒の発達の状況に応じた適切な教育・保育内容や指導方法に基づき、生きぬく力を育むことができる教育・保育環境を充実します。

### 【施策内容】

#### ①一貫した相談支援体制の充実

施策	内容
相談支援体制の充実	子どもの障がいの状況に応じた適切かつ効果的な指導を進めるために、各相談支援機関と連携を図り、相談支援体制の充実を図ります。
就園・就学相談の充実	福祉・保健・医療との連携を密にし、本人及び保護者の意向、障がいの状況などを踏まえ、就園・就学相談の充実に努めます。
精神疾患についての正しい知識の普及	精神疾患について、関係機関が連携して早期発見のための相談支援体制を確立するとともに、学校などにおける正しい知識の普及を図ります。

#### ②教育支援体制の充実

施策	内容
就学前教育・保育の推進	子育て支援センターや保健センターをはじめ、幼稚園・保育所・こども園など、乳幼児期の子どもたちが生活する場において、早期に障がいを発見し、関係機関の連携を充実させることで、乳幼児及びその保護者に対する相談・指導・助言などの早期支援に努めます。
学校教育の充実	一人ひとりの子どもの教育的ニーズを把握し、障がいの状況に応じた指導方法や学習形態の工夫改善に努めるなど、障がいのある子どもの社会参加と自立をめざす適切な教育的支援に努めます。
障がいの重度・重複化への対応	一人ひとりの子どもの障がいの状況に応じた適切かつ効果的な指導を進めるために、校種間・関係機関との連携を進めます。 また、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて、一貫した的確な教育的支援を行うことを目的とする「個別の教育支援計画」の作成に努めます。

施策	内容
教職員の専門性の確保・指導力の向上	<p>従来から対象とされていた障がいに加え、様々な障がいに関する研修を充実し、教職員の資質の向上を図ります。</p> <p>また、療育・教育関係機関との情報交換・連携や地域の人材活用を図ることなどを通して、指導力の向上に引き続き努めます。</p>

### ③学習機会提供と家庭への支援

施策	内容
地域における学習機会の提供	<p>学校の校庭や教室などに安全で安心して活動できる子どもの活動拠点を設け、放課後や週末における様々な体験活動や地域住民との交流活動を促進します。</p>
家庭への支援による特別支援教育の振興	<p>市外の特別支援学校及び市立学校の特別支援学級に在籍する子どもがいる家庭の経済的負担を軽減するため、所得などの状況に応じ、就学奨励費を支給することにより、特別支援教育の振興を図ります。</p>

### ④施設のバリアフリー化の促進

施策	内容
教育・療育施設のバリアフリー化	<p>教育・療育施設は障がいの有無に関わらず、様々な人が利用する公共的な施設であることから、施設のバリアフリー化の促進に努めます。</p> <p>また、学校における肢体不自由児・病弱児など障がいのある子どもに配慮した施設整備の促進に努めます。</p>
情報機器や設備の充実	<p>障がいのある子どもの学習や生活のための適切な環境を整える観点から、教材などについて、学習を支援する情報機器や設備を充実します。</p>

## (2) 発達障がい児に対する支援の充実

### 【施策展開の方針】

自閉症、広汎性発達障がい、学習障がい（LD）、注意欠陥・多動性障がい（AD／HD）などの発達障がい<sup>(※)</sup>がある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善する指導・支援体制を充実します。

### 【施策内容】

施策	内容
乳幼児期の障がいのある子どもへの支援	乳幼児期の子どもについては、健康診査などにより障がいの早期発見を図るとともに、障がいの状況に応じた適切な療育・相談事業の充実を図ります。 また、幼稚園・保育所・こども園などにおいては、専門機関と連携し、子どもの発達状況に応じた効果的な支援の充実を図ります。
障がいのある児童・生徒への支援	発達障がい <sup>(※)</sup> を含む障がいのあるすべての子ども一人ひとりの自立に向け、支援学級・通級指導教室・通常の学級における効果的な指導・支援の充実を図ります。
児童福祉施設における療育支援の充実	障がいのある児童の療育の場として、児童発達支援センターなどの児童福祉施設と連携し、支援の充実を図ります。

## (3) スポーツ、レクリエーション及び文化・芸術活動の推進

### 【施策展開の方針】

地域の行事やスポーツ、レクリエーション活動など、障がい者が様々な活動に参加できるよう支援するとともに、障がい者自身による各種活動を推進します。

### 【施策内容】

#### ①スポーツ、レクリエーション及び文化・芸術活動のための基盤の充実

施策	内容
施設等の整備・改善	障がい者が気軽に活動できる場としてのスポーツ、レクリエーション及び文化施設などのバリアフリー化を推進するなど、施設の整備・改善に引き続き努めます。 また、民間施設についてもバリアフリー化の促進に努めます。
利用料や入館料の軽減	障がい者が市内のスポーツ、レクリエーション及び文化施設などを利用する際の利用料や入館料の軽減措置の実施及び周知に努めます。

## ②スポーツ、レクリエーション及び文化・芸術活動の充実

施策	内容
スポーツ、レクリエーション及び文化・芸術活動の推進	障がい者の体力の向上や機能訓練、社会参加のため、スポーツ、レクリエーション及び文化・芸術などに親しむための継続した活動の支援や障がい者に関する指導者の育成など、各種活動を推進します。
スポーツ、レクリエーション及び文化・芸術活動への参加促進	スポーツ、レクリエーション及び文化・芸術活動に関する情報提供の充実を図るなど、障がい者の参加を促進します。 また、移動支援事業の充実など移動手段を確保し、各種活動に参加する機会の拡充を図ります。
障がい者団体やスポーツ・レクリエーション及び文化施設等への活動支援	障がい者団体やスポーツ・レクリエーション及び文化施設などが行っている活動への支援を、ボランティア団体などに働きかけるなどの活動支援に努めます。

## (4) 生涯学習の推進

### 【施策展開の方針】

学校卒業後も、地域で学習活動などに積極的に取り組むことができるよう、障がい者の参加に配慮した生涯学習の参加機会や情報提供などの充実を図ります。

### 【施策内容】

施策	内容
学習情報提供及び支援体制の充実	各種講座や行事について、情報提供の充実を図るとともに、障がいに配慮し、参加しやすい条件や学習環境の整備に努めます。 また、障がいのある人もない人も趣味などを通じ交流できる活動を支援するとともに、障がい者の文化・芸術鑑賞の機会の拡充を図ります。



---

## 第5章

### 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

---



## 第5章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

### 第1節 第4期計画の実績

#### 1 数値目標の現状

第4期計画において設定した数値目標と2017年度(平成29年度)末見込み値は次のとおりです。

#### (1) 施設入所者の地域生活への移行(2017年度(平成29年度)末見込み)

第4期計画では、国の基本指針、大阪府の基本的な考え方における削減率などを考慮して、2017年度(平成29年度)末までに入所施設を退所して、グループホームなどの地域生活に移行する人数を6人とし、2017年度(平成29年度)末までの施設入所者の削減数を4人とする目標数値を設定しました。

施設入所者数は、目標値の28人に対し見込み値は28人で、2013年度(平成25年度)末時点の施設入所者数32人(基準値)からの減少見込み数は目標値4人、削減率12.5%に対し、削減見込み数4人、削減率12.5%といずれも目標を達成する見込みです。

また、施設から地域生活への移行者数は、目標人数は6人、目標移行率は18.8%に対し、見込み値は6人、18.8%でいずれも目標を達成する見込みです。

	2013年度末 (平成25年度末) 実績	目標値(A) 2017年度末 (平成29年度末)	見込み値(B) 2017年度末 (平成29年度末)
施設入所者数	32人	28人	28人
減少(見込み)数[削減率]		△4人[△12.5%]	△4人[△12.5%]
地域生活移行数[移行率]		6人[18.8%]	6人[18.8%]

(参考) 計画期間中の施設入所者・退所者数

新規入所者数	5人
退所者数	9人

## (2) 福祉施設利用から一般就労への移行(2017年度(平成29年度)末見込み)

### ① 一般就労移行者数

第4期計画における府の考え方は、2017年度(平成29年度)における福祉施設利用から一般就労への移行実績の目標を2012年度(平成24年度)の1.5倍とすることとしています。

本市での福祉施設利用から一般就労への移行者数は、目標値11人のところ、それを5人下回る6人となっています。

	2012年度 (平成24年度) 実績	目標値(A) 2017年度末 (平成29年度末)	見込み値(B) 2017年度末 (平成29年度末)
一般就労移行者数	11人	11人	6人

### (参考) 就労系サービス利用者数

	2012年度 (平成24年度)	2017年度 (平成29年度) (見込み)
就労移行支援	19人	10人
就労継続支援A型	3人	29人
就労継続支援B型	50人	108人

### ② 就労移行支援事業利用者数の増加

第4期計画では、就労移行支援事業の利用者数の増加について、国の基準に沿った目標設定(国目標:2013年度(平成25年度)末時点から6割以上増加)としています。

就労移行支援事業利用者数は、目標値の28人を16人下回っており、2013年度(平成25年度)末時点の17人(基準値)からは3割減と、目標値の「6割以上増加」を達成できていません。

	2013年度末 (平成25年度末) 時点	目標値(A) 2017年度末 (平成29年度末)	見込み値(B) 2017年度末 (平成29年度末)
就労移行支援事業利用者数	17人	28人	12人

### ③ 就労移行率の高い就労移行支援事業所の増加

第4期計画では、就労移行率の高い就労移行支援事業所の増加について、国の基準に沿った目標設定(国目標:全体の5割以上の事業所が3割以上の就労移行率を達成)としています。

就労移行率の高い就労移行支援事業所数は、目標値の1事業所に対しゼロで、目標は未達成となる見込みです。

	2013年度末 (平成25年度末) 時点	目標値(A) 2017年度末 (平成29年度末)	見込み値(B) 2017年度末 (平成29年度末)
就労移行支援事業所数	1事業所	1事業所	2事業所
(うち) 就労移行率3割以上	1事業所	1事業所	0事業所

#### ④ 就労継続支援（B型）事業所における工賃の月額平均額

第4期計画における府の基本的な考え方において、就労継続支援（B型）事業所における工賃の月額平均額の向上について言及し、2013年度（平成25年度）の実績額に34.2%増した額を下回らない額を2017年度（平成29年度）の目標として設定しています。

本市の就労継続支援（B型）事業所における工賃の2017年度（平成29年度）末見込みは、10,526円で、目標値の18,406円を7,880円下回っています。

	2013年度末 (平成25年度末) 時点	目標値(A) 2017年度末 (平成29年度末)	見込み値(B) 2017年度末 (平成29年度末)
就労継続支援（B型）事業所 における工賃の月額平均額	13,715円	18,406円	10,526円

### (3) 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点は、グループホームや利用定員30名程度の小規模な障がい者支援施設に地域相談支援・地域生活支援事業を活用した地域支援機能を付加して、各種相談や緊急時の受入対応体制の確保、コーディネーターの配置などによる地域の体制づくりを行う施設もしくは、拠点を設けず、地域において機能を分担する「面的な体制」などを想定したものです。

本市では、近隣市（富田林市・河内長野市）と連携し、障がい者に対し、緊急一時的な宿泊場所の確保、自宅（親元）から離れ、グループホームなどでの生活への移行を支援するため、実際にグループホームでの体験（訓練）をするための場の確保、緊急時における宿泊先との連絡調整及び送迎、体験（訓練）の場との連絡調整及び送迎などを行うコーディネーターの確保を行う事業を実施しています。

	目標値(A) 2017年度末 (平成29年度末)	見込み値(B) 2017年度末 (平成29年度末)
地域生活支援拠点等	整備	整備済

## 2 障がい支援区分

障がい支援区分は、障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すものであり、サービスの種類や支給量を決定する際に勘案する事項の一つです。

□ 障がい種別障がい支援区分認定者数

		区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	合計
身体障がい	人	1	17	16	10	14	21	79
知的障がい	人	1	24	34	32	25	16	132
精神障がい	人	1	53	34	8	2	0	98
合 計		3	94	84	50	41	37	309

(2017年(平成29年)9月末現在)

## 3 障がい福祉サービスの利用状況

第4期計画において設定した障がい福祉サービス利用見込み値及び利用実績値は、次のとおりです。

### (1) 訪問系サービス

#### ① 居宅介護（身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児）

障がい者の家庭に対してヘルパーを派遣し、入浴、排せつ、食事などの身体介護や洗濯・掃除などの家事援助を行います。

居宅介護の利用実績は、計画値を下回る見込みです。

		2015年度 (平成27年度)			2016年度 (平成28年度)			2017年度 (平成29年度)		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込み	達成率
身体障がい者	人数	30	24	80.0%	33	23	69.7%	36	23	63.9%
	時間数	600	596	99.3%	660	539	81.7%	720	540	75.0%
知的障がい者	人数	20	17	85.0%	22	19	86.4%	24	20	83.3%
	時間数	300	228	76.0%	330	268	81.2%	360	270	75.0%
精神障がい者	人数	52	52	100.0%	56	56	100.0%	60	56	93.3%
	時間数	624	645	103.4%	672	737	109.7%	720	770	106.9%
障がい児	人数	3	3	100.0%	4	4	100.0%	5	5	100.0%
	時間数	45	46	102.2%	60	51	85.0%	75	60	80.0%
計	人数	105	96	91.4%	115	102	88.7%	125	104	83.2%
	時間数	1,569	1,515	96.6%	1,722	1,595	92.6%	1,875	1,640	87.5%

※【単位】人数：実利用者数、時間数：月平均当たりの利用時間総数

② 重度訪問介護（身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者）

重度の肢体不自由または重度の知的障がいもしくは精神障がいがあり、常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行います。

重度訪問介護の利用実績のうち、時間数は計画値を下回る見込みです。

		2015年度 (平成27年度)			2016年度 (平成28年度)			2017年度 (平成29年度)		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込み	達成率
身体障がい者	人数	8	9	112.5%	9	8	88.9%	10	11	110.0%
	時間数	720	586	81.4%	810	585	72.2%	900	430	47.8%
知的障がい者	人数	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%
	時間数	90	0	0.0%	90	0	0.0%	90	0	0.0%
精神障がい者	人数	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	時間数	0	0	-	0	0	-	0	0	-
計	人数	9	9	100.0%	10	8	80.0%	11	11	100.0%
	時間数	810	586	72.3%	900	585	65.0%	990	430	43.4%

※【単位】人数：実利用者数、時間数：月平均当たりの利用時間総数

③ 同行援護（身体障がい者、障がい児）

重度の視覚障がい者(児)に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護を行います。

同行援護の利用実績は、計画値を下回る見込みです。

		2015年度 (平成27年度)			2016年度 (平成28年度)			2017年度 (平成29年度)		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込み	達成率
身体障がい者	人数	19	17	89.5%	19	16	84.2%	20	14	70.0%
	時間数	855	752	88.0%	855	676	79.1%	900	650	72.2%
障がい児	人数	0	0	-	1	1	100.0%	1	0	0.0%
	時間数	0	0	-	45	1	2.2%	45	0	0.0%
計	人数	19	17	89.5%	20	17	85.0%	21	14	66.7%
	時間数	855	752	88.0%	900	677	75.2%	945	650	68.8%

※【単位】人数：実利用者数、時間数：月平均当たりの利用時間総数

④ 行動援護（知的障がい者、精神障がい者、障がい児）

知的障がいまたは精神障がいによって行動上著しい困難があるため、常時介護が必要な人に対して、家庭にヘルパーを派遣し、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援助や外出時における移動中の介護を行います。

行動援護の利用実績は、ありません。

		2015年度 (平成27年度)			2016年度 (平成28年度)			2017年度 (平成29年度)		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込み	達成率
知的障がい者	人数	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%
	時間数	15	0	0.0%	15	0	0.0%	15	0	0.0%
精神障がい者	人数	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	時間数	0	0	-	0	0	-	0	0	-
障がい児	人数	1	0	0.0%	1	0	0.0%	0	0	-
	時間数	15	0	0.0%	15	0	0.0%	0	0	-
計	人数	2	0	0.0%	2	0	0.0%	1	0	0.0%
	時間数	30	0	0.0%	30	0	0.0%	15	0	0.0%

※【単位】人数：実利用者数、時間数：月平均当たりの利用時間総数

⑤ 重度障がい者等包括支援（身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児）

障がい支援区分6（児童については区分3相当）で、意思の疎通に著しい困難を伴う人に対して、居宅介護などの複数サービスを包括的にを行います。

重度障がい者等包括支援の利用実績は、ありません。

		2015年度 (平成27年度)			2016年度 (平成28年度)			2017年度 (平成29年度)		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込み	達成率
身体障がい者	人数	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	時間数	0	0	-	0	0	-	0	0	-
知的障がい者	人数	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	時間数	0	0	-	0	0	-	0	0	-
精神障がい者	人数	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	時間数	0	0	-	0	0	-	0	0	-
障がい児	人数	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	時間数	0	0	-	0	0	-	0	0	-
計	人数	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	時間数	0	0	-	0	0	-	0	0	-

※【単位】人数：実利用者数、時間数：月平均当たりの利用時間総数

## (2) 短期入所サービス（ショートステイ）

（身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児）

居宅で介護する人が病気などの理由により、障がい者支援施設やその他の施設へ短期間の入所を必要とする障がい者に対して、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

短期入所サービス（ショートステイ）の利用実績は、計画値を上回る見込みです。

		2015年度 (平成27年度)			2016年度 (平成28年度)			2017年度 (平成29年度)		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込み	達成率
身体障がい者	人数	3	5	166.7%	4	4	100.0%	5	5	100.0%
	人日数	21	35	166.7%	28	55	196.4%	35	47	134.3%
知的障がい者	人数	6	10	166.7%	7	11	157.1%	8	11	137.5%
	人日数	42	56	133.3%	49	70	142.9%	56	100	178.6%
精神障がい者	人数	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	0	0.0%
	人日数	3	1	33.3%	3	9	300.0%	3	0	0.0%
障がい児	人数	8	7	87.5%	9	8	88.9%	10	8	80.0%
	人日数	40	39	97.5%	45	43	95.6%	50	40	80.0%
計	人数	18	23	127.8%	21	24	114.3%	24	24	100.0%
	人日数	106	131	123.6%	125	177	141.6%	144	187	129.9%

※【単位】人数：実利用者数、人日数：月平均当たりの利用日数

### (3) 日中活動系サービス

#### ① 生活介護（身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者）

常時介護が必要であり、障がい支援区分3以上である人及び50歳以上で障がい支援区分が2以上である人に対して、日中に入浴、排せつ、食事の介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

生活介護の利用実績は、計画値をやや下回る見込みです。

		2015年度 (平成27年度)			2016年度 (平成28年度)			2017年度 (平成29年度)		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込み	達成率
身体障がい者	人数	16	19	118.8%	18	19	105.6%	20	31	155.0%
	人日数	240	347	144.6%	270	322	119.3%	300	350	116.7%
知的障がい者	人数	46	37	80.4%	49	40	81.6%	52	45	86.5%
	人日数	920	702	76.3%	980	748	76.3%	1,040	900	86.5%
精神障がい者	人数	1	1	100.0%	2	1	50.0%	3	1	33.3%
	人日数	12	10	83.3%	24	13	54.2%	36	15	41.7%
計	人数	63	57	90.5%	69	60	87.0%	75	77	102.7%
	人日数	1,172	1,059	90.4%	1,274	1,083	85.0%	1,376	1,265	91.9%

※【単位】人数：実利用者数、人日数：月平均当たりの利用日数総数

#### ② 自立訓練（機能訓練・生活訓練）（身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者）

生活を営むうえで身体機能・生活能力の維持・向上などの支援が必要な人を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

自立訓練の利用実績は、計画値を下回る見込みです。

		2015年度 (平成27年度)			2016年度 (平成28年度)			2017年度 (平成29年度)		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込み	達成率
身体障がい者	人数	2	0	0.0%	2	0	0.0%	2	0	0.0%
	人日数	40	0	0.0%	40	0	0.0%	40	0	0.0%
知的障がい者	人数	6	4	66.7%	6	2	33.3%	6	3	50.0%
	人日数	120	85	70.8%	120	38	31.7%	120	45	37.5%
精神障がい者	人数	2	1	50.0%	2	1	50.0%	2	1	50.0%
	人日数	40	15	37.5%	40	23	57.5%	40	25	62.5%
計	人数	10	5	50.0%	10	3	30.0%	10	4	40.0%
	人日数	200	100	50.0%	200	61	30.5%	200	70	35.0%

※【単位】人数：実利用者数、人日数：月平均当たりの利用日数総数

③ 就労移行支援（身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者）

一般就労などを希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じて企業などへの雇用または在宅就労等が見込まれる65歳未満の人を対象に、一定期間、生産活動やその他の活動機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。

就労移行支援の利用実績は、計画値を下回る見込みです。

		2015年度 (平成27年度)			2016年度 (平成28年度)			2017年度 (平成29年度)		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込み	達成率
身体障がい者	人数	2	2	100.0%	2	0	0.0%	2	0	0.0%
	人日数	40	31	77.5%	40	0	0.0%	40	0	0.0%
知的障がい者	人数	15	7	46.7%	18	5	27.8%	21	4	19.0%
	人日数	300	130	43.3%	360	94	26.1%	420	80	19.0%
精神障がい者	人数	5	3	60.0%	5	5	100.0%	5	6	120.0%
	人日数	100	33	33.0%	100	90	90.0%	100	120	120.0%
計	人数	22	12	54.5%	25	10	40.0%	28	10	35.7%
	人日数	440	194	44.1%	500	184	36.8%	560	200	35.7%

※【単位】人数：実利用者数、人日数：月平均当たりの利用日数総数

④ 就労継続支援（A型）（身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者）

就労に必要な知識・能力の向上を図ることにより、事業所において雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に対して、雇用契約を締結し、就労の場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

就労継続支援（A型）の利用実績は、計画値を上回る見込みです。

		2015年度 (平成27年度)			2016年度 (平成28年度)			2017年度 (平成29年度)		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込み	達成率
身体障がい者	人数	1	4	400.0%	2	6	300.0%	3	6	200.0%
	人日数	22	61	277.3%	44	119	270.5%	66	122	184.8%
知的障がい者	人数	6	7	116.7%	7	5	71.4%	8	6	75.0%
	人日数	132	122	92.4%	154	99	64.3%	176	122	69.3%
精神障がい者	人数	2	8	400.0%	3	13	433.3%	4	17	425.0%
	人日数	44	131	297.7%	66	231	350.0%	88	260	295.5%
計	人数	9	19	211.1%	12	24	200.0%	15	29	193.3%
	人日数	198	314	158.6%	264	449	170.1%	330	504	152.7%

※【単位】人数：実利用者数、人日数：月平均当たりの利用日数総数

⑤ 就労継続支援（B型）（身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者）

企業などや就労継続支援A型での就労経験がある人で、年齢や体力面で雇用されることが困難になった人、就労移行支援を利用したが、企業や就労継続支援A型の雇用に結びつかなかった人、50歳に達している人などを対象に、就労の場を提供するとともに、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。

就労継続支援（B型）の利用実績は、計画値を上回る見込みです。

		2015年度 (平成27年度)			2016年度 (平成28年度)			2017年度 (平成29年度)		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込み	達成率
身体障がい者	人数	5	9	180.0%	6	11	183.3%	7	10	142.9%
	人日数	100	148	148.0%	120	178	148.3%	140	200	142.9%
知的障がい者	人数	42	42	100.0%	44	53	120.5%	46	58	126.1%
	人日数	840	744	88.6%	880	960	109.1%	920	1,150	125.0%
精神障がい者	人数	24	31	129.2%	26	35	134.6%	28	40	142.9%
	人日数	480	419	87.3%	520	491	94.4%	560	570	101.8%
計	人数	71	82	115.5%	76	99	130.3%	81	108	133.3%
	人日数	1,420	1,311	92.3%	1,520	1,629	107.2%	1620	1,920	118.5%

※【単位】人数：実利用者数、人日数：月平均当たりの利用日数総数

⑥ 療養介護（身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者）

病院などへの長期入院による医療に加え、常時介護を必要とする人であって、①障がい程度区分6で、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人、②障がい程度区分5以上の筋ジストロフィー患者または重症心身障がい者を対象に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を行います。

療養介護の利用実績は、計画値どおりとなっています。

		2015年度 (平成27年度)			2016年度 (平成28年度)			2017年度 (平成29年度)		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込み	達成率
見込量	人数	3	3	100.0%	3	3	100.0%	3	3	100.0%

※【単位】人数：実利用者数

## (4) 居住系サービス

### ① 共同生活援助（グループホーム）（身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者）

共同生活援助（グループホーム）とは、就労し、または就労継続支援などの日中活動を利用している身体障がい・知的障がい・精神障がい者で、日常生活上の援助を必要とする人を対象に、地域における自立した日常生活に向けて介護や支援を行います。

共同生活援助の利用実績は、計画値を下回る見込みです。

		2015年度 (平成27年度)			2016年度 (平成28年度)			2017年度 (平成29年度)		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込み	達成率
身体障がい者	人数	1	2	200.0%	2	3	150.0%	3	2	66.7%
知的障がい者	人数	30	27	90.0%	32	29	90.6%	34	34	100.0%
精神障がい者	人数	5	3	60.0%	6	3	50.0%	7	3	42.9%
計	人数	36	32	88.9%	40	35	87.5%	44	39	88.6%

※【単位】人数：実利用者数

### ② 施設入所支援（身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者）

自立訓練もしくは就労移行支援の対象者のうち、生活能力により単身での生活が困難な人、地域の社会資源などの状況により通所することが困難な人、または生活介護の対象者に対して、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

施設入所支援の利用実績は、計画値どおりとなっています。

		2015年度 (平成27年度)			2016年度 (平成28年度)			2017年度 (平成29年度)		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込み	達成率
身体障がい者	人数	5	10	200.0%	5	9	180.0%	5	11	220.0%
知的障がい者	人数	26	21	80.8%	25	19	76.0%	23	17	73.9%
精神障がい者	人数	0	1	-	0	1	-	0	0	-
計	人数	31	32	103.2%	30	29	96.7%	28	28	100.0%

※【単位】人数：実利用者数

## (5) 相談支援

### ① 計画相談支援（身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児）

市が指定する特定相談支援事業者が介護給付費等の支給決定等について、サービス等利用計画案を作成します。市はこの計画案を勘案し支給決定を行います。

また、支給決定後においては、指定特定相談支援事業者が、少なくとも年1回は継続サービス利用支援（モニタリング）を行い、サービスが適当かを検討します。

計画相談支援の利用実績は、計画値を上回る見込みです。

		2015年度 (平成27年度)			2016年度 (平成28年度)			2017年度 (平成29年度)		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込み	達成率
身体障がい者	人数	13	11	84.6%	13	13	100.0%	13	15	115.4%
知的障がい者	人数	23	27	117.4%	23	28	121.7%	23	32	139.1%
精神障がい者	人数	17	35	205.9%	17	34	200.0%	17	35	205.9%
障がい児	人数	2	1	50.0%	2	1	50.0%	2	1	50%
計	人数	55	74	134.5%	55	76	138.2%	55	83	150.9%

※【単位】人数：月当たりの利用人数

### ② 地域移行支援（身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者）

障がい者支援施設や精神科病院に入所等をしている障がい者に対し、住居の確保、地域生活の準備や福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援、地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。

地域移行支援については、利用実績はありません。

		2015年度 (平成27年度)			2016年度 (平成28年度)			2017年度 (平成29年度)		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込み	達成率
身体障がい者	人数	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%
知的障がい者	人数	2	0	0.0%	2	0	0.0%	2	0	0.0%
精神障がい者	人数	2	0	0.0%	2	0	0.0%	2	0	0.0%
計	人数	5	0	0.0%	5	0	0.0%	5	0	0.0%

※【単位】人数：月当たりの利用人数

③ 地域定着支援（身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者）

居宅でひとり暮らしをしている障がい者等に対する夜間も含む緊急時における連絡、相談等の支援を行います。

地域定着支援については、2016年度（平成28年度）まで利用実績がありましたが、2017年度（平成29年度）は利用実績がない見込みです。

		2015年度 (平成27年度)			2016年度 (平成28年度)			2017年度 (平成29年度)		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込み	達成率
身体障がい者	人数	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%
知的障がい者	人数	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	0	0.0%
精神障がい者	人数	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%
計	人数	3	1	33.3%	3	1	33.3%	3	0	0.0%

※【単位】人数：月当たりの利用人数

④ 障がい児相談支援（障がい児）

障がい児が障がい児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障がい児支援利用計画を作成し（障がい児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障がい児支援利用援助）等の支援を行います。

障がい児相談支援については、計画値を上回る見込みです。

		2015年度 (平成27年度)			2016年度 (平成28年度)			2017年度 (平成29年度)		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込み	達成率
障がい児	人数	14	20	142.9%	14	22	157.1%	14	30	214.3%

※【単位】人数：月当たりの利用人数

## 4 障がい児通所支援サービスの利用状況

第4期計画において設定した障がい児通所支援サービス利用見込み値及び利用実績値は、次のとおりです。

### (1) 児童発達支援

就学前児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。

児童発達支援の利用実績は、計画値を上回る見込みです。

		2015年度 (平成27年度)			2016年度 (平成28年度)			2017年度 (平成29年度)		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込み	達成率
障がい児	人数	32	33	103.1%	34	38	111.8%	36	43	119.4%
	人日数	384	363	94.5%	408	424	103.9%	432	567	131.3%

※【単位】人数：実利用者数、人日数：月平均当たりの利用日数総数

### (2) 医療型児童発達支援

就学前児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うとともに、身体状況により、治療も行います。

医療型児童発達支援は、利用実績がありません。

		2015年度 (平成27年度)			2016年度 (平成28年度)			2017年度 (平成29年度)		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込み	達成率
障がい児	人数	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	人日数	0	0	-	0	0	-	0	0	-

※【単位】人数：実利用者数、人日数：月平均当たりの利用日数総数

### (3) 放課後等デイサービス

就学児を対象に、学校終了後または休業日に、生活能力の向上に必要な訓練、社会との交流の促進などを行います。

放課後等デイサービスの利用実績は、計画値を上回る見込みです。

		2015年度 (平成27年度)			2016年度 (平成28年度)			2017年度 (平成29年度)		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込み	達成率
障がい児	人数	47	53	112.8%	50	72	144.0%	53	88	166.0%
	人日数	470	578	123.0%	500	815	163.0%	530	1,114	210.2%

※【単位】人数：実利用者数、人日数：月平均当たりの利用日数総数

### (4) 保育所等訪問支援

保育所や小学校などにおける児童に対する支援を通じ、児童が集団生活に適應できるようにすることを目的に、療育経験のある専門職員がニーズに応じて保育所や小学校などを訪問し、支援を行います。

保育所等訪問支援の利用実績は、計画値を上回る見込みです。

		2015年度 (平成27年度)			2016年度 (平成28年度)			2017年度 (平成29年度)		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込み	達成率
障がい児	訪問回数	6	16	266.7%	8	28	350.0%	10	43	430.0%

※【単位】人数：実利用者数、人日数：月平均当たりの利用日数総数

## 5 地域生活支援事業の利用状況

第4期計画において設定した地域生活支援事業の利用見込み値と利用実績値は、次のとおりです。

### (1) 必須事業

#### ① 理解促進研修・啓発事業

障がい者が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁<sup>(※)</sup>」をなくすため、地域の住民に対して、障がい者に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。

理解促進研修・啓発事業は、計画どおり実施しています。

		2015年度 (平成27年度)			2016年度 (平成28年度)			2017年度 (平成29年度)		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込み	達成率
理解促進研修・啓発事業	実施有無	有	有	達成	有	有	達成	有	有	達成

#### ② 自発的活動支援事業

障がい者、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。

自発的活動支援事業は実施できていません。

		2015年度 (平成27年度)			2016年度 (平成28年度)			2017年度 (平成29年度)		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込み	達成率
自発的活動支援事業	実施有無	有	無	未達成	有	無	未達成	有	無	未達成

③ 相談支援事業（身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児）

（ア）障がい者相談支援事業

障がい者等の福祉に関する問題に対して相談に応じ、必要な情報及び助言などを行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行います。

障がい者相談支援事業実施か所数は、計画どおりとなっています。

		2015年度 (平成27年度)			2016年度 (平成28年度)			2017年度 (平成29年度)		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込み	達成率
障がい者相談支援事業	か所	3	3	100.0%	3	3	100.0%	3	3	100.0%

（イ）基幹相談支援センター

地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障がい・知的障がい・精神障がい）を実施し、地域の実情に応じて、総合相談・専門相談をはじめ、地域の相談支援体制の強化の取組みなどの業務を行います。

基幹相談支援センターは設置しています。

		2015年度 (平成27年度)			2016年度 (平成28年度)			2017年度 (平成29年度)		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込み	達成率
基幹相談支援センター	有無	有	有	達成	有	有	達成	有	有	達成

（ウ）基幹相談支援センター等機能強化事業

市町村における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門職員を市町村に配置することにより、相談支援機能の強化を図ります。

基幹相談支援センター等機能強化事業は、2017年度（平成29年度）から実施しています。

		2015年度 (平成27年度)			2016年度 (平成28年度)			2017年度 (平成29年度)		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込み	達成率
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施有無	未実施	未実施	-	未実施	未実施	-	実施	実施	達成

④ 成年後見制度利用支援事業（知的障がい者、精神障がい者）

障がい福祉サービスを利用し、または利用しようとする知的障がい者または精神障がい者に対して、成年後見制度<sup>(※)</sup>の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行います。

成年後見制度利用支援事業の利用実績は、計画値を上回る見込みです。

		2015年度 (平成27年度)			2016年度 (平成28年度)			2017年度 (平成29年度)		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込み	達成率
成年後見制度 利用支援事業	人数	1	2	200.0%	1	2	200.0%	1	3	300.0%

※成年後見制度利用支援事業：【単位】人数：実利用者数

⑤ 意思疎通支援事業（身体障がい者）

(ア) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのために意思疎通を図ることに支障がある障がい者等が社会参加を行う際に、意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行います。

手話通訳者・要約筆記者派遣事業の利用実績について、手話通訳は計画値を下回る見込みですが、要約筆記<sup>(※)</sup>は上回る見込みです。

		2015年度 (平成27年度)			2016年度 (平成28年度)			2017年度 (平成29年度)		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込み	達成率
手話通訳	人数	10	7	70.0%	10	6	60.0%	10	7	70.0%
要約筆記 <sup>(※)</sup>	人数	2	3	150.0%	2	3	150.0%	2	3	150.0%

※【単位】人数：実利用者数

(イ) 手話通訳者設置事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのために意思疎通を図ることに支障がある障がい者等が社会参加を行う際に、意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者を配置します。

手話通訳者設置事業の設置実績は、計画どおりとなっています。

		2015年度 (平成27年度)			2016年度 (平成28年度)			2017年度 (平成29年度)		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込み	達成率
設置者数	人数	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%

※【単位】人数：実設置者数

(ウ) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。

手話奉仕員養成研修事業の利用実績は、計画値を下回る見込みです。

		2015年度 (平成27年度)			2016年度 (平成28年度)			2017年度 (平成29年度)		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込み	達成率
養成研修人数	人数	20	13	65.0%	20	13	65.0%	20	13	65.0%

※【単位】人数：実設置者数

⑥ 日常生活用具給付等事業（身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児）

補装具以外で、日常生活を便利にする用具の給付などを行います。

(ア) 介護・訓練支援用具

特殊寝台、訓練用ベッド、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練いすなどを給付します。

介護・訓練支援用具の利用実績は、計画値を下回る見込みです。

		2015年度 (平成27年度)			2016年度 (平成28年度)			2017年度 (平成29年度)		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込み	達成率
件数		5	2	40.0%	5	0	0.0%	5	4	80.0%

### (イ) 自立生活支援用具

入浴補助用具、便器、移動・移乗支援用具、歩行補助つえ（一本杖）、頭部保護帽、特殊便器、火災警報器、自動消火器、電磁調理器、歩行時間延長信号機用小型送信機、聴覚障がい者用屋内信号装置などを給付します。

自立生活支援用具の利用実績は、計画値を下回る見込みです。

	2015年度 (平成27年度)			2016年度 (平成28年度)			2017年度 (平成29年度)		
	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込み	達成率
件数	25	6	24.0%	25	18	72.0%	25	20	80.0%

### (ウ) 在宅療養等支援用具

透析液加温器、ネブライザー<sup>(※)</sup>、電気式たん吸引器、視覚障がい者用体温計（音声式）、酸素ボンベ運搬車、視覚障がい者用体重計などを給付します。

在宅療養等支援用具の利用実績は、計画値を下回る見込みです。

	2015年度 (平成27年度)			2016年度 (平成28年度)			2017年度 (平成29年度)		
	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込み	達成率
件数	10	9	90.0%	10	9	90.0%	10	9	90.0%

### (エ) 情報・意思疎通支援用具

携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具、点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、視覚障がい者用ポータブルレコーダー、視覚障がい者用活字文書読上げ装置、視覚障がい者用拡大読書器、視覚障がい者用時計、聴覚障がい者用通信装置、聴覚障がい者用情報受信装置、人工喉頭、点字図書などを給付します。

情報・意思疎通支援用具の利用実績は、計画値を下回る見込みです。

	2015年度 (平成27年度)			2016年度 (平成28年度)			2017年度 (平成29年度)		
	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込み	達成率
件数	25	10	40.0%	25	11	44.0%	25	15	60.0%

(オ) 排せつ管理支援用具

ストマ用装具、紙おむつ、収尿器などを給付します。

排せつ管理支援用具の利用実績は、計画値を上回る見込みです。

	2015年度 (平成27年度)			2016年度 (平成28年度)			2017年度 (平成29年度)		
	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込み	達成率
件数	1,080	1,016	101.6%	1,100	1,147	104.3%	1,120	1,200	107.1%

(カ) 居宅生活動作補助用具（住宅改修費）

居宅生活動作補助用具などを給付します。

居宅生活動作補助用具（住宅改修費）の利用実績は、計画値を上回る見込みです。

	2015年度 (平成27年度)			2016年度 (平成28年度)			2017年度 (平成29年度)		
	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込み	達成率
件数	3	0	0.0%	3	1	33.3%	3	4	133.3%

⑦ 移動支援事業（身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児）

ガイドヘルパー<sup>(※)</sup>により、外出時の介護やコミュニケーション介助、食事介助、排せつ介助などの余暇活動の参加のための支援を行います。

移動支援事業の利用実績は、計画値を上回る見込みです。

		2015年度 (平成27年度)			2016年度 (平成28年度)			2017年度 (平成29年度)		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込み	達成率
身体障がい者	人数	17	26	152.9%	18	23	127.8%	19	21	110.5%
	時間／年	1,700	2,279	134.1%	1,800	2,384	132.4%	1,900	2,300	121.1%
知的障がい者	人数	32	63	196.9%	33	79	239.4%	34	75	220.6%
	時間／年	8,960	11,965	133.5%	9,240	12,891	139.5%	9,520	12,800	134.5%
精神障がい者	人数	11	22	200.0%	12	25	208.3%	13	28	215.4%
	時間／年	1,320	1,539	116.6%	1,440	2,025	140.6%	1,560	2,600	166.7%
障がい児	人数	20	30	150.0%	22	24	109.1%	24	22	91.7%
	時間／年	5,400	5,734	106.2%	5,940	4,576	77.0%	6,480	3,500	54.0%
計	人数	80	141	176.3%	85	151	177.6%	90	146	162.2%
	時間／年	17,380	21,517	123.8%	18,420	21,876	118.8%	19,460	21,200	108.9%

※【単位】人数：利用見込者数、時間／年：延利用時間数

⑧ 地域活動支援センター事業（身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者）

創作活動または生産活動などの機会を提供し、地域生活の支援を行います。

地域活動支援センター事業の利用実績は、利用人数が計画値を下回る見込みです。

		2015年度 (平成27年度)			2016年度 (平成28年度)			2017年度 (平成29年度)		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込み	達成率
基礎的事業	か所	3	3	100.0%	3	3	100.0%	3	3	100.0%
	人数	75	81	108.0%	77	71	92.2%	79	70	88.6%

(2) 任意事業

① 日中一時支援事業（身体障がい者、精神障がい者、障がい児）

日中における活動の場の確保により、介護者の就労支援や家族の一時的な休息などの支援を行います。

日中一時支援事業の利用実績は、計画値を下回っています。

		2015年度 (平成27年度)			2016年度 (平成28年度)			2017年度 (平成29年度)		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込み	達成率
日中一時支援事業	か所	10	9	90.0%	11	9	81.8%	12	12	100.0%
	人/年	12	12	100.0%	14	10	71.4%	16	8	50.0%

※【単位】か所：実施箇所数、人/年：実利用者数

② 社会参加促進事業（身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児）

スポーツ教室は、スポーツ活動を通じて、障がい者の交流、体力増強、余暇活動などのために、各種スポーツ教室を開催します。

重度障がい者福祉タクシー利用助成事業は、通院や社会参加などに際し、福祉タクシーなどを利用する必要がある重度の障がい者に対し、その運賃の一部助成をします。

奉仕員養成研修事業は、障がい者の福祉に理解と熱意のある人を対象に各種講習会を実施し、奉仕員の養成を行います。

更生訓練費支給は、障害者総合支援法に基づく就労移行支援や自立訓練サービスを利用している人に支給します。

社会参加促進事業の重度障がい者福祉タクシー利用助成は、計画値を上回る見込みです。

		2015年度 (平成27年度)			2016年度 (平成28年度)			2017年度 (平成29年度)		
		計画	実績	達成率	計画	実績	達成率	計画	見込み	達成率
スポーツ教室	回	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%
重度障がい者福祉 タクシー利用助成	人分/年	360	367	101.9%	370	411	111.1%	380	410	107.9%
奉仕員養成研修 事業	人分/年	10	5	50.0%	10	9	90.0%	10	2	20.0%
更生訓練費支給	人分/年	20	22	110.0%	20	18	90.0%	20	20	100.0%

※【単位】回：実施回数、人分：実利用者数、養成研修終了者数、実支給者数

## 第2節 2020年度における成果目標

### 1 障がい福祉計画

#### (1) 福祉施設から地域生活への移行促進

##### 【目標設定の考え方】

国の基本指針における「入所施設利用者の地域生活への移行」に関する目標値の考え方では、2020年度末の段階において2016年度(平成28年度)末時点の施設入所者の9%以上が地域生活に移行するとともに、施設入所者数を2%以上削減することが設定されています。

また、第4期計画における実績が目標に満たないと見込まれる場合には、上記数値に未達成の割合を加味して目標を設定することとされています。

##### 【国の目標値】

- 施設入所者の地域移行：2016年度(平成28年度)末時点から9%以上移行
- 施設入所者数の削減：2016年度(平成28年度)末時点から2%以上削減
- ※第4期計画の未達成部分も加味すること

大阪府においても国の目標設定を基本的な考え方とし、2016年度(平成28年度)末時点の施設入所者数の9%以上が2020年度末までに地域生活へ移行すること、施設入所者を2%以上削減することを基本として、各市町村において目標を設定することとしています。

本市では、2016年度(平成28年度)末の施設入所者は27人となっています。

国の基本指針、大阪府の基本的な考え方における削減率などを考慮して、2020年度末までに入所施設を退所して、グループホームなどの地域生活に移行する人数を3人とし、2020年度末までの施設入所者の削減数を1人とする目標数値を設定しています。

	2016年度(平成28年度)末 時点の実績	2020年度末 時点の目標値
A 施設入所者数	27人	26人
B 減少(見込み)数 (削減率 B/A)		△1人 (△3.7%)
C 地域生活移行数 (移行率 C/A)		3人 (11.1%)

## (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

### 【目標設定の考え方】

国の基本指針における「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」に関する市町村の目標値の設定の考え方は、2020年度末までに全ての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを原則としています。具体的には、地域自立支援協議会に専門部会などを設けるなど、住民に最も身近な基礎的自治体である市町村が中心となり、当事者及び保健・医療・福祉に携わる者を含む様々な関係者が情報共有や連携を行う体制の構築が求められています。

#### 【国の目標値】

○2020年度末までに全ての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置

大阪府においても国基準に沿った目標設定を基本的な考え方とし、2020年度末までに全ての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを、目標として設定しています。

本市では、大阪狭山市地域自立支援協議会において地域移行部会を設置し、部会内において協議の場を設けており、今後も協議の場を継続していきます。

## (3) 地域生活支援拠点等の整備

### 【目標設定の考え方】

国の基本指針では、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、相談をはじめ、体験の機会や緊急時の対応などの必要な機能を備えた「地域生活支援拠点等」を、第4期計画期間中に各市町村または各圏域ごとに整備することとしていましたが、全国的に整備が進んでいない状況であることから、引き続き、2020年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも一つの拠点を整備することを基本としています。

#### 【国の目標値】

○2020年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。

大阪府においても国基準に沿った目標設定を基本的な考え方としています。

本市では、現在、近隣市（富田林市・河内長野市）と連携し、グループホームでの体験（訓練）の場のほか、緊急時における宿泊先や体験（訓練）の場との連絡調整及び送迎などを行うコーディネーターの確保事業を地域生活支援拠点の面的整備として実施しています。今後は、拠点機能として追加していくものや、現在運営している事業の見直しなどについて、地域自立支援協議会を活用して検討を進めていきます。

## (4) 福祉施設から一般就労への移行促進

### 【目標設定の考え方】

国の基本指針における「福祉施設から一般就労への移行」に関する市町村の目標値の設定の考え方では、2020年度中に、2016年度(平成28年度)の一般就労への移行実績の1.5倍以上にすること、就労移行支援事業の利用者数を2016年度(平成28年度)末の利用者数から2割以上増加させること、就労移行支援事業所のうち就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすること、就労定着支援事業利用者の1年後の職場定着率を80%以上とすることが設定されています。

#### 【国の目標値】

○一般就労への移行者数の増加：

2020年度中に一般就労に移行する者を、2016年度(平成28年度)の一般就労への移行実績の1.5倍以上とすることを基本とする。

○就労移行支援利用者数の増加：

2020年度末における利用者数が、2016年度(平成28年度)末における利用者数の2割以上増加することを目指す。

○就労移行支援事業所ごとの就労移行率の増加：

2020年度末までに、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指す。

○就労定着支援による職場定着率の増加：

各年度における就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を80%以上とすることを基本とする。

大阪府では、国の目標設定の考え方である「2016年度(平成28年度)の一般就労への移行実績の1.5倍以上」については、第4期計画の実績などと比較して国の示す割合での増加を見込むことが困難であるとの認識から、2020年度の就労移行支援事業の目標利用者数3,300人をもとに府独自の目標値を算出しています。具体的には、2020年度中に就労移行支援事業などを通じて一般就労に移行する者を、2016年度(平成28年度)の一般就労への移行実績の1.3倍以上(1,700人以上)と設定しています。

また、就労移行支援事業の利用者数の増加、就労移行率の高い就労移行支援事業所の増加及び第5期計画から新たに設定する就労定着支援による職場定着率については国基準に沿った目標設定としています。

さらに、大阪府の独自の目標として、就労継続支援(B型)事業所における工賃の平均額の向上について示されており、個々の事業所が設定した目標工賃を踏まえて大阪府が目標値を設定することとしています。

本市では、国の基本指針及び大阪府の考え方を踏まえ、2020年度における目標数値を一般就労移行者数8人、就労移行支援事業利用者数15人、就労移行率3割以上の就労移行支援事業所数1事業所、就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率8割、就労継続支援(B型)事業所における工賃の月額平均額11,721円に設定します。

① 一般就労移行者数

	2016年度(平成28年度)末 時点の実績	2020年度末 時点の目標値
一般就労移行者数	6人	8人

② 就労移行支援事業利用者数の増加

	2016年度(平成28年度)末 時点の実績	2020年度末 時点の目標値
就労移行支援事業利用者数	12人	15人

③ 就労移行支援事業所ごとの就労移行率の増加

	2016年度(平成28年度)末 時点の実績	2020年度末 時点の目標値
市内の就労移行支援事業所のうち 就労移行率3割以上の割合	0割	5割

※今後事業所が新設された場合も、2020年度における就労移行率3割以上の事業所が全体の5割以上となるように取り組みます。

④ 就労定着支援による職場定着率の増加

	職場定着率
就労定着支援事業による支援を開始 した時点から1年後の職場定着率	8割

⑤ 就労継続支援（B型）事業所における工賃の月額平均額

	2016年度(平成28年度)末 時点の実績	2020年度末 時点の目標値
就労継続支援（B型）事業所 における工賃の月額平均額	10,526円	11,721円

## 2 障がい児福祉計画

### (1) 障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築

#### 【目標設定の考え方】

国の基本指針では、障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築に関し、2020年度末までに達成すべき目標として「児童発達支援センターを各市町村（圏域）に少なくとも1か所以上設置すること」と「全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築すること」の2つを求めています。

#### 【国の目標値】

- 2020年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。（圏域での設置も可）
- 2020年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

大阪府においても国基準に沿った目標設定を基本的な考え方とし、各市町村において目標を設定することとしています。

本市では、児童発達支援センターを障がい保健福祉圏域の市町村と共同で既に設置しています。

また、同センターなどにおいて保育所等訪問支援を提供できる体制を整備しており、今後も継続した支援を行っていきます。

### (2) 医療的ニーズへの対応

#### 【目標設定の考え方】

国の基本指針では、障がいのある児童の医療的ニーズへの対応に関し、2020年度末までに達成すべき目標として「主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保すること」と「各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けること」の2つを求めています。

#### 【国の目標値】

- 2020年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。
- 2018年度(平成30年度)末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。

大阪府では、府内の重症心身障がい児の数を児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の平均的な登録児童数で除した箇所数を参考に、府が設定する2020年度末までの目標数を各市町村の対象児童数に応じて按分した数を踏まえ、市町村ごとに目標を設定することとしています。また、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場については、国基準に沿った目標設定とし、2018年度(平成30年度)末までに、これまで府と市町村で構築してきた重症心身障がい児者地域ケアシステムを活用することなどにより、対象を「医療的ケア児」に拡充した協議の場を市町村ごとに設置することとしています。

本市においては、これらの国の基本指針及び大阪府の考え方を踏まえ、2020年度末までに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所を1事業所確保すること、2018年度(平成30年度)末までに医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設置するとともに、関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置することを目標としています。

	2016年度(平成28年度)末 時点の実績	2020年度末 時点の目標値
児童発達支援事業所	0 事業所	1 事業所
放課後等デイサービス事業所	0 事業所	1 事業所

### 第3節 障がい福祉サービス・障がい児通所支援サービスの見込み

障がい福祉サービスは、訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障がい者等包括支援）、短期入所（ショートステイ）、日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援【新規】、療養介護）、居住系サービス（共同生活援助、自立生活援助【新規】、施設入所支援）及び障がい者相談支援（計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援）で構成されています。

また、障がい児通所支援サービスは、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援【新規】、障がい児相談支援で構成されています。

なお、法改正により、2018年(平成30年)4月から新たに次のサービスが導入され、これらについても第5期計画期間中の量の見込みと確保の方策を定めることとなります。

□ 2018年度(平成30年度)から導入される新たなサービス・事業

#### ■障がい福祉サービス

区分	サービス・事業	概要
日中活動系	就労定着支援	就労移行支援などの利用を経て、一般就労へ移行し、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている障がい者を対象に、企業・自宅などへの訪問や障がい者の来所により、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言などの支援を行います。
居住系	自立生活援助	障がい者支援施設やグループホームなどを利用し、ひとり暮らしを希望する障がい者を対象に、定期的に利用者の居宅を訪問し、食事や洗濯、掃除などの日常生活のほか、体調管理や通院の状況、地域住民との関係などについて確認を行い、必要な助言や医療機関などとの連絡調整を行います。

#### ■障がい児通所支援サービス

サービス・事業	概要
居宅訪問型児童発達支援	児童発達支援などの障がい児通所支援を受けるための外出が著しく困難な、重症心身障がい児などの重度の障がいがある障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などの支援を実施します。

本節での障がい福祉サービスの利用量については、「大阪府の基本的な考え方」におけるサービス見込み量の考え方を踏まえ、第4期計画期間中における利用実績とアンケート調査結果、事業者の動向などの本市の実情に合わせて見込量を設定しています。

※「大阪府の基本的な考え方」におけるサービス見込み量の考え方

$$\text{（サービス見込み量）} = \text{（実利用見込者数）} \times \text{（1人当たり月平均利用量 [日数・時間]）}$$

# 1 障がい福祉サービス

## (1) 訪問系サービスの見込み

### ① 居宅介護

知的・精神障がい者、障がい児は第4期計画期間中の利用実績が増加傾向にあることや手帳所持者数の増加を考慮し、利用の増加を見込んでいます。

#### □ サービス見込み量

		2018年度(平成30年度)	2019年度(平成31年度)	2020年度
身体障がい者	人数	23	23	23
	時間数	558	558	558
知的障がい者	人数	22	23	25
	時間数	294	315	335
精神障がい者	人数	58	60	62
	時間数	761	787	814
障がい児	人数	6	7	8
	時間数	79	92	105
計	人数	109	113	118
	時間数	1,692	1,752	1,812

※【単位】人数：実利用見込者数、時間数：月平均当たりの利用時間総数

### ② 重度訪問介護

第4期計画期間中の実績が見込みを下回り、横ばいから減少で推移していることから、第4期計画期間中の利用実績の平均値で見込んでいます。

#### □ サービス見込み量

		2018年度(平成30年度)	2019年度(平成31年度)	2020年度
身体障がい者	人数	11	11	11
	時間数	533	533	533
知的障がい者	人数	1	1	1
	時間数	90	90	90
精神障がい者	人数	0	0	0
	時間数	0	0	0
計	人数	12	12	12
	時間数	623	623	623

※【単位】人数：実利用見込者数、時間数：月平均当たりの利用時間総数

### ③ 同行援護

第4期計画期間中の実績が見込みを下回り、ほぼ横ばいであることや、視覚障がいの手帳所持者数もほぼ横ばいで推移していることから、利用者数を第4期計画期間中の平均利用人数で見込んでいます。

#### □ サービス見込み量

		2018年度(平成30年度)	2019年度(平成31年度)	2020年度
身体障がい者	人数	16	16	16
	時間数	693	693	693
障がい児	人数	1	1	1
	時間数	1	1	1
計	人数	17	17	17
	時間数	694	694	694

※【単位】人数：実利用見込者数、時間数：月平均当たりの利用時間総数

### ④ 行動援護

第4期計画期間中の利用実績はありませんが、アンケート調査においてニーズがあること、市内にサービス提供事業所があることを勘案し、新たに利用を見込んでいます。

#### □ サービス見込み量

		2018年度(平成30年度)	2019年度(平成31年度)	2020年度
知的障がい者	人数	1	1	1
	時間数	15	15	15
精神障がい者	人数	0	0	0
	時間数	0	0	0
障がい児	人数	0	0	0
	時間数	0	0	0
計	人数	1	1	1
	時間数	15	15	15

※【単位】人数：実利用見込者数、時間数：月平均当たりの利用時間総数

### ⑤ 重度障がい者等包括支援

サービス提供事業者が近隣にないことや、第4期計画期間中に実績がないこと、その他のサービスの活用により対応することができることなどから、利用を見込んでいません。

#### 訪問系サービスの確保の方策または事業実施の考え方

- 利用者のニーズに適切に応じるため、市内の社会福祉法人や介護保険の訪問介護事業所などに対し障がい福祉サービス事業への参入を促すなど、サービスの安定的な提供

体制の確保に努めます。

- 個々の障がい者に対して適切な身体介護、生活支援のサービスを提供するため、各種講座などの周知を行い、ホームヘルパーの資質の向上を図ります。
- 障がい者の地域生活への移行を進みやすくし、また、障がい者の安心な生活を支えていくため、早朝、夜間、緊急時に対応できるサービス体制の充実を事業者に促します。

## (2) 短期入所サービスの見込み

いずれの障がいとも、第4期計画期間中の利用人数は計画値に近い数値で微増しており、日数も増加していることから、引き続き同様に推移するものとして見込んでいます。

### □ サービス見込み量

		2018年度(平成30年度)	2019年度(平成31年度)	2020年度
身体障がい者	人数	5	5	5
	人日数	49	49	49
知的障がい者	人数	12	12	13
	人日数	81	85	88
精神障がい者	人数	1	1	1
	人日数	3	3	3
障がい児	人数	9	9	10
	人日数	45	48	50
計	人数	27	27	29
	人日数	178	185	190

※【単位】人数：実利用見込者数、人日数：月平均当たりの利用日数

### 短期入所サービスの確保の方策または事業実施の考え方

- 緊急時における利用意向に対応するため、サービスの情報提供を行うなど、必要時に適切なサービスが利用できるよう支援します。
- 在宅の重症心身障がい者（児）が利用できる短期入所事業の実施を、医療機関や介護保険施設に働きかけます。

### (3) 日中活動系サービスの見込み

#### ① 生活介護

第4期計画期間中の利用実績における増加を踏まえ、引き続き増加を見込んでいます。

##### □ サービス見込み量

		2018年度(平成30年度)	2019年度(平成31年度)	2020年度
身体障がい者	人数	37	43	49
	人日数	546	635	724
知的障がい者	人数	49	53	57
	人日数	944	1,021	1,098
精神障がい者	人数	1	1	1
	人日数	13	13	13
計	人数	87	97	107
	人日数	1,503	1,669	1,835

※【単位】人数：実利用見込者数、人日数：月平均当たりの利用日数総数

#### ② 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

いずれの障がいとも、第4期計画期間中の利用人数には大きな変化がなかったため、横ばいで推移するものとして見込んでいます。

##### □ サービス見込み量

		2018年度(平成30年度)	2019年度(平成31年度)	2020年度
身体障がい者	人数	2	2	2
	人日数	40	40	40
知的障がい者	人数	3	3	3
	人日数	56	56	56
精神障がい者	人数	1	1	1
	人日数	21	21	21
計	人数	6	6	6
	人日数	117	117	117

※【単位】人数：実利用見込者数、人日数：月平均当たりの利用日数総数

#### ③ 就労移行支援

第4期計画期間中の利用実績を踏まえ、精神障がい者については、利用者が増加傾向にあったことを考慮し、増加で見込んでいます。これに対し、身体・知的障がい者の利用者数については、利用が伸びていないため、第4期計画期間中の利用者の平均人数で見込んでいます。

□ サービス見込み量

		2018年度(平成30年度)	2019年度(平成31年度)	2020年度
身体障がい者	人数	1	1	1
	人日数	10	10	10
知的障がい者	人数	5	5	5
	人日数	101	101	101
精神障がい者	人数	7	8	9
	人日数	130	156	182
計	人数	13	14	15
	人日数	241	267	293

※【単位】人数：実利用見込者数、人日数：月平均当たりの利用日数総数

④ 就労継続支援（A型・B型）

（ア）就労継続支援（A型）

事業所数の増加に伴い、第4期計画の利用実績が伸びており、また、アンケートによる利用意向も高いことなどから、利用の増加を見込んでいます。

□ サービス見込み量

		2018年度(平成30年度)	2019年度(平成31年度)	2020年度
身体障がい者	人数	7	8	9
	人日数	132	151	170
知的障がい者	人数	6	6	6
	人日数	114	114	114
精神障がい者	人数	22	26	31
	人日数	352	426	499
計	人数	35	40	46
	人日数	598	691	783

※【単位】人数：実利用見込者数、人日数：月平均当たりの利用日数総数

（イ）就労継続支援（B型）

第4期計画期間中を通じて利用実績が伸びており、また、アンケートによる利用意向も高いことから、利用の増加を見込んでいます。

□ サービス見込み量

		2018年度(平成30年度)	2019年度(平成31年度)	2020年度
身体障がい者	人数	11	11	12
	人日数	184	193	202
知的障がい者	人数	66	74	82
	人日数	1,231	1,380	1,530
精神障がい者	人数	45	49	54
	人日数	621	684	747
計	人数	122	134	148
	人日数	2,036	2,257	2,479

※【単位】人数：実利用見込者数、人日数：月平均当たりの利用日数総数

⑤ 就労定着支援【新規】

第5期計画において新たに新設されるサービスであり、サービス提供を開始する事業所数などの動向も不透明である一方、就労後のフォローとして利用を希望する者も想定されることから、一定数を見込んでいます。

□ サービス見込み量

		2018年度(平成30年度)	2019年度(平成31年度)	2020年度
身体障がい者	人数	0	0	0
知的障がい者	人数	1	1	1
精神障がい者	人数	0	0	0
計	人数	1	1	1

※【単位】人数：実利用見込者数

⑥ 療養介護

第4期計画期間中も利用者に変化がなく、今後も大きな変化は見込まれないことから、横ばいで推移するものと見込んでいます。

□ サービス見込み量

		2018年度(平成30年度)	2019年度(平成31年度)	2020年度
利用者	人数	3	3	3

※【単位】人数：実利用見込者数

日中活動系サービスの確保の方策または事業実施の考え方

- 障がい者の多様なニーズに対応していくため、様々な事業所の参入を促進していきます。
- 生活介護については、本事業を必要とする重度身体障がい者や重症心身障がい者に対し、生活動作訓練や身体機能維持などの身体面にアプローチできる専門性の高いサービスを提供できる事業所の確保に努めます。
- 自立訓練（生活訓練）については、事業内容の周知を図り、相談支援事業所との連携のもと、特別支援学校卒業生などの利用を促進します。
- 就労移行支援は、就労に向けた訓練の場であり、賃金（工賃）の支給がないことから、最低賃金以上を得られる就労継続支援（A型）の利用を希望する人が増えている現状があります。障がい者が希望する働き方と有する能力、それに適した就労支援などを総合的に勘案し、適切な事業に結び付けていきます。また、当事業終了後の就労機会の拡大を図るため、ハローワークとの連携を強化し、雇用に対する理解と協力の啓発を図るとともに、障がい者雇用に関する情報の提供に努めます。
- 就労継続支援（A型）事業所については、市内の事業所の確保に努めます。また、近年、大阪府による実施指導で、雇用契約に比べ実労働時間が短いことや生産活動の内容が収益性の高い業務内容となっていない、障がい特性に応じた支援ができていない

ため定着率が低いなどの現状が指摘されており、府と連携した取組みに努め、サービス提供の質の向上を図ります。

- 一般就労が困難な障がい者などに対しては、障がい者就労施策と連携しながら、市から作業所への業務委託の実施などによる作業機会の確保や工賃の引き上げに取り組めます。

## (4) 居住系サービスの見込み

### ① 共同生活援助（グループホーム）

第4期計画期間中の利用人数は一定の増加で推移しており、病院や施設からの地域移行や親亡き後のニーズなどの要因も踏まえ、引き続き利用の増加を見込んでいます。

#### □ サービス見込み量

		2018年度(平成30年度)	2019年度(平成31年度)	2020年度
身体障がい者	人数	2	2	2
知的障がい者	人数	36	38	40
精神障がい者	人数	3	3	3
計	人数	41	43	45

※【単位】人数：実利用見込者数

### ② 施設入所支援

地域生活への移行の動向などを考慮しながら、利用量を見込んでいます。

#### □ サービス見込み量

		2018年度(平成30年度)	2019年度(平成31年度)	2020年度
身体障がい者	人数	11	11	10
知的障がい者	人数	16	16	15
精神障がい者	人数	1	1	1
計	人数	28	28	26

※【単位】人数：実利用見込者数

### ③ 自立生活援助【新規】

第5期計画において新たに新設されるサービスであり、サービス提供を開始する事業所数などの動向も不透明である一方、居宅での単身生活における諸般の支援を希望する人も想定されることから、一定数を見込んでいます。

#### □ サービス見込み量

		2018年度(平成30年度)	2019年度(平成31年度)	2020年度
身体障がい者	人数	1	1	1
知的障がい者	人数	1	1	1
精神障がい者	人数	1	1	1
計	人数	3	3	3

※【単位】人数：実利用見込者数

## 居住系サービスの確保の方策または事業実施の考え方

- グループホーム新規開設に対する支援や府営住宅などを活用したグループホームなどにより共同生活住居の整備を積極的に働きかけます。
- 様々な障がい種別や程度、障がい特性に対応できるよう、事業所指定の担当グループと連携し、事業所に対して研修の機会の提供など、サービスの専門性と質の向上を図ります。

## 2 障がい児通所支援サービス

### ① 児童発達支援

第4期計画期間中の実績の伸びの上昇やアンケートにおける利用意向の高さなどを考慮して増加を見込んでいます。

#### □ サービス見込み量

		2018年度(平成30年度)	2019年度(平成31年度)	2020年度
障がい児	人数	48	53	58
	人日数	570	629	689

※【単位】人数：実利用見込者数、人日数：月平均当たりの利用日数総数

### ② 医療型児童発達支援

サービス提供事業者が近隣にはないことや、第4期計画期間中に利用実績がないため、利用を見込んでいません。

### ③ 放課後等デイサービス

第4期計画期間中の実績の伸びの上昇やサービスを提供する事業所の増加、アンケートにおける利用意向の高さなどを考慮して増加を見込んでいます。

#### □ サービス見込み量

		2018年度(平成30年度)	2019年度(平成31年度)	2020年度
障がい児	人数	106	123	141
	人日数	1,242	1,448	1,654

※【単位】人数：実利用見込者数、人日数：月平均当たりの利用日数総数

### ④ 保育所等訪問支援

第4期計画期間中の実績の伸びの上昇やサービスを提供する事業所の増加、アンケートにおける利用意向の高さなどを考慮して増加を見込んでいます。

#### □ サービス見込み量

		2018年度(平成30年度)	2019年度(平成31年度)	2020年度
障がい児	訪問回数	57	70	84

※【単位】訪問回数：月平均当たりの訪問見込回数

⑤ 居宅訪問型児童発達支援【新規】

第5期計画において新たに新設されるサービスであり、サービス提供を開始する事業所数などの動向も不透明である一方、障がい児通所支援サービスを受けるために外出することが著しく困難な家庭におけるニーズが出ることも想定されることから、一定数を見込んでいます。

□ サービス見込み量

		2018年度(平成30年度)	2019年度(平成31年度)	2020年度
障がい児	訪問回数	2	2	2

※【単位】訪問回数：月平均当たりの訪問見込回数

障がい児支援サービスの確保の方策または事業実施の考え方

- 障がい児療育支援事業や関係機関と連携し、療育が必要な児童に対し、身近な地域で専門性の高い療育を提供できる体制の充実を図ります。
- 障がい児を受け入れている日中一時支援事業所などに対し、より専門性の高い療育支援を提供できるよう機能強化を働きかけ、放課後等デイサービス事業所への移行を促進します。
- 保育所等訪問支援については、南河内圏域の児童発達支援センターやサービス提供事業所と幼稚園、保育所、こども園及び学校などが連携した活動ができるよう実施体制の整備を図ります。
- 医療的ケアが必要な児童に対し適切な支援が行えるよう、大阪府や近隣市と連携し、人材の確保・養成に努めます。
- 医療的ケアが必要な児童に対しサービスの提供ができる事業所の確保に向け、医療機関などへの働きかけを行います。
- 大阪狭山市子ども・子育て支援事業計画に留意し、連携を図りながら障がい児支援サービスの確保を進めます。

### 3 相談支援

#### (1) 障がい者相談支援

##### ① 計画相談支援

障がい福祉サービス利用のためのサービス等利用計画を作成します。

見込み量の算出にあたっては、障がい福祉サービスの利用者数の増加などを踏まえ、同様に増加を見込んでいます。

##### □ サービス見込み量

		2018年度(平成30年度)	2019年度(平成31年度)	2020年度
身体障がい者	人数	17	19	21
知的障がい者	人数	35	37	40
精神障がい者	人数	35	35	35
障がい児	人数	1	1	1
計	人数	88	92	97

※【単位】人数：月平均当たりの利用見込者数

##### ② 地域移行支援

施設入所者や入院中の精神障がい者が地域生活に移行するための相談や、地域移行のための障がい福祉サービス事業所などへの同行支援を行います。

第4期計画期間中に実績がないことを踏まえた上で、地域生活への移行などの動向を考慮して、見込んでいます。

##### □ サービス見込み量

		2018年度(平成30年度)	2019年度(平成31年度)	2020年度
身体障がい者	人数	1	1	1
知的障がい者	人数	2	2	2
精神障がい者	人数	2	2	2
計	人数	5	5	5

※【単位】人数：月平均当たりの利用見込者数

### ③ 地域定着支援

単身生活または、家庭の状況などにより同居している家族による支援を受けられない障がい者への緊急事態における相談や訪問などを行います。

2017年度(平成29年度)の利用見込みがないことを踏まえ、地域生活への移行などの動向を考慮しながら、見込んでいます。

#### □ サービス見込み量

		2018年度(平成30年度)	2019年度(平成31年度)	2020年度
身体障がい者	人数	1	1	1
知的障がい者	人数	1	1	1
精神障がい者	人数	1	1	1
計	人数	3	3	3

※【単位】人数：月平均当たりの利用見込者数

## (2) 障がい児相談支援

障がい児通所支援サービス利用のためのサービス等利用計画を作成します。

見込み量の算出にあたっては、障がい児通所支援サービスの利用者数の増加などを踏まえ、増加を見込んでいます。

#### □ サービス見込み量

		2018年度(平成30年度)	2019年度(平成31年度)	2020年度
障がい児	人数	35	40	45

※【単位】人数：月平均当たりの利用見込者数

### 相談支援の確保の方策または事業実施の考え方

- 計画相談支援がすべての障がい福祉サービス利用者に拡大されたことによる需要増を踏まえ、市内の社会福祉法人や介護保険の居宅介護支援事業所などに対する相談支援事業への参入や相談支援専門員の確保・育成を促し、実施事業者の充実に努めます。
- 障がい児が発達過程に応じた適切な支援を受けて、自立した日常生活を送ることができるよう、一人ひとりに応じた障がい児支援利用計画の作成に努めます。  
また、本人と保護者のニーズに寄り添えるよう関係機関が情報を共有して、統一した支援の実施を進めます。
- 利用者に対してサービス内容の周知と利用促進を図ります。

## 第4節 地域生活支援事業の見込み

地域生活支援事業は、相談支援事業や意思疎通支援事業、移動支援事業などの必須事業と、地域の実情に応じて実施する任意事業から構成されています。

本節での地域生活支援事業の各事業の見込みについては、第4期計画期間中における利用実績を踏まえ設定しています。

### 1 必須事業

各事業について、第4期計画期間中の実績や実施状況を踏まえ、見込みを算出しており、各事業ごとに算出の考え方を記載しています。

#### ■ 必須事業の見込み量

##### ① 理解促進研修・啓発事業

事業を継続実施していきます。

	2018年度(平成30年度)	2019年度(平成31年度)	2020年度
理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施

##### ② 自発的活動支援事業

事業を継続実施していきます。

	2018年度(平成30年度)	2019年度(平成31年度)	2020年度
自発的活動支援事業	実施	実施	実施

##### ③ 相談支援事業

事業を継続実施していきます。

#### □ 整備・実施計画

	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度
障がい者相談支援事業	3か所	3か所	3か所
基幹相談支援センター	設置済	設置済	設置済
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施	実施	実施

※【単位】か所：実施箇所数、設置の有無、実施の有無

④ 成年後見制度利用支援事業

第4期計画期間中の利用実績を踏まえ、利用者数の増加を見込んでいます。

□ サービス見込み量

		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度
成年後見制度利用支援事業	人数	4	4	5

※【単位】人数：実利用者数

⑤ 意思疎通支援事業

(ア) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業、手話通訳者設置事業

第4期計画期間中の利用実績とアンケート調査の結果などから、横ばいで見込んでいます。

□ サービス見込み量

		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度
手話通訳者派遣事業	件	60	60	60
	時間	90	90	90
要約筆記者派遣事業	件	26	26	26
	時間	90	90	90
手話通訳者設置事業	人	1	1	1

※【単位】件：年間実利用見込み件数、時間：年間実利用見込み時間数、人：実設置見込み者数

(イ) 手話奉仕員養成研修事業

第4期計画期間中での動向を踏まえ、過去3年間の養成者の平均人数で見込んでいます。

□ 養成・登録見込み人数

		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度
養成講習修了見込み者数 (登録見込み者数)	人数	13	13	13

※【単位】人数：年間養成講習修了見込み者数

⑥ 日常生活用具給付等事業

第4期計画期間中の利用実績を踏まえ、在宅療養等支援用具を除く各用具について利用の増加を見込んでいます。

□ サービス見込み量

		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度
日常生活用具給付等事業（全体）	件数	1,357	1,461	1,566
介護・訓練支援用具	件数	5	6	7
自立生活支援用具	件数	27	34	41
在宅療養等支援用具	件数	9	9	9
情報・意思疎通支援用具	件数	18	20	23
排せつ管理支援用具	件数	1,292	1,384	1,476
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件数	6	8	10

※【単位】件数：年間給付等見込み件数

⑦ 移動支援事業

第4期計画期間中の利用実績を踏まえ、利用の増加を見込んでいます。

□ サービス見込み量

			2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度
実利用見込み 者数	身体障がい者	人	23	23	23
	知的障がい者	人	81	87	93
	精神障がい者	人	31	34	37
	障がい児	人	25	25	25
	計	人	160	169	178
延利用見込み 時間数	身体障がい者	時間/年	2,321	2,321	2,321
	知的障がい者	時間/年	14,056	15,097	16,138
	精神障がい者	時間/年	2,548	2,794	3,041
	障がい児	時間/年	4,603	4,603	4,603
	計	時間/年	23,528	24,815	26,103

※【単位】人：実利用見込み者数、時間/年：延利用見込み時間数

### ⑧ 地域活動支援センター事業

第4期計画期間中において利用者が増加していないことや、その他の日中活動サービスの事業所が増加している動向も踏まえ、第4期計画期間中の平均利用者数で横ばいで推移するものと見込んでいます。

#### □ サービス見込み量

	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度
実施見込み箇所数	3	3	3
実利用見込み者数	74	74	74

※【単位】か所：実施見込み箇所数、人：実利用見込み者数

#### 必須事業の確保の方策または事業実施の考え方

- 利用者が今後も地域で安心して生活できるよう大阪府や圏域自治体と連携し、サービスの質の向上、事業者の確保など、サービス提供体制の充実を図ります。
- 障がい者が地域で安心して生活を送るためには、地域住民の障がいに対する理解が重要であることから、「理解促進研修・啓発事業」を一層推進します。
- 成年後見制度<sup>(※)</sup>については、相談支援事業所や障がい福祉サービス事業所など関係機関と連携し、制度の周知と利用促進に努めます。
- 意思疎通支援事業については、より複雑で専門性(子育て・教育・医療)の高い通訳のニーズに対応できるよう、専門性の高い内容を組み入れた研修の実施を支援します。
- 高齢化の進展や加齢による難聴者の増加を踏まえ、要約筆記奉仕員などの確保・育成と事業の周知、利用促進に努めます。
- 日中活動の場を提供する地域活動支援センター事業は、障がい者の社会参加の機会を充実するためには欠かせないことから、引き続き体制を維持します。
- 「居住サポート事業」、「成年後見制度法人後見支援制度」については、今後事業の必要性について検討していきます。

## 2 任意事業

各事業について、第4期計画期間中の実績や実施状況を踏まえ、見込みを算出しており、各事業ごとに算出の考え方を記載しています。

### ■任意事業の見込み量

#### ① 日中一時支援事業

第4期計画期間中の利用実績は減少傾向にありましたが、サービス提供事業者の増加などによる利便性の向上を踏まえ、利用者を横ばいで見込んでいます。

##### □ サービス見込み量

		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度
日中一時支援事業	か所	14	15	17
	人/年	10	10	10

※【単位】か所：実施見込み箇所数、人/年：実見込み利用者数

#### ② 社会参加促進事業

##### (ア) スポーツ教室

事業を継続実施していきます。

##### □ サービス見込み量

		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度
スポーツ教室	回	1	1	1

※【単位】回：実施見込み回数

##### (イ) 奉仕員養成研修

養成者数は横ばいで見込んでいます。

##### □ サービス見込み量

		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度
養成講座修了見込み者数	人分/年	5	5	5

※【単位】人分/年：修了見込み者数

### 任意事業の確保の方策または事業実施の考え方

- 利用者が今後も地域で安心して生活できるよう、サービスの質の向上、事業者の確保など、サービス提供体制の充実を図ります。
- 地域における自立した生活や社会参加の促進の観点から、サービス利用促進を図るため、サービスの種類や内容に関する情報提供に努め、利用者本位のサービス提供を推進します。



---

# 第6章

## 計画の推進体制

---



## 第6章 計画の推進体制

### 1 計画の推進体制

#### (1) 庁内における計画の推進体制

本計画を着実に実施していくために、他の部門別計画などとの整合性を図るとともに、庁内関係部局との連携を深め、計画を総合的に推進します。

#### (2) 関係団体、市民との協力体制

障がい者団体やボランティア・事業所・社会福祉協議会などの関係団体及び地域住民との連携を進め、各種事業を推進します。

#### (3) 国・大阪府・近隣市町村との連携

障がい者に関する施策について、国・大阪府及び近隣市町村との連携のもと、総合的かつ効果的に実施していきます。

### 2 計画の進行管理及び評価

本計画を総合的に推進するために、「大阪狭山市障害者施策推進協議会」において本計画の進捗状況を定期的に把握するとともに、関係部局との連携を図りながら、障がい者の多種多様なニーズに応じて、的確にサービスを提供できるよう各施策を実施していきます。

また、「大阪狭山市地域自立支援協議会」において、相談事例などのなかから、地域課題の把握に努め、必要に応じて計画の見直しを実施します。

さらに、この計画では計画の実効性を高めるため、Plan（計画）、Do（実施）、Check（評価）、Action（改善）の4つの段階を一連の流れとして、定期的に計画の達成状況进行评估し、その結果を次のPDCAサイクル<sup>(※)</sup>につなげることで、継続的に計画の改善を図り、必要な対策を実施します。



---

# 資 料 編

---



# 1 大阪狭山市障害者施策推進協議会条例及び検討委員会設置規程

## (1) 大阪狭山市障害者施策推進協議会条例

平成9年9月26日

条例第15号

改正 平成16年12月24日条例第23号  
平成16年12月24日条例第25号  
平成23年9月26日条例第18号  
平成25年3月27日条例第17号  
平成28年12月21日条例第26号

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第36条第4項の規定に基づき、本市に大阪狭山市障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 協議会は、本市における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項及び障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項の調査審議を行うものとする。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者、関係行政機関の職員、障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後及び委員の任期満了後最初に行われる協議会の会議の招集は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。

(報酬並びに費用弁償支給条例の一部改正)

3 報酬並びに費用弁償支給条例(昭和35年大阪狭山市条例第5号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成16年12月24日条例第23号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成16年12月24日条例第25号)

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は規則で定める日から施行する。

(平成17年規則第34号で平成17年4月18日から施行)

附 則(平成23年9月26日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年3月27日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年12月21日条例第26号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

## (2) 大阪狭山市障害者計画及び大阪狭山市障害福祉計画検討委員会 設置規程

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づく大阪狭山市障害者計画（以下「障害者計画」という。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項の規定に基づく大阪狭山市障害福祉計画（以下「障害福祉計画」という。）を円滑に策定するため、大阪狭山市障害者計画及び大阪狭山市障害福祉計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 障害者計画及び障害福祉計画に係る調査、研究に関すること。
- (2) 障害者計画面案及び障害福祉計画面案の総合調整及び作成に関すること。
- (3) 障害者計画及び障害福祉計画の見直しに関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、健康福祉部長をもって充てる。
- 3 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

- 2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 検討委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(専門部会)

第6条 検討委員会は、所掌事務を円滑に推進するため、必要に応じて専門的な事項について調査研究を行うための専門部会を置き、意見を求めることができる。

- 2 専門部会は、別表第2に掲げる職にある者のうちから委員長が指名したものをもって充てる。

(庶務)

第7条 検討委員会及び専門部会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則（平成18年6月19日規程第4号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規程第4号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日規程第1号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年8月29日規程第3号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月29日規程第6号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規程第3号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月1日規程第3号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年3月31日規程第5号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

#### 別表第1（第3条関係）

政策推進部長

総務部長

都市整備部長

市民生活部長

防災・防犯推進室長

教育部長

こども政策部長

消防長

#### 別表第2（第6条関係）

政策推進部企画グループ課長

健康福祉部高齢介護グループ課長

健康福祉部健康推進グループ課長

都市整備部都市計画グループ課長

都市整備部土木グループ課長

市民生活部市民相談・人権啓発グループ課長

市民生活部市民協働推進グループ課長

市民生活部農政商工グループ課長

防災・防犯推進室室次長

教育部学校教育グループ課長

教育部社会教育・スポーツ振興グループ課長

こども政策部子育て支援グループ課長

こども政策部保育・教育グループ課長

消防本部総務グループ課長

その他委員長が必要と認める者

## 2 大阪狭山市障害者施策推進協議会委員名簿

(平成30年(2018年)2月22日現在)

区 分	団体名等	氏 名	備考
学識経験者	学校法人 桃山学院大学 社会学部教授	松端 克文	◎会長
障がい者及び障がい者の福祉に関する事業従事者	大阪狭山市身体障害者福祉協議会 会長	西 悟	
	特定非営利活動法人 あんずの会 理事	中山 真澄	
	大阪狭山市精神障害者家族会 大阪狭山つくし会 副会長	鎌苅 鈴子	
	社会福祉法人 大阪狭山市社会福祉協議会 副会長	吉川 壽一	○副会長
	大阪狭山市民生委員児童委員協議会 障がい者福祉部会 会長	手島 宏子	
	大阪狭山市社会福祉協議会 地区福祉委員会 委員長連絡会 副会長	酢谷 貢	
	社会福祉法人 大阪府障害者福祉事業団 地域生活総合支援センター ワークくみのき 所長	田中 加代	
	大阪狭山市商工会 会長	中嶋 芳彦	
	大阪狭山市ボランティアグループ連絡会 委員	井上 美代子	
	大阪狭山市人権協会 副会長	松本 節子	
社会福祉法人 自然舎 代表理事	楠 喜博		
関係行政機関の職員	大阪狭山市支援教育研究会 会長	北中 規夫	
	大阪府富田林保健所 地域保健課 主査	岡田 縁	
	大阪府立富田林支援学校 校長	川副 博史	
	大阪府立藤井寺支援学校 進路指導主事	土井 将久	
	河内長野公共職業安定所 所長	村田 憲司	
オブザーバー	大阪府富田林子ども家庭センター 育成支援課 課長補佐	丸橋 正子	

(敬称略・順不同)

### 3 大阪狭山市障害者施策推進協議会の開催経過

	開催日	主な議事内容
2016年度 (平成28年度) 第1回協議会	2017年(平成29年) 3月15日(水)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 会長及び副会長の選出について</li> <li>2. 第3次大阪狭山市障がい者計画及び第5期大阪狭山市障がい福祉計画の策定にかかる諮問について</li> <li>3. 第4期大阪狭山市障がい福祉計画の進捗状況について</li> <li>4. 第3次大阪狭山市障がい者計画及び第5期大阪狭山市障がい福祉計画策定工程について</li> <li>5. 第3次大阪狭山市障がい者計画及び第5期大阪狭山市障がい福祉計画策定に向けたアンケート調査の実施について</li> </ol>
2017年度 (平成29年度) 第1回協議会	2017年(平成29年) 7月20日(木)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 第4期大阪狭山市障がい福祉計画の進捗状況について</li> <li>2. 第3次大阪狭山市障がい者計画及び第5期大阪狭山市障がい福祉計画策定に向けたアンケート調査結果(概要)について</li> <li>3. 第3次大阪狭山市障がい者計画及び第5期大阪狭山市障がい福祉計画の骨子案について</li> </ol>
2017年度 (平成29年度) 第2回協議会	2017年(平成29年) 10月3日(火)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 第3次大阪狭山市障がい者計画及び第5期大阪狭山市障がい福祉計画(素案)について</li> </ol>
2017年度 (平成29年度) 第3回協議会	2018年(平成30年) 1月16日(火)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 第3次大阪狭山市障がい者計画、第5期大阪狭山市障がい福祉計画及び第1期大阪狭山市障がい児福祉計画(素案)について</li> </ol>
2017年度 (平成29年度) 第4回協議会	2018年(平成30年) 2月22日(木)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 第3次大阪狭山市障がい者計画、第5期大阪狭山市障がい福祉計画及び第1期大阪狭山市障がい児福祉計画(素案)について</li> </ol>

#### 4 大阪狭山市障害者計画及び大阪狭山市障害福祉計画検討委員会の開催経過

	開催日	主な議事内容
2016年度 (平成28年度) 第1回委員会	2017年(平成29年) 3月13日(月)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 第3次大阪狭山市障がい者計画及び第5期大阪狭山市障がい福祉計画の策定スケジュールについて</li> <li>2. 第3次大阪狭山市障がい者計画及び第5期大阪狭山市障がい福祉計画の策定に向けたアンケート調査の実施について</li> </ol>
2017年度 (平成29年度) 第1回委員会	2017年(平成29年) 7月12日(水)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 第3次大阪狭山市障がい者計画及び第5期大阪狭山市障がい福祉計画の策定に向けたアンケート調査結果の概要について</li> <li>2. 第3次大阪狭山市障がい者計画及び第5期大阪狭山市障がい福祉計画の骨子について</li> </ol>
2017年度 (平成29年度) 第2回委員会	2017年(平成29年) 9月28日(木)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 第3次大阪狭山市障がい者計画及び第5期大阪狭山市障がい福祉計画(素案)について</li> </ol>
2017年度 (平成29年度) 第3回委員会	2018年(平成30年) 1月9日(火)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 第3次大阪狭山市障がい者計画、第5期大阪狭山市障がい福祉計画及び第1期大阪狭山市障がい児福祉計画(素案)について</li> </ol>
2017年度 (平成29年度) 第4回委員会	2018年(平成30年) 2月14日(木)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 第3次大阪狭山市障がい者計画、第5期大阪狭山市障がい福祉計画及び第1期大阪狭山市障がい児福祉計画(素案)について</li> </ol>

## 5 用語解説

### 【ア行】

アクセシビリティ | 施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさのこと。

### 【カ行】

ガイドヘルパー | 主に、障がい者に対し、外出時の移動の介護等外出時の付き添いを専門に行うホームヘルパー。重度の視覚障がい者や脳性まひ者等全身性障がい者、知的障がい者、精神障がい者において、社会生活上外出が不可欠なとき、余暇活動等社会参加のための外出をするとき、適当な付き添いを必要とする場合に派遣される。

### 【サ行】

CSW | コミュニティソーシャルワーカーの略。支援が必要な高齢者や障がい者、子育て中の親などの見守り、課題の発見、専門的な相談の実施、必要なサービスや専門機関へのつなぎなどを行います。おおむね中学校区に1人配置されています。

社会的障壁 | 障がい者が社会的生活を営むうえで妨げとなる社会的な制度や慣行。

障害者就業・生活支援センター | 障がい者の就業面と生活面における一体的な支援を行う施設で、雇用・福祉・教育などの関係機関と連携しながら、就職に向けた準備や職場に定着するための支援、日常生活や地域生活に関する助言などを行う。

ジョブコーチ | 障がい者が実際に働く職場において、障がい者、事業主、障がい者の家族に対して職場定着に向けたきめ細やかな人的支援を行う者。

成年後見制度 | 知的障がい・精神障がいや認知症などのため判断能力が不十分な人に対して、裁判所の裁定に基づき、成年後見人が契約や財産管理、身上監護などの法律行為全般を行い、社会制度の中で不利益を被らないように支援する制度。

ソーシャルネットワークワーキングサービス(SNS) | インターネット上での交流の場を提供するサービス。「Facebook」「Twitter」「LINE」等。

### 【ナ行】

ネブライザー | のどや気管の病気の際に、薬液を霧状にして口や鼻から吸収させる装置。

## 【ハ行】

発達障がい	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥／多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものをいう。
バリアフリー	障がい者が社会生活をしていくうえで妨げとなる障壁（バリア；Barrier）となるものを除去（フリー；Free）するという意味で、建物や道路の段差など生活環境上の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く社会参加を困難にしている制度や意識、情報の活用などにおける障壁の除去も必要であるとされている。
P D C A サイクル	計画（Plan）を実行（Do）し、評価（Check）して改善（Action）に結びつけ、その結果を次の計画にいかすプロセスのこと。
福祉的就労	障がいがあることによって一般就労（企業的就労）が困難な人のために配慮された環境への就労。

## 【ヤ行】

ユニバーサルデザイン	身の回りの品物から住宅、建物、都市空間のデザインまで、すべての人が使いやすいように考慮してつくられた汎用性のある製品、環境、情報の構築実現をめざしたもの。1990年代から普及してきた新しいものづくりの考え方。
要約筆記	聴覚に障がいがある人のために、その場で話されている内容を即時に要約して文字にすること。

## 【ラ行】

ライフステージ	人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。
---------	---

## 6 大阪狭山市子ども・子育て支援事業計画における各事業の利用量見込み（抜粋）

### （1）教育・保育の量の見込みと提供体制の確保方策及び実施期間

#### 1) 幼稚園・認定こども園

【対象】 1号認定、2号認定（教育）

【利用者推計と提供体制】

		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)
①利用者推計（人）		672	684
②提供体制 (人)	施設給付型の幼稚園、 認定こども園	640	825
	市内	552	675
	市外	88	150
	確認を受けない幼稚園	300	200
	市内	0	0
	市外	300	200
②－①		268	341

【提供体制の確保方策】

市立幼稚園における3歳児の受入れに伴い、当初計画に比べて見直し後の提供体制が少なくなっています。

2019年度（平成31年度）には、市立西幼稚園及び南第二幼稚園の廃園後に整備する幼保連携型認定こども園の開園により、必要な受入れ定員の拡大を図ります。

#### 2) 保育所・認定こども園及び地域型保育事業

【対象】 2号認定（保育）、3号認定

【利用者推計と提供体制】

		2018年度 (平成30年度)		2019年度 (平成31年度)	
		2号(保育)	3号	2号(保育)	3号
①利用者推計(人)		736	500	744	481
②提供体制 (人)	保育所・認定こども園	635	406	750	481
	市内	625	401	730	476
	市外	10	5	20	5
	地域型保育事業		12		12
	合計	635	418	750	493
②－①		▲101	▲82	6	12

※ ▲マークはマイナスを表す

【提供体制の確保方策】

2018年度（平成30年度）には、民間保育所の新設により受入れ定員を拡大します。

2019年度（平成31年度）には、市立西幼稚園及び南第二幼稚園の廃園後に整備する幼保連携型認定こども園の開園により、利用者推計に見合う受入れ定員の拡大を図ります。

## （２）地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

### 1) 時間外保育事業

【事業概要（国規定）】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業。

【本市における該当事業】延長保育事業

【利用者推計と提供体制（0～5歳児）】

	見直し後の計画	
	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)
①利用者推計（人）	496	478
②提供体制： 延長保育事業（人）	496	478
②－①	0	0

【提供体制の確保方策】

時間外保育事業は、保育所及び認定こども園の実利用定員分の提供が可能であり、利用児童数に応じて提供体制を整えます。

### 2) 放課後児童健全育成事業

【事業概要（国規定）】

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童について、放課後に適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図る事業。

【本市における該当事業】放課後児童会事業

【利用者推計と提供体制（小学1～6年生）】

	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)
①利用者推計（人）	818	811
②提供体制： 放課後児童会事業（人）	814	854
②－①	▲4	43

※ ▲マークはマイナスを表す

【提供体制の確保方策】

北小学校内の専用棟の整備により、2018年（平成30年）4月からの受入れ枠を拡大します。

また、新たに整備する幼保連携型認定こども園に専用室を設けて、多様な提供体制の整備を図ります。

3) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要（国規定）】

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。

【本市における該当事業】 こんにちは赤ちゃん訪問事業

【利用者推計と提供体制】

	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)
①利用者推計（人）	416	407
②提供体制：こんにちは 赤ちゃん訪問事業（人）	416	407
②－①	0	0

【提供体制の確保方策】

助産師が対象家庭を訪問する実施体制を確保します。

4) 養育支援訪問事業

【事業概要（国規定）】

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。

【本市における該当事業】 育児支援家庭訪問事業

【利用者推計と提供体制（0～5歳児）】

	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)
①利用者推計（人）	3	3
②提供体制：育児支援家庭訪問事業（人）	3	3
②－①	0	0

【提供体制の確保方策】

市が認定する育児支援員が対象家庭を訪問する実施体制を確保します。

## 5) 地域子育て支援拠点事業

### 【事業概要（国規定）】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。

【本市における該当事業】子育て支援センター事業、つどいのひろば事業

### 【利用者推計と提供体制（0～2歳児）】

	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)
①利用者推計（人回 <sup>※</sup> ）	30,792	30,072
②提供体制：子育て支援センター事業、 つどいの広場事業（か所）	4	4

※人回：年間の延利用人数

### 【提供体制の確保方策】

現在の子育て支援センター事業2か所、つどいのひろば事業1か所に加え、新たに2017年度（平成29年度）から子育て支援センター事業を実施する拠点の設置をめざします。

※2014年度（平成26年度）の計画の策定当時の内容を掲載しています。

## 6) 一時預かり事業

### 【事業概要（国規定）】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

### ①幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

【本市における該当事業】預かり保育（幼稚園在園児のみ対象）

### 【利用者推計と提供体制（3～5歳児）】

	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)
①利用者推計(人日 <sup>※</sup> )	22,003	20,929
1号認定による利用	2,382	2,265
2号（教育）認定による利用	19,621	18,664
②提供体制：市立・私立幼稚園の 預かり保育（人日 <sup>※</sup> ）	22,003	20,929
②－①	0	0

※人日：年間の延利用人数

【提供体制の確保方策】

市立幼稚園で実施するとともに、民間の幼稚園及び認定こども園と連携して提供体制を整えます。

②預かり保育以外の一時預かり

【本市における該当事業】一時預かり事業

【利用者推計と提供体制（0～5歳児）】

		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)
①利用者推計(人日※)		12,396	12,165
②提供体制 (人日※)	一時預かり事業 (保育所実施分)	11,596	11,365
	一時預かり事業 (その他施設分)	800	800
②-①		0	0

※人日：年間の延利用人数

【提供体制の確保方策】

市内の保育所及び認定こども園並びに子育て支援拠点施設と連携して提供体制を整えます。なお、ファミリー・サポート・センター事業においても一時預かりサービスを提供していますが、概ね1～2時間程度の短時間の利用であることから、本事業にかかる提供体制には含めていません。

第3次大阪狭山市障がい者計画  
第5期大阪狭山市障がい福祉計画  
第1期大阪狭山市障がい児福祉計画

発行 2018年（平成30年）3月

編集 大阪狭山市健康福祉部 福祉グループ

〒589-8501 大阪府大阪狭山市狭山一丁目2384番地の1

電話 072-366-0011(代表)